

不確定原稿

令和8年武蔵野市議会会議録第10号 (第2回定例会)

6月11日(木曜日)

○出席議員(25名)

1番	道場 ひでのり君	2番	きくち 由美子 君
3番	大野 あつ子 君	4番	深田 貴美子 君
5番	東山 あきお 君	6番	宮代 一利 君
7番	本多 夏帆 君	9番	小林 まさよし君
10番	浜田 けい子 君	11番	落合 勝利 君
12番	菅 源太郎 君	13番	さこう もみ 君
14番	藪原 太郎 君	15番	蔵野 恵美子 君
16番	木崎 剛 君	17番	山崎 たかし 君
18番	与座 武 君	19番	橋本 しげき 君
20番	三島 杉子 君	21番	本間 まさよ 君
22番	山本 ひとみ 君	23番	下田 ひろき 君
24番	西園寺 みきこ 君	25番	川名 ゆうじ 君
26番	深沢 達也 君		

○欠席議員

なし

○出席説明員

市長	小美濃 安弘 君	副市長	一ノ関 秀人 君
副市長	荻野 芳明 君	教育長	吉原 健 君
監査委員	小島 麻里 君	総合政策部長	樋爪 泰平 君
総務部長	吉清雅 英 君	財務部長	齋藤 淳一 君
税務担当部長	稲葉 秀満 君	市民部長 兼交流事業担当部長	田川 良太 君
市民活動担当部長	天野 裕明 君	防災安全部長	横山 充 君
環境部長	関口 道美 君	健康福祉部長	毛利 悦子 君
保健医療担当部長	田中 博徳 君	子ども家庭部長 兼健康福祉部母子保健担当部長	齋藤 尚志 君
都市整備部長	高橋 弘樹 君	水道部長	田原 美樹 君
教育部長	真柳 雄飛 君		

○出席事務局職員

事務局長	菅原 誠治 君	事務局次長	村瀬 健大 君
------	---------	-------	---------

不確定原稿

○議事日程第2号

令和8年6月11日（木曜日） 午前10時 開議

第1 一般質問

第2 地域生活支援事業における「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報酬引上げに関する陳情の取下げについて（陳受8第2号）

第3 議会運営委員会委員の選任

第4 常任委員会委員の選任

○午前10時00分 開議

○議長（木崎 剛君） これより本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問を行います。

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定、障がいがある方の18歳以降の居場所づくりの促進等について、20番三島杉子議員。

（20番 三島杉子君 登壇）（拍手）

○20番（三島杉子君） 通告に従いまして、5つのテーマで質問いたします。

本日、教育委員会からリーフレット配付がされていました。パブコメだとか児童生徒アンケートを、改めてこれだけのものに入れるのはなかなか難しいなと思ひまして、本当に書かれている、これだけパブリックコメント、意見があります。これもすごく小さい字です。また、児童生徒アンケートもこのぐらいの量があります。すみません、この量は違いますけれどもあります。実際にそちらをしっかりと読んでいく、そして共有していくことが大事だと改めて思ひました。

1、第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定について。

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会——以下、審議会と言ひます——の中間まとめ——以下、中間まとめと言ひます——への質問や意見には、中間まとめの方向性とは異なる意見がかなり見られました。児童生徒アンケートのコメントでは、通学距離が遠くなる、生徒が著しく増えることが怖いや、孤立しやすさがあるなどの不安、学級数が少ないほうが一人一人に目が行き届いていいなどの統合反対の意見が、賛成の意見の3倍近くありました。パブリックコメントでも、当事者の委員の発言に賛同して統合反対、大規模でない学校だから選択してこの地域に来た、それぞれの学校の文化、防災拠点、通学距離など、様々な観点から、統合反対の意見が賛成意見の倍以上ありました。

教員と思われの方の回答では、学校規模が大きくなるデメリットとして、全教職員が全児童の特性を細やかに把握できない、子どもへの理解が薄くなる、個々への対応が難しくなる、教員のコミュニケーション、連携が取りにくくなる、教員の指導が難しくなる、ルールの増加や規律の徹底に偏る傾向があるなどの意見が散見できました。小規模校のメリットとして、教員のコミュニケーションが取れる、深い関わりが持てて働きやすい、丁寧な対応ができる、自分の学年以外の生徒のことも把握しやすくなり、多面的な生徒理解が達成しやすくなるなどの、教育内容に大きく関わる意見が出されています。複数の

不確定原稿

方からです。

地域や教職員、子どもの声を丁寧に聞き、市民と丁寧に話し合いをし、慎重に市民の声を受け止めて計画策定を行うことを求め、以下質問します。

（１）審議会の中間まとめには、今まで7学級以上としていた小・中学校の適正規模を1校を12から18学級とし、第二中、第六中を再編し、統合新校を設置することが望ましいとあります。

①二中、六中を再編し、統合新校とした場合、多人数の学校になると考えますが、1学級35人として計算すると、何学級の学校になると想定されますか。通常学級のみと通常学級以外の学級を入れた場合について伺います。

②同じく三中、四中を再編し、統合新校をつくった場合は、1学級35人として計算すると、何学級の学校になると想定されますか。通常学級のみと通常学級以外の学級を入れた場合について伺います。

③2026年度、または2025年度の施設一体型小中一貫校以外の都内の市立・区立中学校の学校総数と、そのうち通常学級の学級数が18学級、19学級、20学級、21学級、22学級以上の学校数をそれぞれ伺います。

④武蔵野市立中学校で今年度通常学級の学級数が一番多い学校の学級数は13学級です。審議会の中間まとめで、1校の適正規模とされた学級数の12から18学級で考えると、学級数が少ないほうの学校です。武蔵野市で通常学級が1校18学級以上の中学校が存在した最後の年度を伺います。

（２）再編、統合してできる20学級以上の中学校では、セカンドスクールで学年全員の受入れが可能でしょうか、今と同じようなプログラムが可能と考えますか、見解を伺います。

（３）現在の武蔵野市の中学校では、養護教諭1人が対応する生徒の人数は200人台から400人台です。統合新校では700人台の生徒を1人で対応することになると予想されますが、生徒への十分な対応や養護教諭の負担について、この対応人数をどのように考えるか、見解を伺います。

（４）通学環境について。

①六中の生徒が二中の場所へ通学となった場合に、最も距離が長くなる生徒は登校距離が何メートル増え、登校時間がどのくらいになるとの試算であるかを伺います。

②自転車通学については、雨、強風、雪の日もあり、自転車専用道路の整備も不十分であり、説明会でも市民から安全への不安が出されていました。毎日自転車通学することの安全性についての見解を伺います。

③都内であるにもかかわらず、公立中学校へ通うに当たって、片道40分、50分歩くか、自転車通学かの選択を強いる状況が生まれることについての見解を伺います。

（５）説明会で登校距離に関して学区変更という言葉が出てきました。中間まとめの説明会です。学区変更が検討項目に入るなら、統廃合の前に学区変更で対応できるのではと考えますが、見解を伺います。

（６）六中のいとすぎ学級は、学校が統合された場合は統合新校の所属となるのかを伺います。

（７）パブリックコメント、説明会での意見、子どもの意見には、中間まとめの方向に異を唱える意見がかなりあったことや、意見の内容を教育委員会、また市としてはどのように受け止めているか伺います。

不確定原稿

（８）提出された意見について、審議会としての対応方針（案）を書いた一覧表が出されました。対応方針（案）を書いて終わりとできない内容が多数あったと考えます。最終答申をつくるに当たって、地域や教職員、子どもの声を聞き、市民と丁寧に話し合いをしていくことも必要ではないでしょうか。市民の意見を受け止めて、どのように答申に反映していくのかを考える必要があるのではないのでしょうか。予定の審議会の回数や話し合うテーマの変更も必要ではないかと考えますが、教育委員会と市の見解を伺います。

２、学校での暑さ対策と水泳指導の安全対策の拡充について。

５月で既に夏日や30度を超える真夏日がありました。今後も厳しい暑さが予想されます。また、水泳指導が始まる時期ですが、水泳は子どもにとって魅力ある活動であるとともに、重大な事故につながる危険性もあります。暑い中での水泳指導は熱中症対策も必要です。学校での暑さ対策と水泳指導の安全対策の拡充を求め、以下質問します。

（１）ボトル対応の冷水機の設置について伺います。試行設置ということで、小学校５校、中学校３校のみの設置で、小学校７校、中学校３校には設置されませんでした。設置された第五中学校のホームページには、早速部活動前に水筒に水を補充する生徒の様子がアップされていました。浄水器を設置していない水道から直接水を飲まない御家庭が増えており、十分な水分補給には水筒で大量の水を持参することが必要になります。通学荷物の軽量化の視点からも、子どもの意見も聞き、学校と協議し、水筒に水の補充ができるように、未設置の学校にも早急にボトル対応の冷水機設置を求めますが、見解を伺います。

（２）エアコン設置が進まなかった学校へのエアコン設置が、今年度予算に入っていたことは歓迎いたします。しかし、まだまだ授業で使う特別教室へのエアコンの整備が必要です。健康被害の予防、教育活動の保障という観点からも、早急の整備を求めますが、見解を伺います。

（３）学校での暑さ対策で、ボトル対応の冷水機設置以外に、設備面や運用面で進んだ対策を伺います。

（４）学校プールでの暑さ対策について伺います。

①子どもや教員から暑さ対策についてどのような要望があるか、また把握するためにどのような取組をしているかを伺います。

②プールサイドの日よけやミストシャワーなど、見学者や教員も含めての暑さ対策の現状と課題認識を伺います。

（５）学校裁量予算の中で、学校に任せるのではなく、暑さ対策の独自費用をつけることを求めますが、見解を伺います。

（６）学校プール、水泳指導での安全対策について伺います。

①井之頭小学校の仮設校舎使用期間中の水泳授業は大野田小学校のプールを使用とのこと。水深の調整や水泳指導補助員の配置、体調を崩した児童への対応、緊急時の対応、移動時などの安全対策を伺います。

②プール排水口等の安全管理について。

１、吸い込み防止加工の点検を、いつ、どのような方法で行っているのか伺います。

不確定原稿

2、学校内外含め、市内の全てのプールについて吸い込み防止加工がされ、安全が確認されているかを伺います。

③子どもの安全確保のために重要な水泳指導補助員について伺います。

1、水泳授業時に、複数教員にプラスして1名以上の水泳指導補助員が必ず配置できているか、配置人数の現状を、市立小学校、中学校に分けて伺います。

2、水泳指導補助員の任用方法を伺います。

3、人材派遣会社への委託について、委託先の決定方法を伺います。

4、武蔵野市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱に記述があるとありますが、要綱が廃止となっていますので、ちょっと文面を変えます。「ありました」といたします。泳力、救命救急講習の受講、教員の補助として適切な言動を取ることを任用に当たってどのように担保しているのかを、それぞれの任用方法について伺います。

5、指導員配置にかかる費用はどのように予算立てされているのか伺います。

6、学校での水泳指導時の安全確保についての課題と対応策について伺います。

7、水泳授業時に、小・中学校ともに複数教員にプラスして、必ず1名以上の水泳指導補助員を配置すること、また、状況によっては安全確保のために2名以上の配置をすること、人員の確保を学校任せではなく、教育委員会として予算を含めての支援をすること、任用方法にかかわらず、救命救急講習受講完了を徹底することを求めますが、見解を伺います。

3、生活が困窮した場合の支援等の拡充について。

市役所閉庁時に手持ちの現金や食品がなく、お困りの相談を受けることがあります。年末年始は、担当業務を行っている生活福祉課や高齢者支援課等の部署で市役所当直室からの連絡を受ける形で、緊急時対応等を行っているとのことですが、市役所閉所期間に生活支援が必要となった場合の緊急対応支援につながる体制の拡充と、生活保護世帯の暑さ対策の拡充を求め、以下質問します。

(1) 市役所が一定の期間閉じているゴールデンウィークや年末年始に生活が困窮した方への対応について。

①緊急の食料や居場所支援などに対応できるように、どのような体制が整えられているかを伺います。

②①の支援があることの周知方法を伺います。

③いざというときに支援が受けられるように、周知方法の工夫と、当直室から連絡を受けるのと同様に、市役所のメールに発信された困難状況も確認して支援できる仕組みを求めますが、見解を伺います。

(2) 東京都が、猛暑にエアコン等の利用を抑えることがないよう、暑さ対策の徹底をうたって、水道基本料金の無償化を行い、武蔵野市も夏期の水道基本料金の4か月無償化を行っていますが、生活保護等の世帯はこの事業での恩恵はありません。

①武蔵野市が始めた、東京ゼロエミポイントと併用して可能な生活困窮世帯等へのエアコン購入費の10万円助成事業で設置したエアコンが、熱中症対策として利用を抑えることなく使用できるためには、物価高騰の中で電気代の補助も必要と考えますが、見解を伺います。

②生活保護費の夏季加算について、現在の状況、国の動向についての市の認識を伺います。国に要望していくことを求めますが、見解を伺います。

不確定原稿

③空港近くの騒音対策に関わり、生活保護世帯等への冷房等電気料金の補助がある自治体があります。現在は空港付近でなくても、夜間に窓を開けて風を入れれば熱中症が防げるという状況ではありません。生活保護費の収入認定にしない形で武蔵野市が独自の電気代の補助をすることを求めますが、見解を伺います。

4、障がいがある方の18歳以降の居場所づくりの促進について。

先日も複数の市民の方から御要望や御相談がありました。お一人はシングルの保護者の方です。7時15分から18時半まで働いていたそうです。この3月に自閉症のお子さんが放課後等デイサービスを卒所され、その後の行き場がなく、市などに相談し、日中一時支援や移動支援を勧められましたが、移動支援は人手不足で週2回、日中一時支援も週1回、それも移動支援の事業所は20か所以上電話してほぼ断られ、日中一時支援の事業所も全て電話したが断られたとのこと、さらに相談をしたがどうにもならず、専攻科に通うお子さんの夏休み期間は、無給となりますが介護休暇を取らざるを得ない。しかし、このままでは仕事を辞めざるを得ず、生活が立ち行かない、どうしたらいいのかという切実な訴えでした。御本人の了承を得てお話ししています。

18歳以降の障害がある方の余暇活動や居場所づくりについては、武蔵野市障害児・者親の会連合会からも毎年要望書が出され、市としても必要性の認識が第1回定例会の答弁でも示されました。東京都の今年度の新規事業である区市町村障害者の居場所づくり促進事業——以下、促進事業と言います——を活用し、余暇活動の場、居場所を拡充することを求め、以下質問します。

(1) 東京都の今年度の新規事業である区市町村障害者の居場所づくり促進事業の申請のスケジュールを伺います。

(2) 促進事業の対象となる施設は市内にどのくらいあり、活用について意向がある施設がどのくらいあると認識しているかを伺います。

(3) 余暇活動の場、居場所の拡充に向けて、市として取り組んでいることを伺います。

(4) 促進事業は費用の4分の3は東京都が出すということで、ぜひこの事業を活用し、18歳以降の障害がある方の余暇活動や居場所を増やしていくことを求めますが、見解を伺います。

5、会計年度任用職員の再度任用の上限回数撤廃について。

経験を積んだ方がそれぞれの部署で重要な役割を果たされ、継続して働いていただくことは、市民サービスの点でも重要なことです。予算特別委員会で、他の委員へですが、副市長の「任用上限の撤廃につきましては、近隣の状況等も見ましても、方向性としてはそういう形になるのだろうなというふうに思っておりますが、来年度」、今年度です、「会計年度任用職員の在り方の検討は引き続き行いますので、その中でしっかり議論していきたいと思います」という御答弁がありました。

近隣自治体が、小金井市1市を除き、三鷹市、西東京市、杉並区、練馬区と、軒並み上限回数を撤廃した状況からも、アンケート結果に表れた、当事者の多くの方が上限回数撤廃を望む声を受け止め、再度任用の上限回数を撤廃することを求め、以下質問します。

(1) 再度任用の上限回数撤廃に向けて、検討の進捗状況を伺います。

(2) 予算特別委員会では会計年度任用職員の欠員が出ている状況が確認できました。一括採用、各課採用それぞれで、現在欠員になっている状況があるかを伺います。

不確定原稿

（３）再度任用の上限回数の撤廃を求めますが、見解を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○市 長（小美濃安弘君） 三島杉子議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは、大きな３点目の（１）の１からお答えいたします。緊急の食料や居場所支援などについてでございます。緊急の食料につきましては、本庁西棟１階の宿直室にクラッカーやアルファ米などの食料を用意し、支給できる体制を取っております。居場所につきましては、東京都の事業であるＴＯＫＹＯチャレンジネットなどを適宜御案内しているところであります。

２点目、市報、ホームページ等での一般周知につきましては、用意できる食料の量も限られていることなどから、現在行っておりませんが、生活保護を受給されている方で御心配な方につきましては、担当のケースワーカーが直接お伝えをしているところであります。

３点目です。周知・広報につきましてであります。長期休業期間に開設している相談窓口などを、市報、ホームページで周知していくことなどを検討してまいります。休日の対応につきましては、生活福祉課へのメールの確認は、職員体制等から現時点で対応することは難しいと考えております。電話対応につきましては、課の係長級以上の職員が輪番で緊急対応用の携帯電話を所持しており、宿直室からの緊急連絡に対応しております。また、長期休業前に体調等、心配な被保護者については、係長級以上で共有を図り、連絡があった際には適切な対応を取ることができるようにしております。

次に、（２）の①電気代についての御質問です。国がガス代と合わせて、７月から９月にかけて支援を行うことが発表されておりますので、市としてさらなる上乗せの補助を現時点では考えておりません。

２点目です。夏季加算の新設につきましては、毎年、都を通じ、他区市と連名で厚生労働省に意見を提出しております。国の動向であります。現時点で同加算新設の通知等は確認できておりません。

次に、（２）の３、市独自の生活保護世帯等への冷房等電気料金補助についてであります。御紹介いただいた事例は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく環境が前提となっているものと認識しており、同様の補助は考えておりませんが、他自治体の事例などを研究してまいります。

次に、大きな４点目の（１）東京都の今年度の新規事業である区市町村障害者の居場所づくり促進事業の申請のスケジュールについてであります。東京都からは、令和８年９月頃に当初交付申請の予定と聞いております。

（２）です。促進事業の対象となる施設は市内にどれぐらいあるのかということです。生活介護が１３事業所、就労継続支援が１７事業所、地域活動支援センターが３事業所、合計で３３の事業所が対象であると考えています。そのうち活用について意向がある施設がどのぐらいあるのかということについては、現在アンケート調査を行う準備を進めております。

次、３点目です。余暇活動の場、居場所の拡充に向けて、市として取り組んでいることについてであります。日中一時支援事業者が開設する場合の開設補助の実施、事業所を賃貸する場合の施設借り上げ費用の助成、支援費の単価見直し等を行うことで、事業所増に取り組むとともに、障害者福祉センターの各種講習会の開催、地域活動支援センターにおける居場所の提供、市が委託事業として実施している芸術活動やスポーツ等の余暇活動支援などを通じて、拡充に向け取り組んでいます。

不確定原稿

次に（４）です。区市町村障害者の居場所づくり促進事業の実施を求めたいとのことですが、御指摘のとおり、本事業は都が４分の３を補助する、極めて効果的な制度だと考えています。18歳以降の障害者の余暇活動、居場所の確保は重要な課題であると認識しています。現在、市内の対象施設を対象としたアンケート調査を準備中であり、どれくらいの事業者が対応できる可能性があるかを確認し、実施に向けた課題の把握などに努めたいと思います。このアンケート結果を踏まえつつ、現在策定中の障害福祉計画等での検討を通じて、市としてどのような支援体制が必要であり、本事業をどのように活用するか、研究を進めてまいります。

次に、大きな５点目、再度任用の上限回数撤廃に向けての御質問であります。

（１）と（３）の質問は関連する内容ですので、まとめてお答えをいたします。会計年度任用職員の再度任用上限回数については、現在、都内自治体を対象とした調査を実施しております。自治体の対応状況や国の検討状況も踏まえ、昨年度より開催しております会計年度任用職員制度の在り方検討委員会の中で、再度任用の上限回数の在り方について検討を進めていきたいと考えております。

次に、（２）の会計年度任用職員の欠員状況についてです。会計年度任用職員の定数管理は行っていないため、募集人員に対する応募人数の状況について回答いたします。令和８年４月１日任用の一般事務職のパートナー職員の一斉募集においては、募集人数31人に対して、171人の応募がありました。各課による募集については、令和８年４月から５月までの期間中に募集した人数合計11人に対して、合計31人の応募がありました。欠員等が生じた場合、ほぼ募集人数以上の方に応募をいただいております。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からまず大きな１点目、（１）の①統合新校の生徒数についてのお尋ねです。最新の生徒数推計では、第二中と第六中の生徒数の合計が、数年間は18学級を超える可能性があると思込られますが、統合新校を設置する数年後には、審議会としてまとめた適正規模である、12学級以上18学級以下になるものと考えられております。なお、第二中、第六中の学校内には固定の特別支援学級はございません。

次に、（１）の②です。第三中、第四中を再編し、統合新校をつくった場合についての御質問です。第三中、第四中についての改築に関しましては、現在行っております第二期学校施設整備基本計画の計画期間中に建て替えを予定していないため、今回の審議会におきましては審議の対象としておらず、お答えはできません。

続きまして、（１）の③です。都内の公立学校学級数についてのお尋ねです。2025年度は公立学校統計調査報告書のデータがございますので、それに基づきお答えをいたします。まず、都内の市立中学校、総数が214校ございますが、そのうち18学級が４校、19学級が４校、20学級が７校、21学級が３校、22学級以上が１校でございます。次に、都内の区立学校、総数365校のうち、18学級が８校、19学級が２校、20学級が２校、21学級はゼロ、22学級以上は１校という結果でございます。

続きまして、④です。中学校で18学級以上の年度についてお答えいたします。武蔵野市におきまして市立中学校で過去において18学級以上あったのは、平成８年度まででございます。

次に、１の（２）です。20学級以上の中学校におけるセカンドスクールの受入れについてのお尋ねです。まず答弁の前提といたしまして、第二期学校設備基本計画の策定につきましては、審議会に諮問中

不確定原稿

でありまして、中間まとめに記載された二中、六中再編、これは決定事項ではないということ、また、諮問中のことについてこのような場で私が考えを述べることは適切ではないということ、まずお断りしておきます。

そのことを踏まえてですけれども、セカンドスクールにつきましては、当然のごとく学校規模にかかわらず、セカンドスクールの事業の教育的意義や目的を達成できるプログラムを工夫して行うことが大切だというふうに考えております。

次に、1の(3)です。生徒への十分な対応や養護教諭の負担における、統合された学校、生徒数についてのお尋ねです。養護教諭につきましては、東京都の教職員定数配当基準表に基づきまして、現在26学級以上に2名が複数配置となっております。その基準に沿って配置されるものと考えております。

しかしながら、議員が御指摘のとおり、これは統合新校に限らずですが、養護教諭の負担について考えますと、児童生徒数の多い学校につきましては、児童生徒へのきめ細かな対応という面については課題があるものというふうに認識しております。

次に、1の(4)、①です。第六中学校区の生徒が統合新校に通う場合の通学距離と時間についてのお尋ねです。第6回審議会当日の質疑の中で事務局でシミュレーションを提示していますので、それに基づいてお答えをいたします。

現在、第六中学校区で最も長い距離は、境南町1丁目、日赤病院付近になりますが、距離にしますと約1.8キロメートル、これが統合新校を仮に第二中及び旧桜堤小敷地に設置した場合については、約2.7キロメートルになる見込みであります。距離で言うと約900メートルほど距離が増えます。1キロ当たり15分で徒歩通学とした場合には、約40分程度かかると見込まれています。

次に、1の(4)、②です。自転車通学の安全性についてのお尋ねです。これにつきましては現在審議会でも審議しております。二・六中を再編した場合に通学距離が遠くなることの方策の一つとして、先ほどの自転車通学という案が出されたものと認識しておりますが、当然自転車通学の安全性は非常に重要であるため、今後の審議会の中で、より深く御審議いただきたいというふうに思っております。

続きまして、1の(4)の③です。通学に関しての課題についてのお尋ねです。審議会の中でもこの通学距離が長くなることについての課題について、現在審議をいただいております。この通学距離の課題につきましては、メリット、デメリットを洗い出した上で、最終的には子どもの学びを第一に審議が進んでおりますし、今後も審議を進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、1の(5)です。学区変更についてのお尋ねです。昨年度の審議会におきまして、審議会でもまとめた適正規模を下回る第二中、第六中に対して方策を検討していただいた際に、学区変更も含めて、様々な他自治体の方策も含めて検討していただいたものと認識しています。

具体的に申し上げますと、第3回目の審議会では、事務局からこの適正規模を下回った場合の方策の一つとして、学区域変更についても他自治体の例を紹介いたしました。その後、審議会委員におきまして、この学区域変更も方策の一つとして検討いただいたものと思いますけれども、その次の第4回審議会の中では、議論の俎上には上らなかったものというふうに認識しています。そして様々な検討をいただいた結果が、現在の中間まとめの記載になったというふうに考えております。

続いて、1の(6)です。六中、いとし学級についてのお尋ねです。いとし学級につきましては、

不確定原稿

御案内のとおり武蔵野赤十字病院内に設置されました、病弱学級、院内学級でございます。いとうすぎ学級の所在地であります境南町1丁目を、その学区に含む中学校に所属するものというふうに認識しております。

続きまして、1の（7）です。中間まとめに対してのお尋ねです。中間まとめに対して、市民の方から広く関心を持ち、様々な角度から広く御意見をいただいていることにつきましては、今後の審議会でこれらの御意見は議論の充実につながるものというふうに受け止めております。

次に1の（8）です。今後の審議会の進め方ですけれども、審議会ではパブリックコメント、児童生徒アンケート、3駅圏の説明会など、様々な立場からの御意見を確認いただいた上で、審議を進めているというふうに認識しております。また、意見を聞くだけではなくて、審議状況を市民の方に積極的に共有していくことも重要と考えており、教育委員会では説明会や、そしてリーフレットの配布、また地域への情報共有も今後進めてまいりたいと思っております。

なお、中間まとめに記載した審議会の開催予定につきましては、あくまで現時点での予定であり、審議会の回数やテーマは今後変更になる可能性もございます。また、審議会として最終答申を作成するに当たりましても、再度パブリックコメントを実施する予定でございます。

続いて、大きな2点目の（1）です。マイボトル冷水機の未設置の学校の件についての見解をお答えいたします。マイボトル冷水機につきましては、昨年度、市立小・中学校全校に担当課から調査を実施しまして、設置の希望があった小学校5校、中学校3校に対して、先日、5月21日に各1台ずつ設置が完了いたしました。運用準備が整った学校から、順次使用していただいております。

なお未設置の学校の設置につきましては、先行校の利用実態、それから運用面の課題、さらに効果などを十分検証した上で、今後再度学校へヒアリングする中で、マイボトル冷水機の設置、拡充を検討してまいりたいと考えております。

次に、2の（2）です。授業で使う特別教室へのエアコン整備についてお答えいたします。暑さ対策につきましては空調設置が基本と認識しておりますことから、各校における空調未設置の教室につきましては、利用状況を踏まえながら、優先順位をつけ、計画的に整備を進めていきたいと考えております。なお今年度は、小学校2校、中学校3校の計9教室等において、この空調機器の設置を進めております。

次に、2の（3）です。学校の暑さ対策で、ボトル対応の冷水機設置以外の設備面や運用面の対策についてお答えいたします。今年度の市立小・中学校における暑さ対策としましては、まず空調未設置の教室等への空調の設置、それから既存の空調の洗浄、さらにプールサイドの遮熱性の塗装について、現在進めております。

次に、（4）の1です。学校プールの暑さ対策についてお答えします。プールに関する要望としましては、まずプールサイド用テント、それからミストシャワーの設置、さらにプール専用で使う熱中症指数計測器の配備などが挙げられております。プールを含め、学校の暑さ対策に必要な備品等につきましては、現在全小・中学校に要望調査を行っており、今後その要望を踏まえて、教育委員会として必要な予算措置を行ってまいりたいと思います。

次に、（4）の②です。学校プールの暑さ対策の現状と課題認識についてお答えいたします。

まず現状として、全ての屋外プールのプールサイドには日よけを設置しております。加えて先ほど申

不確定原稿

し上げたように、ミストシャワーを設置している学校もございます。また、事前に体育館等で準備運動を行う、また水中で指示を聞いて活用できるようにするなど、プールサイドでの活動をできるだけ短くし、水中での活動を増やすような方策、工夫も行っています。また見学者に対しましては、当然のことながら適宜涼しい教室等で休ませる、あるいは水や保冷剤などで体を冷やすといった対応を行っております。

課題としましては、このような対応をしても、なお厳しい暑さの中で長時間プールサイドにいる見学者や、そしてまた指導する教員についても、熱中症の懸念もなお残っているものと認識しています。

次に、2の（5）です。暑さ対策の独自費用をつけることについてのお尋ねです。暑さ対策につきましては、児童生徒の安全確保の観点から、これは極めて重要であると認識しています。消耗品を除いて空調設備や空調洗浄など、施設整備に関する費用については、学校裁量予算とは別枠の予算となっています。そして今後も暑さ対策に関して必要なものは、教育委員会として別枠の予算措置について検討してまいりたいと考えております。

次に、（6）の①です。井之頭小学校が大野田小学校のプールを使用する際の安全対策についてお答えいたします。まず、大野田小学校のプールは可動式の床となっていますので、学年に応じた水深の調整ができます。可能になっています。今年度は大野田小が6月から7月、そして井之頭小が8月から9月にプールを使用する予定でございます。したがって井之頭小の指導日程に合わせて、適切に水深調整も行われるものと思っております。

そして水泳指導補助員の配置につきましては、人材派遣会社からの水泳指導補助員に加えまして、必要に応じて学習指導補助員も水泳の補助に入ることがあります。安全管理や円滑な施設使用の観点から、井之頭小の水泳授業の際も、可能な限り、大野田小で水泳指導補助員の経験がある指導員を配置できるように、現在調整しております。

そして体調を崩した子どもへの対応につきましては、先ほども申し上げましたように、プールに入れない、体調不良で入れないお子さんについては、井之頭小に残り、別の学習活動を行うこととなります。また、大野田小の水泳授業中に体調不良になった児童は、大野田小の中の別室や保健室で休み、体調の回復を待って井之頭小に戻るといった対応も行っています。長時間の休息や早退等の例外な対応については、大野田小と井之頭小が連携を密にして対応に当たることになっています。

さらに緊急時の対応については、両校の管理職、そして教育委員会指導主事が協議の上、対応方法を確認しています。移動時の安全管理も含め、適切な臨機応変な対応ができるよう、井之頭小の管理職が時には大野田小のプール指導に同行する方向で、これも現在調整を行っております。

次に、2の（6）、②の1です。プールの排水口の吸い込み防止加工についてのお尋ねです。プールの排水口につきましては、プール授業開始前に、まず保健所が学校プール衛生監視を実施しまして、施設の安全管理の点検項目の中で、確実にこれを確認しております。またプールの清掃委託の中で受託事業者には、このプールの排水口に異常があった場合には、速やかに学校と教育委員会に連絡するように指示をしております。そして日々のプール授業が行われる前にも、当然教員がこの施設の安全性についてその都度確認を行っております。

次に、（6）、②の2です。市内の全てのプールの安全確認についてお答えいたします。学校内外を

不確定原稿

含め市内の全てのプールについて、現在吸い込み防止加工がされており、プール開設前には安全に利用できる環境であることを確認しております。今後も適切な維持管理を行い、安全なプール運営に努めてまいります。

次に、（６）の③です。水泳指導補助員の配置についてのお尋ねです。小学校では２名以上の教員と、そして人材派遣会社から派遣された水泳指導員を加えた３名以上で水泳の授業を実施しています。それに加えてさらに学習指導補助員が水泳の補助に入る場合もございます。小学生の発達段階を踏まえ、より多くの目で児童の安全管理を徹底する体制を構築しております。

一方中学校におきましては、２名の保健体育科の教員、または教員１名と学習指導補助員１名の、これも複数体制で水泳の授業を実施しております。

次に、③の２です。水泳指導補助員の任用についてのお尋ねです。指導員の任用方法は２種類ございます。１つは、市が委託した人材派遣会社から派遣される水泳指導補助員です。小学校のみに毎時間１名が派遣されております。２つ目は、市が任用する学習指導補助員です。学習指導補助員につきましては、水泳指導に限らず、様々な教科で、子どもたちの学習の支援や教員の教材準備の補助を行っております。

続いて、③の３です。委託する人材派遣会社の決定方法についてです。委託先の選定に当たりましては、市の基準にのっとり、競争見積り合わせを実施し、委託先を決定しております。ちなみに令和７年度は６件、令和８年度は７件の参加がありました。

次に、③の４です。水泳指導補助員の資質担保についてのお尋ねです。人材派遣会社から派遣される水泳指導補助員は、まず一定以上の泳力があり、水泳指導補助業務ができると派遣元が判断できる者、そして救命講習を受講し、習得した技能を発揮できる者が派遣されることになっています。したがって、派遣される段階で一定の資質も担保されていると考えています。これに加えて派遣会社と学校で事前の打合せを行いまして、各校の水泳指導計画や施設管理方法についての共通理解も図っております。学習指導補助員につきましては、安全管理や効果的な指導が担保されるよう、教員と連携して指導に当たっております。

次に、（６）、③の５です。指導員配置にかかる費用の予算立てについてのお尋ねです。人材派遣会社から派遣される水泳指導補助員は、教育委員会予算でこれを確保しております。学習指導補助員につきましては、学校の裁量予算でございます。なお、学校の裁量予算は学習指導補助員の任用にかかる費用を総額で配当しており、各校が自校の実態に応じて、この指導員の配置を決定しておる状況であります。

次に、③の６です。学校の水泳指導時の安全確保についての課題と対応策です。水泳指導につきましては、必ず複数人で実施し、かつ監視指針を置くことを学校に求めておりますが、中学校におきましては、現在学習指導員の確保が難しいという現状があることを把握しております。対策としましては、次年度以降、より安全な指導監視体制を検討してまいりたいと考えています。

最後に、③の７です。水泳指導補助員の配置と救命救急講習の受講についてのお尋ねです。確実な水泳指導補助員の配置とさらなる拡充は、安全な水泳指導の観点からも必要なことだと認識しております。子どもたちにとってより安全な水泳指導を実施するため、この救命救急講習の受講等により、専門的な

不確定原稿

能力を要する人材の確保に向けて、今後も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○20番（三島杉子君） 御答弁ありがとうございます。

まず水泳指導の、今いろいろお答えいただいた安全対策補助員について再質問いたします。水泳指導補助員を授業時に必ず1名以上配置、学習指導補助員も入っていたりすることなのですけれども、本当にしっかり人数の配置と、またどのような方に担っていただくかというのは、子どもの安全のために重要です。先ほど中学校の学習指導補助員がなかなか見つかりにくいとか、そんな話も伺いました。改めて幾つか伺います。

2022年に制定された武蔵野市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱というものがあつたのですが、昨年の2025年の4月に廃止となつてしまっています。市としての水泳指導補助員の配置の根拠になる要綱が、武蔵野市立小・中学校の先ほどの学習指導補助員取扱要綱のほうに、学習指導補助員は入っているのかなと思うのですが、ちょっとその辺について伺います。

また先ほど、委託会社のほうにはこのような人材ということで、しっかりやってもらっているということだったのですが、ではしっかりやってもらっているということの担保になるもの、何か文書を交わしているとか、要綱がない状況ですので、そこは一体どこで確認をしているのか、ちょっとそこも伺いたいと思います。

幾つか聞きます。要綱の廃止は2024年度の第何回の教育委員会定例会で報告されたのかと、廃止するに当たって、私はいましたけれども、安全の担保についての議論がなかなかちょっと読み取れなかったのです。安全の担保について、廃止するに当たって教育委員会でどのような議論があつたのかを伺います。

現在市が募集している市立小・中学校の水泳授業を支援する学習指導補助員の業務内容に、水泳の場合には、武蔵野市立小・中学校の学期中・夏季プールにおける教員の水泳指導の補助とあるのですが、特に泳力や救命救急講習の。何か登録する用紙は同じ用紙なのかなというふうに、ちょっと分からないのですが、学習指導補助員として水泳指導に入る方の救命救急講習や泳力の部分の資格要件というのは確保しているのか、ちょっとその辺、どの辺に文章があるのか伺います。

委託業者に依頼して任用する水泳指導補助員について、インターネットのお仕事サイトでちょっと見ました。武蔵野市の小・中学校プール、小・中学校の水泳指導のお手伝いの募集案内がありました。求めている人材には、そこで見る限りは、25メートル程度泳げる方、未経験者歓迎、経験者優遇とありますが、救命救急の講習の要否などはそこにはなかったのです。先ほどの泳力、救命救急講習の受講や、教員の補助として適切な言動を取ること、以前水泳指導補助員の配置要綱にあつたような、そういう部分の担保は、もう1回繰り返しになってしまう、要綱に代わるような根拠とするものが何かあるのか、そこを伺います。

もうちょっと行きます。武蔵野市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱に規定があつた、水泳指導補助員として勤務する者についての条件、泳力、救命救急講習の受講、教員の補助として適切な言動を取ること、現在担保する要綱はないということなのか、再度確認をいたします。実はこっちにこの要綱がありますということだったら教えてください。

不確定原稿

子どもたちの安全を考えたときに、水泳指導の補助員について、水泳の授業時に複数教員にプラス1名配置、場合によっては、子どもたちの状況によっては2名以上配置、低学年だったらと先ほどお話がありました、その人数の規定と、また配置される方について、業務内容や救命救急の講習の受講や泳力などの資格要件や身分など、もともとの水泳指導補助員配置要綱に合ったような、そういう要綱が必要ではないのでしょうかと思いますが、見解を伺います。

○教育長（吉原 健君） 今、議員がおっしゃった、その水泳指導補助員の配置要綱の廃止の経緯については、ちょっと今すぐに確認できる材料を、ごめんなさい、持ち合わせておりませんので、また確認できましたらお知らせをしたいと思います。

そして議員が心配していらっしゃる、その学習指導補助員の水泳指導に関わる専門性であったり、あるいは救急救命の技術等については、当然のこと、これも非常に大事なことだというふうに認識は持っておりますので、現在、特に中学校におきましては、その配置自体がきちんとまだ体制が取れない現状が昨年までであったということです、まずは複数体制で子どもを見守る体制をしっかりとつくりたいということ、それから学習指導補助員に関しましても、議員がおっしゃったような泳力とか、それから救命救急のスキルとか、そういったことについてはやはり研修が必要だという認識は持っておりますので、そのことについては教育委員会としても、子どもの命に関わることでありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○20番（三島杉子君） 教育委員会としてしっかり取り組んでいただくということと、その取り組んでいくことについての何か根拠となるものって、私は必要なのではないのかなと思ひまして、何でも2022年につくったものが。会計年度任用職員の仕事の整理ということもあったのかもしれませんが、今、武蔵野市立小中学校学習指導補助員取扱要綱には、例えば付け加えて、水泳授業の補助員を行う場合についてはこれこれこういうことを資格要件とか、こういう業務内容とか、そういうことが、見た限り一切ないのです、これを見たときに。ありませんので、やはりその辺もきちんと入れていくこと。

あと、ちょっと今お答えになかったようにも思うのですが、委託事業者とどのように担保しているのか。仕様書なのか、仕様書でいいのかもちょっと分かりませんが、こういう要綱に基づいて委託先でもしっかりやってくださいみたいな何かは必要なのではないのかなと思うのですが。教育委員会として命の重みも本当に絶対ですので、しっかりやっていくということはもちろんそうなのですが、その根拠になるものって必要なのではないのかなと思うのですが、その辺、担保になる、根拠になるものをどのようにしていらっしゃるのか、ちょっと伺います。

○教育長（吉原 健君） 水泳指導補助員につきましては、先ほどの配置要綱の廃止に関しては、ちょっとその経緯等を確認させていただきますが、当然のごとく仕様書の中では、この水泳指導補助員に当たる者の泳力についての規定であったり、それから救命救急講習を受講している者ということが、仕様書の中にははっきり明記はされておりますので、そこで一定の担保はされていると思いますが、議員がおっしゃったように、その配置要綱、根拠となる要綱等の整備に関しては、教育委員会としてしっかり検討して、ちょっと今後対策を取っていききたいと思います。

以上です。

不確定原稿

○20番（三島杉子君） 研修も、先ほどやっていないところがあるのだったら考えていくということでしたので、本当に何かが——絶対あってはいけませんが——あってからではいけないので、ぜひよろしくお願いします。

ちょっと別のことに行きます。1の第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定について再質問いたします。大きい人数の中学校数を伺いました。18学級以上の学校、あと20学級以上。先ほど二中と六中を統廃合したときに、最初何年かは18学級以上の学校ができますとおっしゃっていましたが、18学級以上というか、計算しますと、多分20学級以上の学校ができってしまうと思います。ちょっと先ほどのを伺って、20学級以上の学校って、都内で全部合わせて今14校しかない。23区、三多摩合わせて、多分599校ぐらいだと思うのですが、そのうち20学級以上の学校って、中学校は14校しかない、そういうお答えだったのだと思います。

それで伺います。第二期の基本計画で新しく定めた適正規模を超える学級数の学校を、同じ第二期の基本計画の中でつくるということが、まず矛盾があると考えられるのですけれども、審議会ではこの点についてどのような議論がされたと認識しているか伺います。

また、都内でも14校しかない20学級以上の学校をつくるに当たって、教育委員会や審議会の委員の方方で、20学級以上、もう本当に14校ぐらいしかないのですが、その中学校の視察などをされたのか。武蔵野市でも18学級以上の学校があったのが平成8年までだったということで、なかなか今皆さん、大きい規模の学校といったときに、二中かな、四中かな。違うのです、全然。ぜひ中学校の視察などをきちんとされて、イメージや課題についての検証や研究をする必要があると思うのですが、その辺されたのかを伺います。

○教育長（吉原 健君） 今、議員が御質問いただいた、その二中、六中が統合新校として開校した場合の学級数について、事務局のほうでの試算によっても、開校当初数年間、その20学級になるという状況についてはこちらも把握しております。

ただ、先ほども御答弁いたしました、その後は適正規模の中にずっと収まるという認識であります。確かに、開校年度はまだ全く分からないのですけど、もし開校した場合に、数年適正規模を超えるような学校規模になるということは認識しております。ただそういった、その20学級以上の学校について、他自治体の視察とか課題の整理等はまだ行っておりませんので、そうした状況についても、今後審議会の中も含めて議論していただきたいと思います。

以上です。

○20番（三島杉子君） そうですね。試算したときに20学級以上の学校ができるのではないかな、二、三年だとしても。でもそこで入った生徒は、その20学級で3年間過ごして卒業もあり得るわけです。子どもたち、児童生徒アンケートにも、大きい人数の学校になる不安や、本当に孤立してしまうのではないかな、トラブルもあるのではないかな、いろいろ書かれていました。市民の方からもいろいろパブリックコメントがありました。

やはり本当に今、これから検討をやっていきますということだと思うのですが、20学級以上の学校ができるというふうに考えられるのだったら、やはりめったにないような、14校ぐらいしか都内にないような学校は一体どういう状況なのか、問題点とか課題とかはどうなっていくのか、今あるものをなくし

不確定原稿

てそういうものができるかもしれないという状況ですので、そこはしっかりやっていくことが必要だと思います。

今ある学校をそのままにするのと、なくして大きな学校をつくるのと、どちらが教育的視点からいいのか、大きな問題をしっかり考え、議論していくためにも、ぜひ東京都でも十数校しかない20学級以上の大規模校の視察、課題の把握、研究をしっかりやっていく必要があると思いますし、そのためには審議会でもとおっしゃっていただきましたが、このスケジュールで大丈夫なのか。先ほど変更もやっているとおっしゃっていましたが、スケジュールを考えていく。やはり審議会に諮問を出しているところではありますが、でも教育委員会がしっかりその辺を、先を考えてやっていくことが必要だと思いますので、ちょっと改めてそこについて、もう1回見解を伺います。

18学級の学校は、平成8年度来武蔵野市もなかった、東京都でも少なかったわけです。若い教員の方は大規模校での勤務経験がない方がほとんどでしょう。大規模校で新たに出てくる課題について、問題について、例えば体育祭、文化祭、修学旅行、生徒総会、卒業式、セカンドスクール等、今まで学校全体、学年全体で行っていた行事が、空間や時間の関係で同じようにできるのか、また教員の連携。教員の方から複数そういう意見が出ています。

1人職種の負担、生徒と教員の関わり、一人一人の生徒の出番の減少など、いただいた意見は本当に様々、それ以外にもありましたが受け止めて、統廃合した場合に考えられる課題について、具体的に検討して、丁寧な議論をしていただきたいと思いますと考えます。二中の場所にできるという位置から出てくる通学距離や、市民からも出ていた防災拠点や地域の学校としてなど、課題について、それも同じです。

改めて最終答申、計画をつくるに当たっては、地域や教職員、子どもの声を聞き、市民と丁寧に話し合いをしていくこと、市民の意見を受け止めてどのように答申に反映していくかを、しっかり考えていただきたいと思います。統合した場合に考えられる具体的な問題の抽出をして議論をしていくことが必要ではないでしょうか、それを求めます。予定の審議会の回数や話し合うテーマの変更も、改めて必要と考えます。教育委員会と市の見解を伺います。

○市 長（小美濃安弘君） まだ審議会最中なので、市からコメントすることはございません。

○教育長（吉原 健君） 議員が心配されている、その審議会が定めた適正規模を超える20学級以上の自治体、学校については、実際どういう学校運営をしているとか、そういった視察や課題の把握も含めて、これは事務局のほうで情報収集してまいりたいというふうに思っています。

それからパブリックコメントで寄せられた様々な意見や懸念につきましても、これは審議会の中でまず一つ一つ議論をしていただき、その課題に対する改善策、対応策も含めて、今後の審議会の中でしっかり議論していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○20番（三島杉子君） よろしくお願ひします。

4番、障がいがある方の18歳以降の居場所づくりの促進について伺います。市が18歳以降の居場所づくりを少しでも進めていきたいと考えて、都の事業の活用も見据えて、どういう支援があれば実施可能かなど、丁寧なアンケート、ヒアリングを事業者へ実施しようとしていることは分かりました。

先ほど都への申請は9月とあったのですけれども、ちょっと私が都の福祉局に伺ったところだと、今

不確定原稿

年の年明けに再度の交付申請もあるとお聞きしました。

文京区では、就労支援B型の施設で18歳以上の方と中高生のどちらも対象として、2つの補助金を活用する形で実施の計画で進んでいます。600万円の送迎に関する補助で車を購入し、送迎も可能としました。

品川区では、もともとの生活介護の時間延長拡大、都の事業活用で、2,500円から9,000円に上乗せできるということで、新たに1事業所が参入の方向ということです。移動支援についても、ちょっと別ですが、運営費処遇改善でプラス40%の加算を独自にするということです。

港区は、放課後等デイサービスの1事業所が、新たに18歳以降の方の居場所も実施、ちょっとそういう方向性もあるなということで、ただ、今、都に補助金の活用ができるか確認中とのことでしたが、そういう動きをしている自治体もあります。1人でも2人でも、どの自治体も少しでも居場所が拡充できるように動かれているのが印象的でした。

18歳以降の居場所は家族の就労の保障となると同時に、障害がある方の本当に心身の健康維持、生活の質の向上、発達保障の場でもあります。先行自治体の例も参考にして、できれば補正予算を組み、今年度の再交付申請に間に合うといいなという思いと、難しいようでしたら、来年度には補助金を活用して、18歳以降の方の居場所づくり拡大の事業が具体的に動き出せるようにと求めます。一応改めて回答をお願いします。

○市 長（小美濃安弘君） まさしく18歳の壁という言葉があるように、18歳までは学校等で居場所みたいなものがありますが、それ以降の居場所づくりというのは大変重要なことだと思っております。先ほど御答弁いたしましたとおり、様々アンケート等を取りながら、これからしっかりと検討していきたいと思っております。

○20番（三島杉子君） どうぞよろしくお願いします。

会計年度任用職員について再質問いたします。欠員の状況を伺いましたが、定数把握がちょっとされていない。在り方の検討をする上で、実は今、欠員の場所があると思うのです。その各課採用の方も含めて、実態把握を丁寧に行って、何で欠員の状況があるのかも含めて、進めていくことが必要であると考えられるのですけれども、募集の人数と応募した人数だけでいいのでしょうかと思います。見解を伺います。

また、武蔵野市は23区とも接しています。上限回数の撤廃も含め、給料についても早急に待遇を改善していくことを求めます。欠員は一緒に働いている方の健康、市民サービスにも影響します。在り方の検討スケジュールを含めて、方向性について回答を求めます。

○市 長（小美濃安弘君） その質問に関しましては、担当部長よりお答えいたします。

○総務部長（吉清雅英君） 会計年度任用職員の定数についてですけれども、会計年度任用職員の方については、勤務の日数ですとか、条件ですとか、同じところの枠を何人でですとか、非常に定数として、まず把握するというのが難しい。その中で定数管理をどういった形でしていくというのは検討ですが、そのような課題がございます。

また募集に関しても、一斉の募集は大体12月、1月ぐらいの市報で行いますが、その間も年度の途中でも欠員が出て、再度募集しているので、今何人欠員というのをなかなかお伝えするのが難しい状況で

不確定原稿

ございますので、今回の御答弁としては、先ほどお話ししたような形になってございます。

○議長（木崎 剛君） 次に、学校における個人情報保護等について、2番きくち由美子議員。

（2番 きくち由美子君 登壇）（拍手）

○2番（きくち由美子君） 2番、自由民主・市民クラブのきくちでございます。通告に従って、大きく3件について一般質問させていただきます。

1番、学校における個人情報保護について。

氏名や性別、生年月日、住所などの情報は、個人のプライバシーに関わる大切な情報です。一方、これらの情報を活用することで、行政や医療、ビジネスなど、様々な分野において、サービスの向上や業務の効率化が図られるという側面もあります。

そこで、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした個人情報保護法（正式名称、個人情報の保護に関する法律）が、平成15年（2003年）5月に制定され、平成17年（2005年）4月に全面施行されました。その後、デジタル技術の進展やグローバル化など、経済社会情勢の変化や、世の中の個人情報に関する意識の高まりなどに対応するため、個人情報保護法はこれまで3度の大きな改正が行われました。

個人情報保護法において、個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより、特定の個人を識別できる情報を言います。これには、ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。例えば生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。また、メールアドレスについても、ユーザー名やドメイン名から特定の個人を識別することができる場合は、それ自体が単体で個人情報に該当します。

学校においては、その業務の性質上、幼児、児童生徒——以下、合わせて生徒等と言います——の個人情報、日常的にかつ頻繁に取り扱われる環境にあります。また、取り扱われる個人情報の項目も、健康診断結果や病歴等の要配慮個人情報、成績や家庭環境に関する情報等、プライバシー性の高い個人情報や、仮に悪用された場合に子どもの権利利益に大きな影響を及ぼしかねない個人情報が多く含まれます。令和4年（2022年）4月から、私立学校を含む個人情報取扱事業者の漏えい等報告が義務化され、また、令和5年（2003年）4月から、個人情報保護法が地方公共団体にも適用されることになりました。

個人情報には、そのみで特定の個人を識別できる氏名等の情報のみならず、学籍番号そのみでは、それが誰の学籍番号なのか分かりません。しかし学校においては、通常学籍番号と特定の生徒等の氏名の対応関係を把握しているため、それを容易にひもづけ、特定の生徒等を識別することが可能です。こういった場合も個人情報に該当します。

内閣府大臣官房政府広報室、政府広報オンラインの情報によると、個人情報を取得・利用するときの基本ルールとして、（1）個人情報を取り扱うに当たっては、どのような目的で個人情報を利用するか、具体的に特定する必要があります。（2）個人情報の利用目的は、あらかじめホームページ等により公表するか、本人に知らせなければなりません。（3）個人情報は、違法または不当な行為を助長し、ま

不確定原稿

たは誘発するおそれがある方法により利用してはなりません。（４）要配慮個人情報を取得するときはあらかじめ本人の同意が必要です。（５）取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用しなければなりません。（６）取得している個人情報を、特定した利用目的の範囲外のことに利用する場合、あらかじめ本人の同意が必要です。

以上を踏まえて伺います。

①武蔵野市において、小・中学校の生徒等の名簿、または先生方の名前の保護者への通知方法について伺います。

②学期の途中での転校生については、どのように①の情報を通知するのか伺います。

③学校における個人情報の保護に関する課題や保護者からの意見等について伺います。

④個人情報保護に関する観点で、学校が気をつけることについて伺います。

⑤今後教育委員会として、個人情報保護に関する取組について伺います。

２点目、高齢者の耳の健康診査について。

聴力は年齢とともに衰え、60代後半では、３人に１人が加齢性の難聴とも言われています。聴力の低下はゆっくりと進むため、自分では自覚のない方もいます。私たちの生活において、耳の健康は思っている以上に認知機能に影響を与えます。特に中高年以降、難聴が進むことで認知症リスクが高まること、最近の研究で明らかになっています。中等度の難聴があるにもかかわらず、自分では気づいていない人ほど認知機能が低下しているという報告があります。

具体的には、よいほうの耳で250から4,000ヘルツ周波数帯で、35から40デシベル以上の聴力低下がある場合、認知症のリスクが大きく上昇します。この水準は、補聴器を使い始める目安としても知られています。認知機能の低下が進む前、軽度難聴の段階で補聴器を使い始めることが非常に重要です。健康診断や耳鼻科での受診時に、早期に補聴器を使用する検討をすることが推奨されています。

多くの難聴の方は、補聴器をつけても元に戻らないと思い込んでいます。しかし研究によれば、補聴器を使わないと認知機能低下が進みやすく、逆に使用することで予防効果が期待できるのです。この点をしっかり説明することが大切です。補聴器は単に音を聞こえるようにする機器ではありません。最も大切なのは、人とのつながりを保ち、社会的孤立を防ぐツールとしての役割です。聞こえにくくなると会話を避けるようになり、孤立しがちですが、補聴器を使うことで、家族や友人、職場でのコミュニケーションを維持できます。これが認知機能の低下予防にもつながるのです。耳の健康は認知症予防の大切な一歩です。

武蔵野市では令和６年度から、まちぐるみの支えを実現するための取組として、聴こえの支援事業が始まっています。加齢による聴力の低下は、社会参加の機会の減少や認知症リスクが高まる要因となるため、以下３事業の実施を通じて、住み慣れた地域でその人らしい日常生活の継続を支援します。

（１）普及啓発事業。加齢性の難聴や補聴器の使用方法等について正しい理解の普及、啓発のため、講演会、講座等を実施する。

（２）相談事業。市民の補聴器の活用及び使用の継続等を目的に、認定補聴器技能者等による相談会を実施する。

（３）補聴器購入費補助事業。補聴器の購入、装用を促すため、医療機関を受診し、医師により補聴

不確定原稿

器の使用が必要と認められた方に、補聴器購入に要する費用の2分の1の額、上限5万円を助成する。

1人1回限りとし、故障、修理、メンテナンスは対象外、5年経過後、補助事業の利用を可とする。

事業開始2年が経過して、その効果について伺います。

①補聴器の購入、装用のため、医療機関の受診につながった難聴患者数、予算額に対しての実績について伺います。

②地域の医師会や認定補聴器販売店（認定補聴器技能者）と連携し、その後の受診状況を把握し、未受診者に対して再度受診勧奨を行ったり、補聴器装用を開始した対象者にモニタリング調査はしているか、また、サポート体制について伺います。

③都内23区の多くの区で耳の健康診査として、65歳以上の区民の方全員へ健診券を送付、または健診希望者には申込制として、申込み後、健診票を送付する仕組みになっています。健診内容は、問診、診察、標準純音聴力検査としています。高齢者の加齢性難聴を早期に発見し、早期に治療や補聴器の使用等の対応により、認知症やフレイルの予防を図ることを目的とした健康診査です。

武蔵野市として歯科健康診査等のように、対象年齢の市民の方へ健診券の送付について、今後の方針の見解を求めます。また、本人の自覚がなく、家族に勧められても耳鼻咽喉科の健診につながらない場合でも、市からの健診券が送付されてきたら、健診のきっかけになると考えられますが、見解を求めます。

④健診の費用について。武蔵野市は、医療機関、耳鼻咽喉科で健康診査にかかる費用は、自己負担となっています。23区では、区ごと違いますが、葛飾区では無料、中野区では自己負担400円です。健診の費用について、武蔵野市として今後の方針を伺います。

3件目、ネズミ問題について。

近年の東京都内におけるネズミ被害増加、生息拡大の原因を、都市の構造的側面から考察していくと、都市構造の変化に伴い、クマネズミが環境に適応して増えていったこと、雑居ビルが再開発や不況で取り壊され、すみかを失ったクマネズミが住居地に侵入してきたこと及び地下街や鉄道網がネズミの巣場所となるだけでなく、移動の通路にもなっていることなどが挙げられます。

次に、都市生活の生活様式に関連した部分では、人間の活動の終日化とともに、ネズミの餌となる飲食物が至るところで提供されること、ネズミの食料となる一般家庭や食品店からごみ集積場に出される廃棄物が大量に存在することなどが要因になっていると考えられます。

さらに、ネズミの侵入に自力で対応できない高齢者世帯が多くなってきていることや、人々がネズミに対して無関心になっていることに加え、防除方法や殺鼠剤の開発が立ち後れていることなどが相互に関連しながら、被害増加に加わっていると推測されます。

ネズミの習性と食性について、ねずみ算と言われるほど繁殖力が強く、条件がそろってしまうと急激に増えてしまいます。ネズミの寿命は2年前後ですが、年に五、六回出産し、1回の出産で5から10匹の子どもが生まれ、子どもは2か月で親になります。また、ネズミは生涯歯が伸び続ける動物です。その歯を削るために物をかむ習性があります。木製の柱や薄いプラスチック製品もかじることができ、ビニール袋は簡単に食い破ってしまいます。

また、あらゆるものも食べます。人間の食べ物はもちろんですが、生ごみやペットフード、植物の肥

不確定原稿

料や球根なども食料にしてしまいます。ネズミは外敵から守られ、巣材が手に入りやすい環境を好むため、人がいなくて静か、かつ巣材になる衣類や紙などが残っている空き家は、絶好の繁殖場所になります。

一方、ネズミは新しいものや状況に対して特に警戒心が強く、ちょっとした環境や状況の変化も察知する能力があります。したがって、工事でいつもと違う騒音がするのを警戒して、すんでいた場所を逃げ出したり、解体によってすみかを奪われたりして、民家に入ってくると考えられます。武蔵野市においては、築年数が60年を超える雑居ビルやマンション、老朽化した企業の社宅等、多くの建物が建て替え時期を迎えて、現在空き家状態もあります。また、高齢者のみの戸建て住宅において、介護施設等の入居に伴い、急に空き家になる場合なども見受けられます。

武蔵野市のホームページから、武蔵野市解体工事等を行う工事業者等に対する指導の基準等に関する要綱の第3条、(8)「建築物等の状況からねずみ等の生息のおそれがあると推察される場合は、ねずみ等の発生状況を調査し、必要に応じてねずみ等を駆除するための対策を実施すること」とあります。また、空き家になる場合は、事前に侵入防止対策を取ることが重要だと思います。

以上を踏まえて伺います。

①空き建物の解体に至るまで（個人の空き家を含む）に対しては、武蔵野市として建物の持ち主等どのような指導をしているのか伺います。

②武蔵野市として、ネズミ駆除や侵入防止対策の助成について伺います。

③食中毒や感染症の媒介、パソコンの配線、電話や電線のケーブルをかじられ、機器の故障や火災の原因のおそれ、農家さんの農作物の食害等、ネズミ被害について今後どのような対策を取るのか、また、市民のネズミ対策への周知方法等を伺います。

以上、壇上での質問といたします。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） きくち由美子議員の一般質問にお答えいたします。私からは、大きな2点目の1の補聴器についてから御答弁させていただきます。

1点目、補聴器の購入、装用のため、医療機関の受診につながった難聴患者数、予算額の実績であります。補聴器購入費助成を利用する場合は必ず医師の意見書が必要となりますので、交付件数は、令和6年度が128件、令和7年度が247件であります。また、補聴器購入費助成の予算額に対する実績ですが、予算額は、令和6年度、7年度ともに1,500万円、実績は、令和6年度が464万7,000円、令和7年度が1,227万円であります。

次に2点目です。受診状況の把握や、補聴器装用を開始した方へのモニタリング調査や、サポート体制についてであります。受診状況の把握や勧奨は本事業では行っておりません。

補聴器購入費助成の交付決定者に対しては、アンケートを実施し、補聴器の使用状況などを確認しております。さらにアンケートを送付する際は、アフターケアに関するチラシを同封しております。

サポート体制については、一義的に補聴器を購入した店舗が行います。アンケートでは、アフターケアを受けている人が71%、これから受ける予定の方が16%、合わせて9割弱の方がアフターケアを受けている、もしくは受ける予定と回答しております。市としては、一般社団法人日本補聴器販売店協会の協力の下、補聴器の相談会を開催しております。

不確定原稿

次に、3点目と4点目は関連いたしますので、一括してお答えをいたします。健康診査に関する御質問です。御案内のありました都内23区では、幾つかの区で耳の健康診査を行っているものと認識しております。議員が御指摘のとおり、健康診査として受診券を送付することは受診勧奨につながるものであり、加齢性難聴の早期発見、早期治療は、認知症やフレイル予防につながるものと認識しております。

また受診費用についての御質問ですが、御案内のありました葛飾区や中野区は、区として耳の健康診査を行っており、各自治体の判断で自己負担額を決定しているものになります。現在、市では耳の健康診査を実施しておりませんが、難聴の早期発見、早期治療につながるよう、昨年、市ホームページに難聴に関するページを設け、チェック項目の掲載も始めました。市民ニーズやその費用対効果、他自治体の実施状況等も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に大きな3点目、ネズミ対策についてであります。

1点目、空き家の解体等でのネズミ対策の指導に関する御質問です。武蔵野市解体工事等を行う工事業者等に対する指導の基準等に関する要綱、第3条第8号では、解体工事等を行う工事業者に対し、ネズミ等の生息のおそれがあると推察される場合、発生状況の調査、必要に応じた駆除対策の実施を指導することを明記しております。

現在市では工事事業者等に対して、窓口や市ホームページにおいて、解体工事等の指導基準のチラシにおいて、ネズミ対策の必要性について周知をしております。また解体に至らないケースにおいても、ネズミの巣となるおそれのある管理不全状況にある空き家などに対しては、現場状況を確認の上、市から建物所有者に対して適正管理を求めています。

2点目です。ネズミ駆除や侵入防止対策の助成についてですが、市では駆除に対する助成は行っておりませんが、住居への侵入防止対策として、一定条件を満たす世帯については、専門業者による対策指導や簡易なネズミ侵入防止対策を無料で行う、ねずみ侵入防止対策支援事業を実施しております。

3点目です。今後のネズミ対策や周知方法についての御質問です。今後のネズミ対策といたしましては、ねずみ侵入防止対策支援事業の継続を考えております。また、自ら対策が難しい、または対策により改善されない等の問題を抱えた市民の方々に対しては、有害鳥獣等に関する相談先としてふだんより連携、協力している、東京都ペストコントロール協会を紹介しております。また同協会からは年に一度講師を派遣してもらい、ネズミの生態や住宅への侵入対策などの講習会も実施しております。ネズミ被害は完全になくすことができるものではありませんが、被害の低減につながる対策や周知については、今後も継続的に取り組んでまいります。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは私からは、大きな1点目の①小・中学校の児童生徒の名簿、また先生方の名簿の保護者への通知方法についてのお尋ねでございます。児童生徒の名簿につきましては、個人情報ですので、その取扱いには細心の注意を払っていく必要があると認識しております。どの学校でも年度当初に配付するクラス分け名簿につきましては、これは学校運営上、保護者に情報共有する必要があるため、家庭に持ち帰る場合がございます。教員の名前につきましても、学校だより等でこれを通知されるものと考えております。

続きまして、1の②です。学期の途中での転入生についてはどのように、先ほどの情報を周知するの

不確定原稿

かというお尋ねです。転入生につきまして、児童生徒、そして保護者の方が学校に面談に来られた際に、学校だより等の資料と一緒にお渡ししておる状況がございます。

続いて1の③です。個人情報の保護に関する課題や保護者からの意見についてお答えをいたします。

まず課題につきましては、個人情報の紛失や漏えいが懸念されるということであります。これらに対しましては、まず学校では年度当初や学期末など、定期的に管理職から服務事故防止研修等で注意喚起を行い、事故防止の具体的な取組を含め、注意喚起を図っております。

また、個人情報に関する保護者の方からの意見としましては、例えば学校ホームページや学校だよりなど、学校の発行物への写真や名前の掲載をしないでほしいといった声も一部ございます。そのため、これはどの学校でもですが、年度当初、保護者に対して個人情報に関する調査を行いまして、発行物への氏名等の掲載の可否について意思確認をさせていただき、その情報を校内でしっかり共有するなどして、取扱いには注意を払っているところであります。

続きまして、1の④です。個人情報保護に関する観点で学校が気をつけていることについてのお尋ねです。例えば子どもの個人情報が混同しないように、特に年度当初の児童生徒に配付する書類関係、また保健関係の書類等につきましては、1人ずつの封筒を用意して、封筒の中にしっかり情報を管理して、子どもたちへの配付、回収、保管を行っているところでございます。また年度末に当該年度の個人情報のうち、整理及び処分するものにつきましては、これは複数の教員で確認を行い、事故防止の徹底に努めております。

最後に、1の⑤教育委員会として個人情報の保護に関する取組ですが、教育委員会におきましては、武蔵野市小・中学校情報セキュリティ実施手順を作成、配付して、この個人情報の取扱いについて各学校で留意するように伝えております。その内容につきましては、武蔵野市に新規採用で見た先生たち、新規採用の教員及び他地区から異動してきた教員に対して、必ず服務事故防止研修を実施し、物理的、人的セキュリティ対策や、持ち出しの制限等を、例示をしながら理解、啓発を図っております。また副校長会におきましても、毎年特定の個人情報の取扱いに関する研修を行い、正しい適切な取扱いができるように努めております。

今後、引き続き個人情報が適切に扱われるように、教育委員会としましても周知徹底を図ってまいります。

以上です。

〇2 番（きくち由美子君） ありがとうございます。それでは、再質問、最初の学校における個人情報保護についてのほうから行わせていただきます。学校によって各クラスの名簿などの保護者への伝達方法が、それぞれ違うというのを聞いたのですけれども、その辺は教育委員会として何か統一した、個人情報の伝え方はこういうふうにするのですよということはないのかどうかというのを伺いさせていただきます。

ある学校は、保護者の了解の下、名前を載せて、クラスごと紙ベースで配付するということもあれば、保護者会のとときにクラスに掲示して、それをその保護者が書き取るのか、写真に撮るのか分からないのですけれども、そのような形で伝達されるというような、学校ごと、個人情報の取扱い方が、名簿においてなのでも違いうというのを聞いたので、教育委員会としての統一した見解はないのかと

不確定原稿

いうことをお伺いさせていただきたいと思います。

それとあと、外国人の方もとても多く、武蔵野市では公立小学校の中に在籍することになっていると思うのですが、外国人に対してどのような形で、日本語がとても分かる方だったら問題ないと思うのですが、両親とも全く日本語が理解できないような状況で公立小学校にいらっしゃる方もいると思うのです。

子どもたちは、日々の生活の中でなじんでいくので、日本語は多分とても早く上達してくると思うのですが、なかなか親のほうはなじめないでいる方もいらっしゃると思うのですが、大切なことはやはり孤立したりしないようなことだと思うので、あと情報がきちんと伝わっているかどうかというのが大切なことだと思うので、その辺、外国人の方に対して、個人情報保護についてと、お互いに共有するものはこういう共有するものと、どういうふうにしているかということをお伺いさせていただきたいと思います。

あと、もう一つお伺いします。紙媒体で個人情報を伝えるのは確認が必要だということなのかもしれませんが、例えば学年の最後に吹奏楽部等で演奏会とかをしたときに、個人の名前とパートとか、こういうものを演奏している、こういうクラブの活動をしたメンバーみたいなものを記載された形で、それは保護者とか子どもたち以外にも、地域の人なんかも見ることになるのですが、その辺、教育関係に対する広報物というものに対して個人情報は、1人ずつ、そういうことに載ってもいいのですかという形で掲載しているのでしょうか。

それがいけないとかというわけではなく、そういうことも全てセキュリティをかけなければいけないのかというのを、武蔵野市では教育委員会としてはどのように考えているかということでお伺いします。

○教育長（吉原 健君） 今、議員から3点御質問いただきました。

まず、名簿等の通知方法ですか、学校によって違うところがあるということでお聞きしましたが、教育委員会として、この形、この方法で統一して通知してくださいということは特に申し上げておりませんので、それぞれの学校が校長先生の考えの下に、先ほどの名簿等を生徒に渡すということを行っております。ただ先ほど申し上げたように、その管理については、個人情報ということで、当然のごとく、どの方法で通知したとしても個人情報がしっかり管理できるような形は、校長にもしっかり守るように、教育委員会としての指導を行っておるところでございます。

それから、外国から来た、日本語がまだ十分話せない、分からないお子さんや保護者の方に対しては、教育委員会では帰国・外国人教育相談室がありますので、そこが窓口となって、当面通訳の方がそのお子さんや保護者の方に付き添って、例えば学校から様々な伝達をするときに、通訳の方が母語でしっかり内容を伝えてあげると、そういった取組はきちんと行っておりますし、また学校生活が始まってからも、日本語のサポートということで、支援員の方が直接教室に入ってお子さんに寄り添って、様々な学校生活に支障がないようにサポートするような体制は取れておりますので、そういった外国から来たお子さんや親御さんが困るという状況はないように、教育委員会としてもそこは注意を払っております。

それから紙媒体の情報の扱いについては、確かに非常に難しいものがございまして、例えば学校が行う様々な校内の演奏会等でも、子どもの名前とかパートが書いてあるのは私も当然よく見ておりますが、そこへの掲載については特に教育委員会として、そこにまで、それは駄目であるとかというような指示

不確定原稿

は行っておりません。

ただ先ほど申し上げたように、年度初めにそういった名前を掲載することに対して、保護者の方からやめてほしいという依頼が事前にあった場合については、お子様の名前はもうちょっと工夫するとか、そういったことはしておりますが、特に教育委員会として、このケースはいいとか悪いとか、そういったことは現在行っておりません。

以上です。

〇2 番（きくち由美子君） ありがとうございます。あまり個人情報の名前と学校名とか、そういういろいろなことで分かることが全て。もちろん確認しなければいけない、気をつけなければいけない御家庭も、もしかするとあるかもしれないのですけれども、あまりがちがちに縛られてしまって、逆に言うと、その学校に例えば上のお子さんとかがいらっしゃって、保護者自体が慣れているというか、この地域に慣れていたたり、地域になじみのある人だったら、何のことはなく、多分お友達関係とかいろいろできると思うのですけれども、初めて転勤の方で武蔵野市に来ました、初めてこの学校に来ましたという人が、あまりにもそういう情報がないために孤立してしまわないように、その辺はどこまで教育委員会として個人情報保護について気をつけて。

もちろん気をつけるのは当たり前で、しっかりしているとは思っているのですけれども、その辺の情報をどこまでするかという統一したものを、もう少し学校ごとお任せでなく、ある程度示してもいいのかなという形では考えておりますが、その辺をどのようにしてお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

それと、次の耳の健康についてのことでお伺いさせていただきたいと思います。武蔵野市では2年前に補聴器の購入助成の事業が始まってから、かなりやはり助成に対する費用に対して、ほとんど満額というか、全体に、ついた事業費の補助についてきちんと使われているというか、そういうことが分かったので、皆さん、要するに気をつけて使いたい、補聴器をつけたいなということは、受診しているのだというのは分かったのですけれども、少し気になっているのは、やはり自分に自覚がない人がどうやって、補聴器をつけなければいけない、耳の受診をしなければいけないというのを知ってもらうかということが大事だと思うのです。

それとあとは、これはホームページなどでも記載して、先ほど市長がお答えくださったように、難聴に対する注意喚起のようなホームページがあるというのを私も見ました。ただ、そこまできちんとたどり着いてそれを見てくださるかとかというのは、また次の別のことだと思うので、その辺どうやって市民の多くの方が目にすることで、そういう注意喚起をする方法があるかというのを、今後どういうふうに武蔵野市ではさらに進めていくかをお伺いしたいのと、あと、逆に高齢者ではなくて、若者、割合若い人たちの難聴が進んでいる。

難聴に一度なってしまった聴力というのは、絶対元には戻らない、何か機械をつけないと戻らないということは、WHOでも注意喚起していて、世界中なのですけれども、11億人ぐらいの方が、要は音楽とかの大音量による難聴のリスクにさらされているということで、警鐘を鳴らしているというので、記載されています。

それで若者に対してもどうなっているのかなと思って私も調べてみたら、やはり、今ちょっとお休み

不確定原稿

しているかもしれないのですが、V T u b e r の七転さらさにのところにも、耳について注意しているのが、第22転というのですか、22話というのでしょうか、そのところでされているので、なるべく若い人でもそういう情報を取り入れてほしいとか、キャッチしてほしいというほうで、武蔵野市では注意をしてくださいと呼びかけていることもすごく分かったのですが、実際本当に若者がそれに気づいているかというのは、こちら側ではなかなか理解できないので、例えばなのですけれども、今年4月から歯科健康診査について、20歳以上の方に、全市民を対象にして受診券を送付しているのですが、歯科なのですけれども、その歯科だけの縦でなく、横のつながりとして、そういう健康診査について、例えば20歳以上の注意喚起として、そういうお知らせ的なものは、横のつながりで対応できないかどうか、そのことについてお伺いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 横のつながりということで、この点につきましては検討していきたいというふうに思っておりますが、自覚等につきましては、担当部長よりお答えいたします。

○健康福祉部長（毛利悦子君） 補聴器については、事業の中では皆さんやはり耳鼻科を受診されて、そこから事業にもつながっている件数が多いというのを自覚しておりますけれども、やはり議員がおっしゃられたように、どこのタイミングで御自分が自覚をされるかというところが大事であるというふうに考えております。

昨年度で言いますと、例えば9月の健康長寿のまち武蔵野推進月間のイベントの中で、言語聴覚士の方による高齢者の聞こえのお話であったりとか、補聴器の相談会みたいなものも行っておりまして、例えばそういうイベントを通して関心を持っていただくということは必要であろうかなというふうに思っております。

若者に関しては、確かにこの高齢者の事業の中では行っておりませんが、成人式なのか、そういったところはちょっと分かりませんが、健康課等とも相談しながら、市として何が周知できるかというところは考えてまいりたいというふうに思います。

○保健医療担当部長（田中博徳君） 若者への周知について若干補足をさせていただきます。若者の件について。先ほどV T u b e r の件についても御紹介いただきましたけれども、こちらのV T u b e r についても、新規の作成というのは今していないところですが、もうちょっと違う形で、先ほどの聞こえに関するものについて周知をしていきたいというふうに思っています。

また、先ほど御紹介いただきましたホームページのほうにつきましても、ヘッドホン難聴についてということで、昨年度追加をさせていただきましたので、若者についても引き続き周知を図っていきたいと思っております。

○2 番（きくち由美子君） ありがとうございます。補聴器を助成していただくということで、皆さん受診をして、装着するようになって、聞こえるようになったという方は、それで前向きに進んでいいと思うのですが、なかなか何かそこに至るまで、どうして持っていくかというところがとても重要だと思ひまして、自分で気がついて行かれる方はいいのですが、なかなかそれを受け入れてくださらない方に対して市のほうで、例えば先ほど申し上げたように、23区ではいろいろなところで健診票みたいな形で送られてきます。

そのような形で市として、できれば、要は家族とか周りの人が言ってもなかなかないのですが、

不確定原稿

要は公共的な形で、受診してはどうかという、その手紙が来るだけでやはりやってみようかという。費用的なことはちょっと私もどのくらいがいいのか分からないのですが、そういうものがあれば、一歩踏み出すきっかけになるのではないかと思いますので、ぜひその辺は検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。御見解をもう一度お願いいたします。

あと若者に対しても、私もそんなに大音量で音を聞いたことがないので分からないのですが、多分気がつかない人も多いのではないかと思います。なのでホームページなどでも、私も本当に武蔵野市は詳しく書いてあるなと思って感心したのですが、その辺、若者がそこまで行き着くかどうかというのがとても大事なので、ふだん目にするか分からないのですが、何かもう少し注意をするということに対して促すような、みんながみんなそこに向かうわけではないと思うのですが、少しでもそういうことで気がつくような手段をお願いしたいと思いますが、その御見解をお願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 耳の場合、これは歯もそうなのですから、歯も痛くならないとなかなか歯医者さんに行かない。耳もやはり聞こえづらいということで不便を感じないと、自分事として捉えないと思うのです。

自覚がある人は恐らく、そういう補聴器をつけようとかという方向に行くのだと思うのですが、ただ先ほどの御質問の中でも、それをほっておくと、やはり認知症にもつながっていく可能性があるという御指摘もありましたので、どういう形で、そういうこともあるのですよ、今から気をつけてくださいよという、そういうお知らせをするのは、これは検討してみてもいいかなというふうに思っております。どういう形でやるかというのは別としてです。

これは若者に対しても同じでありまして、将来。また若者は特に、それこそV T u b e rは見てくれるかもしれないけれども、プリントを見てくれないかもしれないので、どういう形になるか分かりませんけれども、研究していきたいなというふうに思っています。

○教育長（吉原 健君） 先ほどきくち議員から、教育委員会としての個人情報の取扱いについてのお尋ねがありましたのでお答えいたします。学校から子どもに関する様々な情報を発信する場は多いのですが、例えば学校だよりとか学年だよりとかについて、その子ども個人の氏名等を記載する場合には、先ほども御答弁いたしましたように、事前に子ども、お子さんから、あるいは保護者の方から、許諾というか、掲載についての了解をいただいて、差し支えない場合には掲載するという手続をもちろん取っております。

ただそれを全部なくしてしまうと、子どもによっては励みになるような場面がそこで失われたり、また、今後の意欲づけにつながる場面も失われてしまいますので、できるだけ学校としては子どもの個人の頑張りを認めてあげたいというスタンスでやっておりますので、その辺のところはしっかりと考え方を守って、これからも行っていきたいと思っております。

ただ教育委員会として一つ一つ、その個人情報の掲載の可否について判断するのは、やはりなかなか難しいというふうにも考えておりますので、それぞれの場面で先ほどの個人情報を公開する、その基準に抵触しない形で各校に判断していただくのが、一番望ましいかなというふうに認識しております。

以上です。

○2 番（きくち由美子君） ありがとうございます。個人情報については本当に教育長のおっしゃ

不確定原稿

るように、子どもたちの励みになったりする、掲載されていることで、さらにもっと頑張ろうとかと思う励みになる部分もとても多いと思うので、そこまで縛らないで、私はそういうふうにしてほしいと思っていますので、今後とも本当に管理には十分に、漏えいとかは本当にあってはならないことなので、そういうことに関して特に気をつけて、先生方も気をつけていると思うのですが、さらにセキュリティに関しては注意を払って取り扱って、さらにそのことプラス、保護者にも対応をお願いしたいと思います。保護者が、そういうことはないと思うのですが、そういうことをSNSで載せてはいけないという場面は載せてはいけないと思いますので、その辺の注意もよろしくお願いいたします。

あと、補聴器については、やはり市長がおっしゃったように、確かに自分がそういうことに困らなくなるというところに出向かないというのは、確かにそうなのですが、耳というのは案外それに気がつかないで、だんだん知らない間に悪くなるというケースがあるようなので、その気づきがあってからでは、遅いというわけではないかもしれないのですが、その辺をどうやって分かるようにするかというのは、何かやはり市報なりなんなりで割合大きく取り上げていただきたいなと思いますので、今後広報の手段についても検討をお願いしたいと思います。

続きまして、3番目のネズミ対策についてなのですが、先ほど市長がおっしゃったように、私も申し上げましたが、武蔵野市解体工事等を行う工事業者等に対する指導の基準等に関する要綱の第3条の8というのがあるのですが、ここについて読んでいますと、それほど強制力がないというか、お願いベースのような感じがするのです。なので、何かを条例にしなければいけないと、そこまでのものではないかもしれないのですが、その辺どのような形で対策を実施しているかというのを、市のほうでは把握しているのかをお伺いしたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） では、担当部長よりお答えいたします。

○環境部長（関口道美君） 今、議員のほうからお話のありましたとおり、騒音規制法ですとか振動対策法とか、その法に基づいて特定作業が行われる分について、大きな音を出す建設資機材を使ったときにはこういう届出が出るのですが、そこで窓口に来たときにはこのことを確実に伝えております。

ただ、先ほど議員のおっしゃられたとおり、何か決まり事があるわけではなくて、努力義務といいますか、お願いベースになっておりますので、そこをきちんとネズミ対策を行っていますかというところまでは、確認はなかなかできていないところではございます。実際にネズミが見えている、見えていないということもございますので、難しいかなと思っております。

またそれに加えて、例えば日々の解体は伴わない、建築確認を伴います事前確認ですとか、そういう場面においても、解体工事は伴いますかですとか、様々な場面でネズミのことは窓口では対応しておりますので、来ていただいたその建設業者の方にはそういう注意喚起をして、なかなか目に見えて対策効果は見えないかもしれませんが、そういう日々の対策をちょっとこつこつやっているという状況になってございます。

以上でございます。

○2 番（きくち由美子君） ありがとうございます。今、かなり古くなった建物などが建て替えて次の新しい建物になる予定のところも実際あると思うのです。現在本当に老朽化して閉鎖状態になった

不確定原稿

ところに、ネズミが実際出入りしているのも目撃したというのもあるので、やはり静かな場所を好む、そこが要するに巣作りになってしまっているというのは、もしかするとあるかもしれないので、その建物が大きくなれば大きくなるほど、やはり多くのネズミが生息する可能性もあると思うのです。それが解体されたことによって、かなり周りの個人のおうちとか、例えば農家さんの農地とかにいろいろ広まってしまうと思うので、その辺りのお願いベースプラス、もう少し何か強制力のあるものはできないかどうかを確認させていただきたいと思います。

○環境部長（関口道美君） ネズミ対策はなかなか難しい問題だと私も思っております。どうしても発生している場所が民有地であったり、お隣様から来るというような内容が結構多く御相談もあります。空き家もそうなのですけれども。

そこに市の職員が行ってネズミを駆除するというのもなかなか難しいこともございますので、今は専門業者さん。どうしてもネズミというのは、対策するほうも、日々の管理ですとか、餌を与えないですとか、ネズミを捕る場所を塞ぐとか、日々の管理が必要になってきますので、市としては専門業者への橋渡しをして、その専門業者からアドバイスをいただくというような形を今取っておりますので、直接的ではないのですけれども、そういうアドバイスのできる業者を紹介して、対応を続けて継続してまいりたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○2 番（きくち由美子君） ありがとうございます。確かになかなか本当に、もちろん100%防ぐなんということは絶対不可能だと思うのですが、やはりそれぞれが、もし自分の家がそうなった場合に注意しなければいけない、そういう場所があるかもしれないということに対して、注意をするためのチラシなり広報なりそういうことで、1人ずつがやはり注意していかなければいけないし、そういう個人のところに市の職員がというよりも、その家自体にネズミが出入りしないような場所にしなければいけないと思うので、1人ずつの心がけになると思うのですが、大規模なところにおいてはその事業者さんをお願いして、長い間空き家みたいになっているところの見回りをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長（木崎 剛君） 暫時休憩いたします。

○午前 11時58分 休 憩

○午後 1時10分 再 開

○議 長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公会堂改修工事と債務負担行為等について、6番宮代一利議員。

（6 番 宮代一利君 登壇）（拍手）

○6 番（宮代一利君） 6番、会派ワクワクはたらく、宮代一利でございます。よろしくお願いいたします。

一番最初の話題について。公会堂の件です。総務委員会でも質疑応答を十分にしている上で、一昨日の菅議員の話の中でもきっちりとしたお答えをいただいたことは認識しておりますが、通告どおりに質問させていただきます。部分的にはしよっていただいて結構なので、ニュアンスの違うところを拾って

不確定原稿

いただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

1 番、公会堂の入札中止と債務負担行為について。

質問 1 の①公会堂の入札中止について。令和 8 年 4 月 24 日発表された入札中止の経過及び理由に、「残存使用期間は約 17 年間であり、限定的な利用期間に対して過度な投資を行うことは、市民の理解を得ることが困難と判断しました」とありますが、過度な投資の考え方について伺います。債務負担行為は地方自治法第 214 条に規定されているもので、地方公共団体が、将来にわたる債務——支出義務です——を負う行為をする場合には、原則としてあらかじめ予算に債務負担行為として定めておかねばならないとされています。つまり、将来お金を支払うことになる契約などをするには、事前に予算への計上が必要で、議会の承認が必要というルールであります。

予算で定める項目は、債務負担行為の内容、期間、限度額を定めるとなっています。3 月議会にて予算を議決していますので、限度額が設定されたということです。これに対し、実際の予算執行においては、この限度額がどの程度の縛りとなっているのか、目安の金額なのか、絶対に超えられないものなのか、今回の説明では、ある程度超えても許容できる範囲があったものの、過度な投資と判断したため入札を中止したとなっています。

また、市民の理解についてですが、予算が可決された段階で本件を実施することについては、市民理解は得られていると考えるべきだと思います。しかし、それは金額も含めてのことと考えれば、限度額を超えた時点で再度議論が必要であるのではないのでしょうか。このように、ルール上での理解には、程度問題として幅があると思われそうですが、では、今回は誰が何を判断したのか、詳細の説明をお願いいたします。

質問 1 の②です。今後の公会堂の改修について。次に、ホームページには、当面閉館とし、改修方針を改めて検討していきますとありますが、今後の方向性について伺います。ここであえて改修方法とは言わず、改修方針と言っていますが、どんな選択肢があるのでしょうか。例えば改修の内容を縮小して金額を圧縮するであるとか、改修そのものをやめてしまうとか、これからどんな方向性で考えようとしているのか、答弁をお願いいたします。

また、改修を実施することを理由に公会堂の使用、利用を停止したわけですが、当面改修には取りかかることができないのですから、改修方針を検討している間、せっかくの施設の利用を再開してはいかがかと考えます。しかしながら、総務委員会による現地視察において、公会堂の現状を目の当たりにしました。一昨日の答弁の中にもございました。老朽化がかなり進んでいるということを目の当たりにしています。確かに雨漏りもあり、空調設備も本来の形でコントロールすることが難しいなど、様々な課題を抱えています。一旦止めてしまったことも含めて、安全に利用を再開することは物理的に可能なのか、また制度的にも対応することができるのか伺います。

質問 1、③債務負担行為の中断について。令和 8 年度予算案の段階で、工事に係る 23 の債務負担行為が設定されており、これを議決している状態ですが、今後これらが中断となる可能性について考え方を伺います。説明の中で、世界情勢による物価高騰、公共工事の先行きの不透明さが高まっていることなどが挙げられていますが、こういった状況は全ての債務負担行為に共通のことです。公会堂の特別な事情は、残存使用期間が約 17 年であり、これは他の物件とは異なります。先ほど述べましたとおり、予算

不確定原稿

では限度額を設定して議決しています。他の案件について、今後どのような考えで進めるのか、特に限度額を超える可能性が出てきた場合、各事案の必要性についてどのように判断していくのか、優先度をどのように判断していくのか、お考えを伺います。

大きな2つ目です。部活動の拠点校方式についてです。これまでに一般質問において御紹介させていただきましたが、私は杉並区の宮前中学校の卒業です。中学校時代は剣道部に所属していました。小学生のときは、いわゆる少年野球のチームに所属していました。当時は男子だけで女子選手はいませんでした。日本の歴史における男女の区分を感じます。最近は女子選手も多く活躍しています。

話が脱線しましたが、中学に入学したタイミングで剣道を始めました。初心者です。小学生のときから道場に通っていた生徒もいて、最初はその選手には全く歯が立ちませんでした。それでも新しいスポーツにチャレンジすることが楽しく、毎日練習を頑張った記憶があります。当時の風潮として、中学生になったら部活動に所属するのは当たり前の雰囲気でした。必ずしも運動部だけではなく、宮前中学校は合唱部が全国大会に出場する強豪校でしたので、合唱部に所属する生徒も大勢いました。

合唱部の顧問は音楽の先生、剣道部の顧問は体育の先生でした。お二人ともとても熱心に指導していただいていた。体育の先生からは木刀でたたかれたりするのも当たり前でした。今なら大変な問題になりそうですが、それが当たり前の時代でした。とても懐かしいです。やはり50年の時が流れると、国そのものが変化していくものだと思えて感じています。

さて、今回改めて部活動について考えておりますが、本当の課題は何なのだろうと、いろいろ疑問が湧いてきております。ホームページに、武蔵野市立学校部活動の地域連携等についてというページがあります。その冒頭に、武蔵野市立学校部活動の地域連携・地域移行に向けた方針及び計画等というペーパーが張りつけられています。日付がないため、いつ作成したものか不明ですが、引用している資料などから、令和6年に作成されたものではないかと推察されます。その中に、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間が設定されており、この期間を経て現在に至っている模様です。拠点校方式は令和7年度下半期から実施すると書かれています。

さらに遡ると、平成31年3月5日に文教委員会で行政報告されている、武蔵野市立学校に係る部活動の方針という、武蔵野市教育委員会が作成した資料が出てまいります。

質問2の①です。拠点校方式の基本的な流れについて伺います。市のホームページにおいて、武蔵野市立学校部活動の地域連携等のページで、「令和5年度から令和7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、武蔵野市公立中学校等の休日等における部活動の地域連携・地域移行を推進することを目的とし、武蔵野市立学校部活動の地域連携・地域移行に向けた方針及び計画等の策定を行いました」と説明しています。

3か年での評価について伺います。特に、方針及び計画に成果指標という項目があって、①生徒の部活動についての満足度の上昇、②教員が指導に携わらない部活動の増加、③教員の部活動への従事時間の縮減の3項目が挙げられています。その評価結果について伺います。

また、拠点校方式は、在籍校に希望する部活がない場合にのみというふうに制限されていますが、その理由は何かを伺います。

質問2の②、これまでにできてきた課題について。上で述べたとおり、拠点校方式は令和7年度の下

不確定原稿

期から実施するとなっています。下期に制度が変更になった場合、選手登録が遅れる可能性があったと想像されますが、これが原因で大会に出場できなかったなどの問題は起こらなかったのか伺います。

また、自転車の移動を許可していますが、事故事例はないか、部活動指導員の募集を行っていますが、その確保に苦労していないかなど、懸念事項が気になるところですが、実態はどのような状況にあるのか伺います。

また、指導員の応募に対して、逆に多数の応募があった場合のその採用の仕方について、どのような状況になっているかを伺いたいと思います。

質問2の③生徒たちの反応について伺います。人数が少ないことが理由で取り組むことができなかった部活に取り組むことができ、好評であるとの意見も聞こえてきています。昨年の中学生議会において、他校との交流を望む声が複数上がっていました。拠点校方式が他校の生徒との交流の場にもなっていることもメリットと言えらると思います。生徒たちの声について、どのような形で聴取しているのか、その結果、何が分かってきたのかについて伺いたいと思います。

大きな3番です。継続案件について伺います。

質問3の①、まずジャンボリーの開催判断とその他行事への配慮。

野外活動センターから次の情報発信をしています。令和8年5月19日（火）の夜間に熊避け電気柵の外で親子と思われる熊3頭（成獣1頭、幼獣2頭）がトレイルカメラで撮影されました。自然の村へお越しの際は引き続き十分注意のうえ、ご利用をお願いします、となっています。

令和7年第4回定例会の一般質問で取り上げ、様々な対策をしていることを確認できています。トレイルカメラのおかげで熊の存在を確認することができました。この状況において、令和8年度のジャンボリー実施までの意思決定について、その進め方と判断基準について伺います。

また、熊による被害は全国各地で発生し、その件数も増加しています。死亡事故もあります。折しも、6月6日に宇都宮市で市内の中心地に熊が現れ、数日間にわたり捕獲することができず、市内全94校の公立小・中学校が、6月8日より3日間の休校となりました。市教育委員会は10日午後、翌11日——今日です——から通常登校とし、授業を再開することを決めたと発表しました。学校再開の理由については、24時間以上新たな目撃情報がないことや、複数の可能性が低いとする専門家の見解を踏まえて判断したとしています。こういった休校を判断したり、またそれを解除する、元に戻すということには、完全な理由づけはなかなか難しいので、様々な判断が介入するものと思います。

先ほどジャンボリーの話をしました。ジャンボリーに限らず、例えばセカンドスクールにおけるリスク管理について、現状認識と対応策について伺います。ジャンボリーは希望者が参加する活動であり、熊のリスクも含め、御家族で考えて参加の可否を決定しているはずです。一方、セカンドスクールは学校行事であり、学校として児童生徒の安全を確保することが必須です。全国的に熊の出没回数が増え、事故の報道も増えているので、何となく怖いなど感じている児童生徒も御家族の皆様もいると考えられます。こういった状況変化を受けて、実施に向けた判断の道筋、情報提供、それに対するヒアリングやディスカッションの方法について伺います。

質問3の②給食のその後。

令和8年第1回定例会における教育長の御答弁は、教員も子どもたちも、「とにかく給食の準備にか

不確定原稿

ける時間をできるだけ短縮して、そのことによって、例えば3分、5分確保することが実際できましたので、そうすると20分ぐらい給食を食べる時間を確保することができたので、抜本的な改善策とは言えないかもしれませんが、教職員と子どもが力を合わせれば、給食の準備時間をできるだけ短くするということは可能だというふうに、私も現場にいてそこは実感として持っていますので、ちょっとそういう方向も含めて、校長会でもしっかりもう一度話し合っていきたいと思います」というものでした。教育長の御経験に基づく大変貴重な答弁をいただいたと感じ、感謝しております。本件は難しい課題であり、簡単には抜本的な解決方法は見つからないというニュアンスは理解しています。

先日、今年度の中学生議会の第1回準備ミーティングを開催しました。ほとんどの参加者は昨年と異なる生徒ですが、給食のことを話している生徒が本年もまたいました。生徒たちにとって継続的な問題なのだということを再確認しました。この難題に何とか風穴を開けていただきたい。一生懸命に給食を作っていただいている皆様への感謝も含めて、料理を楽しく味わう、健康のために食事をする。とても大切なことだと思います。

3月以降、本件について校長会でどのように取り扱われているか伺います。また、今後どのように検討を進めていくのか。段階的でもよいと思っています。一歩ずつ改善していただきたく、お考えを伺います。

質問3の③自動運転導入検討の進捗。

かねてより市内における自動運転の検討について提案を続けてきましたが、令和8年3月の予算特別委員会で、NTTモビリティ社との連携について御説明をいただきました。ムーバスの運転手不足に対しても大きな解決策となり得る、一つの手段だというふうに考えております。連携の内容、現在の進捗と今後の取組方針について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○市長（小美濃安弘君） 宮代一利議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の1番目です。公会堂の入札中止に関して、過度な投資についての考え方ということであります。残存使用期間17年間に対して必要な事業費は、債務負担行為の設定額で35億円であり、年約2億円ということになります。新しい公会堂が吉祥寺エリアの産業振興などに及ぼすインパクトを考えても、ぎりぎり許容される金額ではないかなというふうに考えておりました。また議会にお認めいただいた事業費が一定の限界であるとも考えておりました。

そのような中で中東情勢の影響を鑑みますと、資材費の高騰により、全体の事業費がさらに上昇することに加え、工事期間の延期、延長等による残存使用期間がさらに短くなり、1年当たりのコストが上がる可能性が高い状況であるものと判断をいたしました。このような当初考えていた限界を超える、市民理解を得るのが難しいであろうレベルを、過度な投資と表現させていただいたところでございます。

2点目です。公会堂の今後の方向性についての御質問です。今まさに様々な選択肢について検討を進めている段階でございますので、今、この現時点では今後の方向性については申し上げられない状況であります。また、改修方針の検討中に公会堂の利用再開が可能かという御質問ですが、やはり空調や給排水などの設備の老朽化が著しい現状を踏まえ、公共施設として必要な安全性を確保できないおそれもあるため、改修工事の開始時期などの見通しがつくまでは、利用再開については慎重にならざる

不確定原稿

を得ないと考えております。

今後の対応につきましては、施設機能の在り方や最適な整備手法、財政負担の妥当性など、あらゆる可能性を鋭意検討してまいります。方向性につきましては、市議会の皆様とも十分に議論させていただきたいと考えており、市民の皆様にも丁寧に御説明をし、最善の方針決定を目指してまいります。

次に3点目です。債務負担行為を設定した案件の中断の可能性についてです。債務負担行為は予算と一体の重要な事項であり、議会の議決をいただいております。市民サービスの維持向上のため、原則として当初計画に基づいて事業を推進するものと認識しております。しかしながら、国際情勢の変化や物価高騰など、予測困難な状況の変化が生じた場合には、必要に応じて、補正予算の手続により債務負担行為の内容を見直したり、事業の変更や中断といった、柔軟な対応を図る可能性はございます。その際は、議会や市民の皆様にも理由や背景などを丁寧に説明する必要があると考えております。

続きまして、大きな3点目の1点目、今年度のジャンボリー実施までの進め方と判断基準についての御質問です。進め方といたしましては、主管課でチェックしている熊の出没状況や今年度の熊対策等を青少協、各地区と共有し、6月6日から7日の日程でジャンボリー実行委員会のメンバーと現地の自然の村での実踏も行いながら、準備を進めている段階でございます。

開催の判断基準につきましては、昨年度策定した熊出沒時におけるむさしのジャンボリー開催可否の判断基準、この内容改定を、昨年度から引き続きジャンボリー実行委員会で議論しており、今年度については、5月の実行委員会において昨年度と同様の判断基準で実施することを決定したところでございます。

続きまして、大きな3点目の3点目です。NTTとの連携による自動運転技術の導入検討の進捗に関する御質問です。本市は地域公共交通計画において、自動運転技術等の活用を検討項目に位置づけており、令和8年3月の予算特別委員会で担当が質疑でお答えしたとおり、NTT東日本株式会社、NTTモビリティ株式会社とも連携を進めております。現在は、5月25日にNTTモビリティ株式会社が公表したNTT武蔵野研究開発センタ周辺の公道を含むエリアを対象に、小型バスや乗用車等の複数車種を用いて、自動運転運行、遠隔監視等の実証を通年で実施する、NTTの自動運転実証ホームフィールドとの連携を見据えた協議を行っております。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは、まず大きな2点目の①です。拠点校方式の合同部活動の基本的な流れについてお答えいたします。

初めに評価についてでございますが、武蔵野市では昨年7月から、この拠点校方式による合同部活動を開始しております。この間、他校からの参加人数が増加するなど、この取組が順調に進んでいるものと考えております。特に成果指標の評価結果につきましては、昨年度東京都が都内の全公立中学を対象に行ったアンケート結果から見ますと、全ての項目で東京都の平均を上回る結果が出ております。子ども、生徒たち、そして教員ともに、この拠点校方式による合同部活動に満足しているということを認識しております。

また、拠点校方式による合同部活動への参加条件として、議員もおっしゃったように、在籍する学校にない場合ということが制限されている理由ですけれども、部活動は本来学校管理下で行われる活動で

不確定原稿

あるため、原則としては在籍する学校での活動を基本としているものでございます。

続きまして、2の②です。拠点校方式の課題についてお答え申し上げます。先ほどちょっと出ましたが、選手登録が遅れたことが原因で大会に出場できなかったというような事案は、教育委員会としてはこれを把握しておりません。

そして自転車での移動につきましては、これまで幸い事故があったという報告は受けておらず、子どもたちが交通ルールを守って安全に自転車を利用しているものと認識しております。

指導者——部活動指導員です——の確保につきましては、これは学校教育に精通している市内中学校の元校長が、現在部活動コーディネーターを務めておりまして、各学校の要望やニーズをきめ細かく把握し、現在100名近くの部活動指導員が子どもたちの指導に当たっております。多数の応募があった場合につきましては、一旦部活動指導員として登録していただいた後、それぞれの学校のニーズに応じて、先ほどの部活動コーディネーターが指導員を各校に紹介している状況でございます。

続いて、2の③です。子どもたちの反応についてでございます。これも先ほど申し上げた、東京都が実施したアンケートの中で状況を把握しております。例えば、自分のやりたいスポーツや文化芸術活動が学校や地域にあるという回答をした割合が、これも東京都の平均を上回り、本市は約73%という高い割合になっています。それから、希望する部活動がもし学校にない場合、あなたはどうしますかという質問もあったのですが、それに対しては、他校の部活に参加したと回答。この回答割合も東京都の平均を約5ポイント上回っておりまして、この拠点校方式という形が、生徒のスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を確保できているものと考えております。

続いて、大きな3点目の①です。セカンドスクールにおける熊被害のリスク管理について、現状認識と対応策についてのお尋ねです。熊による被害につきましては大変懸念しておりまして、もちろんこの対策を図ることが喫緊の課題であるというふうに認識しております。

現在取っています方策は、学校とセカンドスクールの実施地の観光協会等が、この熊の対策を含めた安全確保に関する覚書を交わし、万が一熊が出没した場合には、素早くこのことについて情報共有を図り、行程やプログラムを変更したり、また講師や宿の方への安全対策の徹底について努めておる状況でございます。そしてセカンドスクールの事務連絡会において、学校に対してこの熊を含めた対策について図るように指示するとともに、東京都からも「野生動物による被害を防ぐために一熊への対応」という通知文が来ておりまして、この通知文を受けて、各学校、教員への注意喚起や意識の向上を努めておるところでございます。

それから給食のお尋ねです。3の②の給食時間についてのお尋ねです。第1回の定例会の後、3月の校長会で教育部長のほうから、まずはこの給食の喫食時間についてのことを、全校長に向けて話をいたしました。これを受けて、各校でも早速様々な工夫や運用を今行っている状況でございます。

例えば特に準備に時間がかかるのは、どうしても小学校の低学年の子どもたちですので、多くの小学校は、特に低学年など準備に時間がかかる学年に対しては、専科の先生や、また学校に入っている学習指導補助員の方などが給食準備のサポートに入っていて、準備時間の短縮に協力をしていただいている状況でございます。それから、学校によっては配膳の仕方やルールを、クラスばらばらではなくて全校で統一して、できるだけ効率的に配膳ができるような時間短縮を図っている学校もあります。

不確定原稿

一般に学年が上がると子どもたちも当然慣れてきますので、準備時間が早くなって、そのため、より食べる時間が確保できる状況にあります。先ほど申し上げたように、やはり低学年のお子さんに関しては大人の側のサポートが必要な状況もありますので、そういったところを中心に、今各校で取組や工夫をしていただいているところがございます。

以上でございます。

○6 番（宮代一利君） ありがとうございます。先に拠点校方式の話をやります。今アンケートで満足度73%と。これは見方ですけど、27%はそうでない可能性があるということを示唆していると思います。

というのは、私の部活に対するイメージというのは、やはり1年生で入って3年生まで卒業していく間に、一つのチームとして仲間と一緒に活動するということの重みがすごくあると感じている中で、今回過渡期とはいえ、途中で移動しなければならなかったというケースがあるのではないかなということもあって、そのときの生徒たちの戸惑いというのがどんなふうにあったのかなということを拾えていますかというところの質問なのです。やはり今学校改築もやっていますが、様々その過渡期のときにいる生徒たちは、でも一生に一度の中学1、2、3年生なわけで、そこをどういうふうにフォローしていくかということ、よく考えておく必要があると思っています。

今ここに令和8年度の開設部活動という一覧表が出ているのですが、これはまた変わるのですか。なぜここが拠点校に選ばれたのかとかということ。これがまた年によってどんどん変化していくと、途中でどんどん動かなければいけないという形になっていってしまうのが、本当に私はリスクだというふうに思っています。この部活動そのものの価値というものをキープするために、持続可能な部活動というのですか、そういったものをどういうふうに作り上げていくかということについては、ちょっともう一度お考えを伺いたいと思います。

○教育長（吉原 健君） 議員がおっしゃったように、その持続可能な部活動をどうこれから市で運用していくかについては、やはりとても大きな課題だと思っています。武蔵野市が今取っている一つの方策としては、部活動指導員という、つまり部活の技術指導もできるし、子どもの指導もできる、その部活動指導員、質の高い指導員の方に入っていただく。それによって、例えば顧問が異動しても、その指導員が引き続きそこで子どもたちを指導できるような持続可能な体制をつくるのが、一つ方策と考えられるというふうに思っています。

先ほど議員もおっしゃったように、子どもたちにとってはできるだけ自分の学校の部活で3年間やりたいという気持ちは、こちらも分かります。ただ反面、顧問は異動するという。どうしても公立学校の教員ですので、何年かたつと異動しなければならない。そうするとそこで指導していた顧問がいなくなることによって、そこでまた学校運営上非常に難しい状況が生まれたりするということもあるので、繰り返しになりますが、本市の場合はその拠点校にできるだけ質の高い部活動指導員にしっかり入っていただいて、そこで子どもたちとの関係をつくり、また学校教員とも連携するような体制を取れば、子どもたちも、うちの部活はどうなるのかなというような不安を抱かずに、できるだけ3年間同じ部活でやっていけるかなというふうに思います。

ただ今、その部活の地域移行という形が進められている中で、都や国の大きな考えの中で、では武蔵

不確定原稿

野市はどうするのだということもありまして。ただ武蔵野市は学校数的にはバランスの取れた形ですので、今の時点ではこの拠点校方式というのが、本市においてはうまく機能しているのかなというふうに、教育委員会としては受け止めています。ただ、子どもたちのいろいろな声を確かにこれから聞いていく中で、もっとよりよい方策は探っていきたいと思います。

以上です。

○6 番（宮代一利君） ありがとうございます。確かに性質の違う指導員、要するに顧問と部活の指導員というのが、こうやって制度として2つあるのは非常に大きなメリットだということは、全くそのとおり理解できます。

ただ一方で、今までは学校の先生が顧問として、学校の中の責任感も含めて、教育全体の流れの中に部活動が本当にあることが、きちんとして明確だったと思うのです。ところがちょっとここが気をつけなければいけないと思うのですが、指導員を据えたために、顧問の先生の意識がもしかしたら少し薄れるのではないかなという可能性もある。例えば安全の問題とか、保険はどうやって入っていて、それでどうやって安全を確保していくのかとか、そういった様々な問題があって、そこを。

でも、この指標の中に、1番に生徒の話があって、2番と3番に先生たちの負荷を下げるということがうたわれているという。どうしても先生の負荷を下げるための方策になっているのかなというところをちょっと懸念しているところがあって、やはり今後顧問の先生の意識が下がらないように、全体を統括している教育委員会としては、そういったところの目線をしっかりと持ち続けていただいて、持続可能な部活動になるようにしていただきたいなということを願っています。

今まだ始まったばかりで、いろいろな声も様々で、よく分からないところもあると思うのですが、今後進めていく中で、そういう過渡期にいる子どもたち、生徒たちが、どんな影響を受けているのかというところも、ぜひ目線を向けていただきたいということをお伝えしておきたいと思います。もし追加でコメントがあればいただきたいと思います。

それから、熊についてですけども、今までジャンボリーで熊、熊と言っていたのですが、セカンドもあると。宇都宮の市の真ん中に来てしまったのです。あの日たまたまうちの会派の本多夏帆議員は宇都宮にいたのです。熊には会っていないです。幸い無事に帰ってきましたから。ただやはり騒ぎになっていて、3日間休校しました。それも全学校94校。いろいろな判断があると思います。全学校を一斉に休校にしたという一つの決断があったのだなというふうに思うのです。

この前の台風のときに、武蔵野市は休校しませんでした。でもあの後、神田川の氾濫警報が出ました。だからそれって、いつ誰がどうやって休校の判断をするのかというこの難しさも、私はあるのではないかなと思っているのです。ですからそのリスクを判断するのは、誰がどのタイミングとするのかは非常に重要なことだと思っていて、まず今までずっと議論してきたジャンボリーについて、そしてセカンドスクールについても、今後、熊がカメラに3頭映ったということをどう捉えて、そこを突破口というか、そこを理由にどういうふうに判断をするのかということについて、もう一度だけ伺っておきたいと思います。

先ほどもほとんどお答えいただいているのですが、例えば実行委員会でのプロセスとか、そういったことは伺って納得もしていますし、昨年度つくっていただいたそういうマニュアルみたいなものがあっ

不確定原稿

て、それにのっとってこういう意識だとは思いますが、やはりまた熊が映っていますよということをきちんと意識した上で、どうやって取り組むのかということについてコメントをいただきたいと思っています。

○市 長（小美濃安弘君） 昨年も開催中に熊がカメラに映りまして、そのマニュアルどおりに行動した、それで事なきを得た、安全にジャンボリーが実行できたということでございますので、今年の話はまたちょっと担当から御説明させますけれども、その場、その場でやはり最善の方法を取っていくというのが大事なかなと。そのためのカメラであり、柵であり、様々な機器をつけましたのでというふうに思っております。詳しくは担当部長よりお答えいたします。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（齋藤尚志君） 大きな方向性につきましては、今、市長が御説明のとおりではありますけれども、去年と比べて変わった部分としましては、トレイルカメラの台数が増えています。そういう意味で言うと、熊がいるということ自体はもう厳然とした事実としてあり、それがある種明らかにしやすくなってきたということだと思っております。そういう中では、まずは事実を確認し、それを地区と共有し、その中で判断していく。そして考える基準については、その熊の判断基準があるという中で、業務のほうを安全に実施したいというふうに考えております。

○教育長（吉原 健君） まず、セカンドスクールのほうですけれども、セカンドスクールはジャンボリーと違って、これは教育課程として、全員のお子さんを連れていって実施する活動ですので、当然のことながら、この安全管理、安全確保については、かなりの責任が求められるものというふうに思っています。

先ほど申し上げた覚書の中で、もし実施直前、または実施中において、この熊出没の情報があった場合には、観光協会がその情報を速やかに学校に連絡し、その後、そのプログラム、行程の変更について、観光協会と学校側で協議を行って決定するという形になっています。教育委員会ももちろんこの判断に関わっていき、子どもたちのまず安全が確保されるかどうかという観点で、しっかり行っていきたいと思っています。

ただジャンボリーのように具体的なその判断基準というものは、それぞれ実施地の状況によって違いますので、そういったものはないのですけれども、まずは情報をしっかり共有して、現地の観光協会と学校、教育委員会が、今後の方策について速やかに議論、決定するということで、今対応しております。

それから部活動のことに言えば、議員がおっしゃったように、まずは子どもたちの声を聞くということが何より大事だと思っていますし、子どもや教員が、今過渡期である拠点校部活についてどんな思いを持っているかを、しっかりこちらも把握することが大事だと思いますし、それから部活動は学校の教育活動の一環として今行われていますので、当然学校と部活動指導員がしっかり連携して、決して丸投げにならないような形で、教育的な意義や目的が達成できるようなものとして、今後も続けていく必要があると思いますので、そういう意味では、そうした意識が薄くならないような形で、しっかり教員に対しても指導してまいりたいと思います。

以上です。

○6 番（宮代一利君） 熊の話でいろいろちょっと調べて、ネット上にいろいろなのが出ているのですが、たまたま今私はサイエンスポータルというページなのですが、全国で5万件とかあるので

不確定原稿

す。そういうデータがあるのです。1年間に5万件も熊が目撃され。どうやってデータを取っているのかよく分からないのですが、何か報告する義務があるのかどうか分からないのですが、5万件を超えていると。全然珍しくないです、日本に熊がいるのは。だから、ちょっと逆に私は報道が過熱ぎみかなというふうには思っています。

だけど、ではその意識の中で今熊のことをどういうふうに捉えるかということを中心に考えた上で、できることはやるということで、そのリスク評価をしたほうがいいと思います。例えば、熊鈴、チリンチリンというのを持って歩き回るというのは、山を歩く人にとっては当然当たり前のことで、例えば山岳方面にセカンドスクールで行くのであれば、その熊鈴を全員に持たせてみようとか、そういう非常に具体的なリスク管理ということをやってもいいのかなというふうにも思います。

ジャンボリーのときも話しましたが、ちょっとでもリスクがあるからやめましょうという、そういう短絡的なことはいけないと思うのです。何をしたらどこまでリスクを下げてやることができるのかということを考えていかなければいけないと思うので、ぜひ積極的に前向きにやれる方向で、何をしたらいいかということを考えてつつ取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

さて、最後のほうの継続案件ですけれども、もう一つ、給食の件、ありがとうございます。早速校長会でお話をしていただいたということで、これも前々からの議論の中で、簡単には解決しないということは分かっている上で、ただやはり継続して目を向けておいていただかないと、何となくもう大体この話はよくなったではない話ではないかなと思っています。

毎日の日々の生活のことで、非常に食育は大切なことだと思っているので、今回はもう既に校長会にかけていただいていますので、部長からも御説明いただいたというふうに伺いましたので、ぜひ手を緩めずに、一歩ずつ、子どもたちも納得するような、子どもたち、生徒、児童たちが給食を楽しく思うような、そういう方向性で持っていつていただきたいと思います。校長会に早速かけていただいたことについて感謝申し上げます。

それから、一番最後に出てきた自動運転の件ですけれども、もう早速実証に入るということをおっしゃっていただきました。もう私は本当にもろ手を挙げて大喜びでございます。ぜひやっていただきたい。

これは様々な意見がありますけれども、私は人間が運転するよりも自動運転のほうが安全だと思っているので。というのはやはり、人間はヒューマンエラーというのがあるので、それが原因で事故が起きている。あるいは心臓発作であるとか、脳の病気であるとかと、瞬間的にパンときてしまうような病気に車に乗っているときになったら、もうどうにも防げないわけですが、自動運転であれば、その事故に対するセンサーを持っているのです。ですから人が介入しない。逆に人が介入しないという大きなリスク管理ができていないかなというふうに思っているので、ぜひ実証をやっていただきたい。

それで今までの議論の中で、武蔵野市は道が狭くてごちゃごちゃしていて難しいのだという話がありましたけれども、やはりそれはこういった専門の企業がきちんとしたデータを取って、その設計を積み上げていく。

自動運転そのものはもうほぼ、センサーであったり何とかというのは、開発はもうどんどん進んでいるのですが、やはり最終的にはその土地の全ての地形であるとか、そういったもののデータをきちんと取り込んで、その上で運用を設計するということは、自動運転そのものの機械、ハードの部分とはち

不確定原稿

よっとまた別です。そういったこととか、武蔵野市バージョンの自動運転というものをきちんと築き上げて、実際に使えるものにしていただきたいなというふうに思っております。

ここでも先ほど申し上げましたが、ムーバスの減便、これを何とか解消してほしいなということもあって、一つの方策になればいいなというふうに思っておりますので、お伝えしておきたいと思います。また次、進んでいくようであれば、どこかで経過を教えていただければなというふうに思っております。こちらでも取り組んでいただいていることに大変感謝をしております。

それでは公会堂の話に移ります。先ほど債務負担行為の話があって、はっきりと議決したことということです。これは認識しているのだというふうにおっしゃっていただいて、それでもやめなければいけないという判断になる可能性はゼロではないとおっしゃっていただいています。これは結局、この前も菅議員も議論されていましたが、総量的な話だと思うのです。要するにお金がどれだけあって、どれぐらいの公共工事を今後やっていくのかということ。

そしてその時期は優先度の問題だと思います。優先度の高いものから順番にやっていく。何となく今の流れでいくと、やはり学校は最優先だという感じの何となくの雰囲気、全体的にはあるというふうには認識しているのですが、そのボーダーというか。金額も変わっていきます。動いていく中で、それを誰がどこでどういうふうに検討して判断をするのかというのは、なかなか難しいことなのではないかなと思っていて、そういう長期計画等との関連性も含め、もう少し、どういうふうに今後やっていきますよということをお聞かせいただきたいと思います。

冒頭に御質問させていただいた過度な投資というのは、これは定性的な言葉です。この定性的な言葉に対して、では我々は予算を審議しているときに、どこまで審議しているのだろうか。要するに、例えば債務負担行為の限度額を決めるときに、その限度額は目安なのか、びた一文超えられないものなのかとかということ。それは何かまだ合意というか、ルールがはっきりしていないような気がしていて、私は今回市長の御判断で、入札を中止しましたというふうに理解をしています。そのときにどんな判断をされたのか。

そこはこれが定性的な過度な投資で止まってしまうと、今後の議論について、私は情報不足だというふうに感じています。こういう定量性があって、これだけの金額でこれだけの工事をやるのですということにも思いを巡らせた上で、情報を共有した上で、議論をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、そこはコメントをぜひいただきたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 大変難しい判断でしたが、一口で言うと、今回は時間がなかったという、5月11日に入札が迫っていたというのが非常に大きな要因だったかなと。総務委員会のときにお話をさせていただいたかどうかちょっと、どういうお話をしたかというのは、言い方としては定かではないのですが、とにかく4月22日に私は決断したのです。

その4月22日というのは、停戦中であつたのですけれども、ホルムズ海峡の周辺でタンカーがだ捕されたりとか、また新たな展開になったというのが1つと、また市長会がその日行われておりまして、近隣市の市長との話の中でも、近隣市は既に公告後の入札をストップしているという事例があり、そういったことを総合的に判断したときに、やはり17年しか使えないものが、これからどんどん工期も延びていくであろうと。工期が延びるに当たって、相当工事費も上がってくるだろうと。

不確定原稿

このまま入札を実行すると、今、国では、とにかくかかったお金は全て出しなさいという通達が来ていますから、事業者としては取れるのです、仕事としては。幾らでももらえますから、受けてしまえばですね。それでいいのかという判断をやはりしなければいけないのです。なので、入札が非常に差し迫っていたという时期的な判断もあり、中止をするならば早いほうがいいということで、22日に決断をし、23日の朝に両副市長に伝え、経営会議の中でそのことを諮り、24日に中止をしたと。これが簡単に言う流れであります。ですから、どちらかというこれは定量的というよりは定性的です。私の感覚で中止をしましたので。

ただこれは、その中止をした後ですけれども、私は5月1日に現地を見させていただきました。皆さんは26日に御覧になったということですが、それぞれお感じになったことはあると思いますけれども、ここまでひどかったかという思いです。ホルムズ海峡の中東・イラン情勢がなくて、このまま順当に工事が進んで、本当に35億円であの図面ができるのだったら、私はもう超お買い得だったなというふうに思っているぐらいです。しかし、そうはならなかったと。

いろいろ今、あらゆる可能性というお話をさせていただいておりますが、本当に非公式、公式も含めて、様々なところで情報収集をしております。ある事業者と言っておきますが、市内でお世話になっているある事業者に、一つ一つ見積りを取ったわけではないのですが、ざっくりこの工事は今だったらどれぐらいできるだろうかという話をしたら、35億円の1.5倍ぐらいではないでしょうかという答えが返ってまいりました。50億円超えです。それはでも綿密に計算したわけではありませんけれども。

ただ、そういうことが実際に起きる可能性があったということは、そこで入札を止めておいて、一応は正解だったかなというふうには今思っております。これから、今あらゆる可能性を検討しておりますので、今後どういう形で議会の皆様にこれをお諮りするかというか、協議、議論をしていただくかというその場も含めて、今、議長に御相談させていただいているところでございますので、これが固まりましたら、また様々な御意見をいただければなというふうに思っています。

○6 番（宮代一利君） ありがとうございます。入札を中止したのですよね。こういう話って、ちまたに、市内に出ていくと、もう公会堂はこのまま使えなくなるのだよね、中止したのだよねというふうに広まってしまうのです。だから入札を中止して、その次どうするのかということが全く見えていない中で、もう改修工事はやめたのだというふうに聞こえている方が、結構な数いらっしゃいました。なので、あえて私はここでその質問をさせていただいている状況でございます。

ということは、今の市長の答弁を伺っていると、何かの方向で改修をもう一度やろうとする選択肢も検討はされているのかな——選択肢としてですよ——とは理解できましたので、今、議長と調整中という話なので、今後議会も含めて、この本件についての話を進めていくのだと理解しましたので、ちょっともう1回そのことについて、今後そういうふうに進めていくのだということについては確認をさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、ほかの債務負担行為についてですけれども、複数年度、今後どうなるのでしょうか。ちょっとまだ中東の情勢は、もうすぐに何とかなるというような状況でもなくて、物価は確実に今、市内でも様々なものが上がっていることは本当に実感するところでありまして、今設定されている債務負担行為の継続的な工事案件を、どうやって順位づけをして。だから今もう打ち込んであるから、それら

不確定原稿

ほかは全部やりますとは言えなくなっているのではないかなというふうに、私は理解しています。

そうすると、見直しが必要になってくるのではないかと。見直しをするためには、私ども議会としても、きちんとした、どういうふうに見直していくかということを理解した上で議論していかなければいけないと思うので、そういったところの考え方、今後、何に対して、総額としてどれぐらいの大きさのものをやっていくのかということを考えていく必要があると思っていますので、そういった方向でのデータの提出、情報交換といったことも、ぜひお願いしたいと思っていますが、コメントはいただきたいと思います。

菅議員の質疑の中で、個別の計画があつて、それを大きな計画に積み上げて持っていくというような話があつたのですが、これは前々からずっとやっているのですが、抽象と具体、要するに長期計画は抽象的な概念をきちんと設定して、個別は具体的な動きを個別に決めていくものだ。それは当然のことです。お互いに関係しているというのはそうなのですが、まさに、今回はあえて債務負担行為というところにスポットを当てていますけど、今後のこういったお金の使い方、予算についての考え方というのも、情勢に合わせてやっていかなければいけないのではないかなということを考えていて、まずすごく遠い将来はともかくとして、ここ数年間どうやって我々は過ごしていくのだろうかということについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 先ほどお話をさせていただきましたが、公会堂に関しては、今あらゆる可能性を検討中でございますので、これをどのような形で議会の皆さんと共有し、議論をさせていただくのかというのは、その場も含めて、今、議長と相談をさせていただいているという、こういう状況であります。

ではほかの物件はどうなのということなのですが、これも一応は公会堂は別だというお話をずっとさせていただきました。これはお尻が決まっているから。お尻が決まっている物件というのは、今のところは公会堂だけなので、ほかの物件はだからそれには当たらないということを大原則としてです。

ただし、やはり今、物によっては、今言われているのは、いわゆる接着剤系だとか、シンナーとか、そういったものが入ってこない、ナフサ系が入ってこないということでありますので、この状況を見つつ、月に1回程度、これはモニタリングをしておりますので、こういったことを判断しながら。

全然入ってこないというものが分かっている入札をするということも、これはできませんので、そこは総合的に判断するしかないのですが、一応公会堂もそうだったのですが、他の物件に関しましても、もし一旦それを中止するなり延期するなりということに関しては、経営会議にかけていきたいと思っていますので、私一人の判断ではなくて、私が提案する場合もありますし、施設から提案されることもありますし、それは様々だと思いますが、様々な場面、場面を経営会議等で決断しながら優先順位をつけていきたいと、このように思っています。

○6 番（宮代一利君） ありがとうございます。市長はここの市役所のトップであり、行政側にいる、かつ政治家でもあるわけで、場面によっては政治的な判断をするわけですね。そういうことを判断するときに、こういう根拠で自分はこう考えているのだということを、ぜひいつでも我々に伝えていただきたいと思っています。

不確定原稿

すごく私は細かいことに引っかかってしまいましたけど、今回のここに書いてある過度な投資という言葉は、私はいまいち納得ができませんでした。過度って何。それを理由に説明をされてしまったので、そのことについては納得できなかったなということがあって、今回取り上げさせていただきました。ただもう今日こうやっていろいろ説明を伺って、先ほど、もう後、期限が決まっている中で、判断をしなければいけないというところで判断されたということを伺いましたので、すっきりしましたので、今日はありがとうございました。

以上です。

○議長（木崎 剛君） 次に、こどもと学校教育の「現場」を大切にすること等について、7番本多夏帆議員。

（7 番 本多夏帆君 登壇）（拍手）

○7 番（本多夏帆君） 会派、ワクワクはたらくの本多夏帆です。まず午前中は、子の体調不良で遅参となり失礼をいたしました。いつも皆様の御理解をありがとうございます。

さて、連日物価高騰や資材不足等のニュースが続いています。グローバル化が進み、その影響を大きく受ける時代です。私が小学生の頃は、グローバル化という言葉がテストに出るような時代でしたが、今やもうこれは当たり前のことですから、習うような言葉ではないのかもしれませんが、今回商工関係の質問は、3月にしたことから入れておりませんが、歯を食いしばってこらえている事業者の方々も多く市内にいらっしゃると思います。

例えば市で新たな制度融資をといても、銀行が貸してくれなければ成立しませんから、机上の空論にならない施策が必要です。市の産業振興に対する取組は、武蔵野市の未来への投資です。事業者に寄り添い、協働いただくように、予算要望の時期に向けたお願いをここでしまして、今回は子ども関連の質問を多くしたいと思います。件名としては、こどもと学校教育の「現場」を大切にすること等についてということで質問させていただきます。

大きな1番、こどもと学校教育の「現場」を大切にすることについて。

（1）小・中学校の整備計画の進め方についてです。

小中一貫の議論、二中、六中の統廃合についての議論といった大きな議論についての振り返りを行い、今回の整備計画の議論に生かすべきだということについて、2025年、昨年12月の市議会定例会において質問をしました。その点についての検討や実施の状況を伺いたいと思います。

今回の市議会定例会においても、多くの議員が質問テーマとしています。我々市民代表である議員がこうも納得できていない以上、まち場での機運醸成につなげることはとても大変なことです。来年には市議会議員選挙、また市長選挙もあります。争点として単純化されてしまえば、大きな混乱、特にその地域に住まわれる方々は、強い憤りや悲しみに見舞われる可能性もあり、そこからまた状況の回復をしていくには相当な時間を要することになります。丁寧に市民参加で進めるとしてきた武蔵野市の矜持を、いま一度見せるときだと思っています。お伺いをしたいと思います。

（2）仮設校舎での子どもたちの生活と教育活動の支援についてです。

第五小学校、井之頭小学校においては、現在仮設校舎を学びやとしており、またその影響を第五中学

不確定原稿

校と第一中学校が受けています。先生や職員の方々も子どもたちも、また保護者も、この状況を前向きに捉えようと創意工夫を行っており、本当に頭の下がる思いです。一方、今後もまだその生活が続くことや、これから学校改築が市内全域で進むことを考えると、同じように仮設校舎での生活を行うことになるであろう子どもたちが、市内には多数存在していることから、今回経験をここに残し、そして生かすために、以下質問をいたします。

①敷地面積が狭くなることによる影響について。

ア、小・中学校どちらも校地が狭くなることにより、活動に支障が生じています。具体的には、特に運動への課題や安全性、部活動への制限等です。これらについて、市はまずどのように受け止めているのか伺いたいと思います。

イ、また、実際に井之頭小では、自転車の3年次の交通安全教室について、これまでのような自転車乗り入れができないことから、ビデオでの座学に変更がされました。これはほんの一例にすぎませんが、移転による機会の損失を実感しているところです。一方、武蔵境自動車教習所に赴き実施される2年次の交通安全教室については、市内東部ではそもそも行くことができずに座学であるということも聞いており、市内でもこうした違いがあることについて納得感を得られていないことも申し添えておきます。これは移転についてということではありません。

移転により一時的な活動が制限されることは致し方ないとは思いますが、生の体験、経験の機会がなるべく失われないように、新たな機会を創出する等、市側にも積極的に協力をしてほしいというふうに思っておりますが、いかがか伺います。

ウ、さらに、保護者においては駐輪スペースが取れないとして、学校へ行くのに自転車利用が制限され、特に井之頭小学区においては、御殿山エリア、場所によっては中町など、本町もそうですけれども、皆さん移動が非常に大変だという状況にあります。実際に保護者が学校へ行くのは保護者会程度かなというふうに思われるかもしれませんが、日々の送迎のみならず、子どもたちのためのボランティア活動等にも参加しにくいという、軽視できないネガティブな影響も生じています。

学童では夜のお迎えもあります。地域活動団体の方々も同じような状況なのではないでしょうか。周辺の公共施設用駐輪場を使用するのは難しいと思いますが、例えばスクールバスの駐車場の一部を使用すること等はできないのか伺います。3年間ずっとこのままというのは、保護者活動の縮小という意味でも本当に苦しいところなので、何らかの手だてを考えていただきたいです。

また、これは質問ではありませんが、この移転のタイミングで吉祥寺西コミセンも中央コミセンも工事のために休館という絶望的な状況にあり、井之頭小学区のコミュニティ活動が非常にしにくい状況です。子どもたちの放課後の居場所としても重要な施設です。こうしたことは今後の改築計画の中で、もう少し視野を広げて考えていただきたいと切に要望します。

②仮設校舎の設備における課題。

ア、中学校が使用してから小学校利用というふうに仮設校舎が運用されていますので、様々なところでがたがきているというふうに聞いています。既に補修をしてくださっているところが多数あることも認識していますが、このように仮設校舎を流用していくことについて、やってみて分かったこと、安全性や機能面における課題について、どのような認識を持たれているか伺います。

不確定原稿

イ、スクールバスでの通学において、トラブルや対策について伺います。また、夏に向けて暑さが心配されますが、バス停には屋根も日陰ありません。これは井之頭でそもそもそういう声を聞いていたのですが、五小のほうも聞いたところ、屋根はないということでした。ピークタイムに何分も待つことになる際、倒れる児童も出るのではないのでしょうか、対応を伺います。

③移転時の引っ越し対応についての課題。

実際に井之頭小の引っ越しを体験し、感じたことは、とにかくマンパワー不足であるということです。直前期まで分からないスケジュール、対応ルール等、作業する側の待ちの状態が多く、結局のところあまり準備もできないまま、引っ越しの時期に突入してしまったと感じました。それにより、地域団体同士のコミュニケーションにも不足があり、処分するか、しないかのトラブルや、連日のように学校に行って保護者が対応することが発生する等、困難を極めました。

さらには、移転先の仮設校舎での準備にも追われ、教職員の方々は、放課後に移動して作業に当たる等、本当に大変な数週間を過ごされたと思います。学童スタッフの方々は、春休みの子どもたちを終日預かる中での引っ越しで、お休みもないほどだったのではないのでしょうか。引っ越しのものも片づかない中、押し寄せる新年度の準備、情報共有や人の手配等、もっとできることはあったのではないかと考えていますが、市はどのように受け止めていらっしゃるのか、お考えを伺いたいと思います。

(3) 学校における非常変災時の臨時休業等の判断基準。これは市側のほうから、教育委員会のほうから出されているもののタイトルどおりなので、非常変災という、私もこの言葉を今回初めて見たのですけれども、そういった基準についてということを質問します。

ちょうどこの一般質問を通告する期限の日に台風が直撃する見込みとなり、実際に大きな影響を受けることとなりました。まずは対応に当たられた皆様、お疲れさまでした。武蔵野市の市立小・中学校においては、その前日に休業の判断基準についての書面がアプリで保護者に展開され、今回は当日朝7時まで判断を待つということになる中、報道においては、都内でも多くの自治体で学校等が休業となることが知らされました。その判断がなされた時間は自治体により様々ですが、当日の朝7時まで待つということについては、学校現場も保護者も、大きな混乱まではいかずとも、かなりの労力を要したのではないかと考えています。

先生方はもちろん、また学童クラブについては、玉突きで休校の対応を迫られます。朝に休校が決まった場合、学童クラブを朝から開所しなくてはならないため、早朝から待機を余儀なくされたのではないのでしょうか。イレギュラーな対応とはいえ、こうしたことが現場への大きな負荷、精神的な負担にもつながるのではないかと考えています。

また、足立区では原則オンライン授業を行うともあり、注目を集めました。まだ6月の頭だということに今回のような台風の大きな影響があったことを踏まえて、この夏に向けての備えが重要であると考えます。今回の武蔵野市の判断についての検証、今後の対応を伺います。

大きな2番です。防虫対策や給水機の設定等、市民からの身近な相談事項等について。

(1) 市内では、ネズミや害虫等、様々なものに悩まされている現状があります。自然との共生という視点もありつつ、一方で治療が必要になることやアレルギー等、人体に大きな影響を及ぼす可能性も拭えません。実際に昨年や一昨年に市役所付近で大量の毛虫に悩まされたという声も届きました。夏を

不確定原稿

前にして、蚊やボウフラ、また秋口の毛虫等について、今からの対策が必要と考えることから、今年度の市の具体的な対策について伺います。

(2) クーリングシェルター（むさしのいつき避暑地）が活躍する季節に入ってきました。今年はこの取組も強化され、民間施設の登録も増えているように思います。とてもいいことです。一方、先日も給水機についてが議会で話題になりましたが、このシェルター一覧のページにも給水機の有無が掲載されていますが、体感としては非常に分かりにくいなと感じています。

というのも、例えば図書館やコミセンにおいて一律に設置されているわけではないので、ここにはある、ここにはないというのを、1つずつ確認しないといけません。図書館には必ずありますよといったような状態になれば、安心して出かけられるのではないかなとも思います。シェルター以外にも設置場所があるとは思いますが、給水機について、まずないところに増やす、また、マイボトルでくむことができるスタイルのものなのか、冷水機にしてほしいといった要望等、市の対応状況について伺いたいと思います。

この件は政策として、熱中症対策、福祉としての取組でもあるだけでなく、ごみの分野において、収集頻度の減少によりペットボトルの回収量が減らないことからすると、行動変容を促す施策を徹底して打ち出す必要があるとも考えていることから、必要な取組であると思います。香川県高松市では、たかまつオアシスマップとして給水マップを公開していますが、こちらもごみ減、マイボトル促進の取組だということが、ページの最初に明記されています。見解を伺いたいと思います。

(3) ムーバスの車内において、ベビーカー利用者向けの音声アナウンスがなされていますが、内容が長く、肩身の狭さを感じる場合があります。ここ数年でバスにおけるベビーカーの利用についての運用というのは、全国的に変化したというふうに思っておりまして、原則は畳まずに利用可能なはずですが、例外時についての案内が多いため、そのように感じるのかもしれませんが。注意喚起などはもちろん必要と思いますが、もう少しメッセージの出し方を工夫できないのでしょうか、見解を伺います。

(4) 地域の大学生の方々と地域課題について話す機会がありました。身近な課題として、道路が狭く自転車で通りにくいことや、銭湯が少ないこと、家賃が高いこと等が学生から挙げられました。道路問題がなぜなかなか解決に進まないのか、少し前は銭湯がもっとあったこと、ほかの自治体の家賃補助制度と定住施策等を説明すると、新たな気づきや学びを得てくださったようでした。

私はこのことから、こうした若い世代と地域課題について定期的に考え、また、実情を正確に認識してもらうことも含めて、市と交流する取組を行っていくことが重要であると考えています。例えばむさしのどこでもミーティングの施策拡大、学校への積極的な派遣等、こちらからの、市側からのアプローチを期待したいと思っていますが、見解を伺います。

大きな3番、3つ目、防災気象情報や日本版DBS等の国の動きと市の対応についてです。

(1) この5月から、防災気象情報の改善がなされたと気象庁の発表がありました。具体的には、警報、注意報の情報名にレベルが付記されたことや、河川の氾濫の危険度の伝え方の変更などです。避難の判断をしやすくすることが大きな狙いであるとされています。これが変わったばかりなので、まだちょっと直感的に理解できるかというところ、そこまでは至っていないかなというふうに感じているところではありますが、その一方で、市区町村のシステム対応等がぎりぎりで大変であるといったこともSNS

不確定原稿

上で散見されました。その上、恐らく各所で準備がされているちょうどこのスタートのタイミングで、台風が直撃するという事態になったわけですが、本件について市の対応状況を伺います。

（２）今年12月から正式に運用が開始となる予定の日本版ＤＢＳ、こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）について、過去から取組を伺っていますが、現状はどうなっているでしょうか。２年前のちょうど６月に一般質問で取り上げており、その際はまだ国会審議中でしたので、運用に向けてこれからガイドラインなどチェックしていくといった状況でしたが、いよいよその施行も迫り、市民向けの啓発等も今後必要と考えますが、見解と対応状況について伺います。どうやら細かいことはちょうど次の議員が質問してくださるようなので、まずは私は頭出しだけとっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 本多夏帆議員の一般質問にお答えいたします。私からは、大きな２点目の１点目、蚊やボウフラ、毛虫等の具体的な対策に関する御質問から御答弁をさせていただきます。

毎年６月の都による蚊の発生防止強化月間に合わせて、市報において蚊、ボウフラ対策の周知を実施するとともに、具体的な対策内容については、市ホームページで専用ページを設けて周知をしております。また自ら対策することが難しい市民に対しましては、専門業者である東京都ペストコントロール協会を相談先として紹介しております。桜の毛虫、モンクロシャチホコの発生に関し、市民からの苦情や相談が寄せられた場合には、害のない毛虫であることや、３週間程度で減少すること等を説明し、市民の不安解消に努めております。

２点目、クーリングシェルターに関する御質問です。クーリングシェルターのうち、設置可能な施設１５か所に、新たにボトル対応の冷水機を設置予定であります。施設管理者の意見を踏まえ、衛生的で施設での管理負荷が小さいこと、環境負荷の軽減を図れることから、ボトル対応冷水機を選定いたしました。なお、環境負荷、施設負担軽減のため、紙コップの設置は行いません。

瓶・缶製品に代わり、ペットボトル製品が増加している現状から見て、ペットボトル排出量全体を削減することは難しいと考えておりますが、行動変容の一例として、大阪・関西万博の会場内に設けられた冷水スポットの設置により、マイボトルでの給水が来場者と運営スタッフの行動として定着したという好事例なども参考に、市としてできることを研究してまいります。

あわせて、今月下旬に発行される季刊むさしの夏号では、クーリングシェルターと給水スポットをまとめたマップを掲載いたしますので、今後、啓発の際に活用してまいります。

３点目です。ムーバス車内におけるベビーカー利用者向けの音声アナウンスに関する御質問です。ムーバスではベビーカーを御利用の方にも安心して御乗車いただけるよう、安全確保のための社内放送を行っており、ベビーカーの利用は原則として可能となっております。一方、御指摘のとおり、案内が長いことで利用者の方が肩身の狭さを感じることもないよう、放送内容は簡潔で分かりやすいものとするのが望ましいと考えております。引き続き、運行事業者と協議し、安全確保の目的を踏まえつつ、表現の工夫を行ってまいります。

続きまして、４点目です。若者世代との地域課題の共有や交流の取組についての御質問です。市では、第六期長期計画・調整計画策定におけるむさしの未来ワークショップや、子どもの権利条例に基づくＴ

不確定原稿

e e n s ムサカツなど、中高生世代向けのワークショップにて、若者世代からの意見聴取の場を定期的に設けてまいりました。現在、市内を中心に複数の大学と包括連携協定を締結しており、各課の事業や計画策定の意見募集等に当たっては、各大学に御協力をいただいております。今後、大学生とどのような意見交換の場が構築できるか、研究してまいりたいと思っております。

次に、大きな3点目の1点目、防災気象情報の改善に伴う市のシステム対応状況についての御質問です。5月29日より新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、全国瞬時警報システム、別名JーA L E R Tの設定変更を、全国の自治体が実施いたしました。総務省、消防庁及び東京都からの設定依頼に基づき、現在、本市においてもシステム対応は完了しております。またJーA L E R Tで警報級以上の情報を受信した場合に自動連携がなされる屋外防災行政無線による放送や、防災・安全メールの配信等についても設定が完了しております。

次に2点目です。こども性暴力防止法の現状についての取組についてです。法令に基づき、1、対象施設、職員の整備、2、国のガイドライン等の把握と準備、3、個人情報保護と職業選択の自由への配慮、4、子ども保護の総合的施策の推進について取り組んでおります。関連する施設には、国の通知も参考にし、公立、民間を問わず情報周知に努めているほか、対象事業を洗い出して整理するとともに、性犯罪歴の確認を行うシステムへの登録作業手続を進めております。

市民向けの啓発については国のガイドラインにも規定されており、対処規定の概要、禁止される不適切な行為の範囲、相談窓口の連絡先などを記載した資料を、保護者にも配布することが求められております。児童の年齢等によって不適切な行為や対処方法等が異なりますので、保育、学校などの各部門において必要な情報を保護者等に対して周知してまいります。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えをいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは大きな1点目の（1）小・中学校の整備計画の進め方、過去の議論の振り返りと、今回の審議会への活用についてのお尋ねにお答えいたします。

まず小中一貫の議論につきましては、過去において武蔵野市で議論してきた内容を時系列でまとめたものを審議会の資料としてお示しし、これを事務局から説明した上で、審議会の委員の方々には、その経過も踏まえて方策についての審議を進めていただいたところです。第二中学校、第六中学校につきましては、過去の振り返りも踏まえて、今回の審議会では、長期計画に基づき子どもの学びを第一に、統廃合ありきではなく、教育的効果、通学距離、そして地域との関係性など、様々な観点から総合的に御審議いただいていると認識しています。

また教育委員会としましては、情報が十分に市民に伝わらず、混乱や不安が生じた過去の教訓を生かし、今回の計画策定に当たりましては、審議会における審議の進捗状況を審議会ごとにリーフレットにまとめ、周知したり、また説明会の開催、説明会に参加できない方については動画配信をするなど、広報や周知をきめ細かく行ってまいりました。今後もこうした取組を丁寧に続けてまいりたいと考えています。

続きまして、（2）の①のアです。運動の課題、安全性、部活動への制限等についての御質問です。校地が狭くなることにより活動に一定の支障が生じ、児童や生徒に、あるいは学校に負担をかけていることにつきましては、教育委員会としまして大変申し訳なく思っております。改築工事に伴い、仮設

不確定原稿

校舎での学校生活を余儀なくされる間、子どもたちの負担を最小限に抑えることは何より重要であるという認識を持っております。

続いて（２）の②のイです。移転により一時的に活動が制限されることについてでございますが、議員が御指摘のとおり、井之頭小学校において、交通安全教室の実施方法が変更されたことや、また地域による実施形態の差異につきましては、課題のとおりであると認識をしております。そして改築期間中であっても、児童生徒の生の体験や経験の機会を可能な限り損なわないように努めてまいりたいと考えております。今後も警察や学校、そして関係課と連携しながら、小学生と中学生の新たな交流が生まれるなど、新しい体験機会の創出に向けて、積極的に教育委員会としても協力、支援してまいりたいと思っております。

続きまして、大きな１点目の（２）の①、ウです。仮設校舎における保護者や地域の方々の駐輪スペースの確保についての御質問です。仮設校舎への移転に伴い、駐輪スペースが制限され、特に遠方からお越しになる皆様には多大な御不便をおかけしており、これにつきましても大変心苦しく思っております。学校を支える保護者や地域の皆様の大切な活動機会が損なわれないよう、十分な配慮が必要だと思っています。

ただ一方で、現在は中学校と同一敷地内を共用しながら活動していく必要もあり、敷地については物理的な一定の限界があるというのも現状でございます。御指摘の駐輪スペースの確保につきましては、児童生徒の安全確保を最優先としつつ、状況に応じたスペースの確保について、今後学校と連携しながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、（２）の②のアです。仮設校舎の設備に関する御質問です。仮設校舎におきましては内装の仕上げも含め、一定の品質が確保されたしつらえとなっており、児童生徒の安全確保や教育環境としての機能性は、ほぼ満たされているものと認識しております。

一方、御指摘のように一部の設備面におきましては、これまでに不具合が生じている事象もありますが、これは学校からの連絡に基づき、その都度速やかに現場の状況確認を行い、教育活動に支障が出ないよう、修繕等の必要な対策、対応を講じて、機能の確保に努めております。今後も引き続き、児童生徒が安心して学習に励むことができるよう、不具合等に対しましては迅速かつ適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、（２）の②のイです。スクールバスにおける通学のトラブルや対策についての御質問です。通学におけるトラブルへの対策としましては、まず乗降所にはそれぞれ警備員を配置しています。バスには添乗員が同乗しており、トラブルの防止に努め、何かあればすぐに学校に連絡する体制を取っております。

暑さ対策につきましては、井之頭小学校については特に利用人数が多いため、朝の登校時間はバスの運転間隔をなるべく短くなるようにし、今８分間隔でバスの運行を行っております。さらにまたバスが発車してから数分で次のバスが乗り入れることで、子どもたちが乗降所で待つ時間、待ち時間をできるだけ短くするように努めております。下校時の暑さ対策につきましては、学校の時程に合わせた運行ダイヤを設定することが重要であるため、乗車実績を学校に共有しながら、最適なダイヤ設定ができるように、今後も努めてまいりたいと思います。

不確定原稿

続いて、（２）の③移転時の引っ越し対応についての課題についてのお尋ねです。学校の改築事業は工事のみならず、備品搬入や移転、スクールバスの運行、そして地域との調整など、多岐にわたるものでございます。本市では第五中学校、第一中学校、第五小学校の改築を通じ、実績を積んではきましたが、現場ごとに異なる課題があることも認識しております。また井之頭小学校の事例では、議員が御指摘のとおり、情報発信やマンパワー不足といった改善点も今回明らかになりました。これら各校のプロセスで生じた課題を解決し、得られた知見を次回の改築事業に生かしていくことが、何より重要であると考えております。

最後に、１の（３）非常変災時の臨時休業等の判断についての検証、今後の対応についてお答えいたします。今回の台風に伴う、この朝７時の判断につきましては、作成に当たっては、教育委員会だけではなく防災課等も連携して決定した判断基準による決定でございました。より登校時刻に近い状況のほうが、子どもの安全を守れるといった考え方に立ったものでございます。

ただ一方で議員が御指摘のように、保護者の方の出勤時刻や、そしてまた学校で対応する教員については考慮する必要があることも、課題として承知しております。今回の経験も踏まえまして、またさらに防災課や校長会等とも改めて協議をしながら、こうした非常変災時のよりよい対応について検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○７ 番（本多夏帆君） ありがとうございました。今いただいた答弁の順番で、ちょっと後ろのほうからいきたいと思います。

大きな２番のところです。虫のところなんかはこれから対策していただくというのと、害がないという説明はちょっと難しいなとは思ったのですが、どこまでが害があって、どこから害があるのかというところについても、多少主観的なところもあったりはするのかなと思ったりはするのですが、危険がないようにやはりそこを少し囲っていただくなり、何か掲示をしていただくとか、ちょっとそういう気をつけないと。いただいた声だと、やはりそこを通るたびに上から毛虫が落ちてきてみたい、そういうお話を伺っていて、それは害がなかったとしても嫌だということだと思うので、この辺りはなるべく例年のお声なんかを参考にしながら、ぜひ効果的な対策を打っていただきたいと思いますので、お願いしておきます。これは要望です。

この給水機のところなのですが、今回給水マップをようやく市報のほうに掲載いただけるということで、非常にうれしく思っています。何人もの議員が今まで給水マップを作ってくれと、多分ずっと言ってきたことかなと思いますので、このマップができること自体はまず大歓迎というか、うれしいなと思いますが、先ほどちょっと壇上で申し上げたように、ある場所が今ばらばらなのです。その給水機がある、ないというところの判断が、確かにマップができればマップを見てということでもいいのかもかもしれませんけれども、何となく図書館には、吉祥寺図書館はないのです。中央と境はあるけどみたいな、そういう感じで、コミセンも、ここにはあるけどこのコミセンにはないみたいな運用になっているのです。

あと市政センターとかに恐らく多分何もないのではないかなというふうに思っています。やはり市政センターみたいなところは、空調もありますし、ベンチも座って少し待ったりとかということもできる

不確定原稿

ような環境があるわけで、やっている時間帯なんかもはっきりしていますから、何かそういう市民目線と言えば、図書館に行けば必ずあります、市政センターに行けば必ず給水機がありますよというような、ある程度の分かりやすさみたいなものも必要なのではないかなというふうに思っているのですけれども。

図書館なんかはあと吉祥寺に置いていただければ完成するのですが、そういった視点で少しくまぐ。どの道それで言ったら3駅圏でちょうどよくなるはずなので。図書館と市政センターとかでやっていただければ。なので、そういう視点で分かりやすさみたいなものもちょっと考えていただきたいと思うのですけれども、そちらはいかがでしょうか。

(3) のムーバスの件はありがとうございます。ぜひ協議していただいて。ちょっとこれはずっとアナウンスを聞いていると、本当に気がめいってしまうのです。当事者にならないと多分なかなかそういうふうには感じないと思うのですけれども、危ないとかそういったところはもちろん大事なのですが、視覚情報と兼ね合わせるとか、いろいろなやり方で。ちょっと本当に必要なところだけをやはり言っていないと、ずっとそのアナウンスを聞き続けるベビーカーの人みたいな感じになってしまって、すごくつらいので、早めに改善していただければと思っています。これは要望です。

(4) の大学生のところなのですけれども、非常に今回私もいい経験をさせてもらったなと思っています、そういう中高生の話というのは最近結構ここでもやるのですが、大学生の方々と地域のことについてお話をする機会というのはあまり今までなかったもので、こんなにいろいろなことを考えてくれているのだとか、やはり自分が学校に行くまでの道のことだったりという、非常に身近な部分についての気づきというのが多いのだと。

だけど、そこでお話をしていくと、やはり相手も大学生なので、もっと深い理解につながる、道路問題を解決するのだったら、誰かのおうちを、ではもう潰さないといけないですけどそれでいいのですかみたいな話をしていたときに、確かにそうだというような形で、非常に問題が大変なことなのだということが、議論すれば伝わるわけです。

そういったことから、やはりこの市民理解といいますか、何でこうなっているのか、ではどうすればいいのだろうか、代替措置は何かないのかなとか、何か大学生と議論するって、もっとそういう広がりがあるのだなということをすごく感じましたので、そういった意味でもう少しそういう関わりみたいなものを増やしていただきたいと思って、今回質問をしました。これはちょっともう一度御意見をいただきたいというふうに思っております。

ちょっと大きな3番まで先にやってしまいます。大きな3番のところですが、防災気象情報の件は、対応自体は完了しているということで分かりましたが、今回もう周知とかをする前に台風が来てしまったので、よく分からないままこの変更内容を受け止めるみたいな形になってしまったのですけれども、現状ホームページには、一応変更したということが掲載はされているのですが、今後このことについて私たちが知るチャンスといいますか、こういったところでこういったことの啓発。

一応狙いとしては、避難をしやすくするというか、直感的に理解がしやすくなるようにしましたというのは気象庁が言っていることなのですけど、多分今の受け止めだと、よく分からないまま変更されたけど、これは何なのだろうという感じになってしまうのかなと思っているので、ちょっと啓発したほうがいいのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

不確定原稿

前半としては最後になりますが、この（２）の日本版DBSの話です。これはちょっと市長のところはお話は伺ったのですが、恐らく教育分野なので、教育長のほうにも御意見をいただきたいと思っていて、今日の午前中にも質問が出ていましたけれども、プールの指導員の方ですとか、ボランティア、部活指導員とかも含めて、一応ホームページでちょうど今、指導員の募集みたいな形で募集のページが立ち上がっていたりとかする中で、そこには特にこの性犯罪のところというのは触れられていないのです。

要綱の話が今日出ていると思いますけれども、その日本版DBSをこれからやりますよというふうになったら、そういう人材会社から派遣で来ているような方々というのは、その人材派遣会社側が照会とかをきちんと法務省にかけてくれている状態で、武蔵野市に入ってくるということになるのでしょうか。何かそういったところも含めて、やはり今年の採用のこのタイミングではもう、この照会をかけるということが間に合わないみたいな話になりかねないのかなと思っていて、これまでとは違う採用段階を踏まないといけないというふうになってくると、採用にも非常に時間がかかると思っています。

なのでそういったことを考えると、今いろいろなところでそういう教育関係、子ども関係、保育含めて募集をかけているところを、全部見直しをかけて、来年度の募集も全部前倒しにするとか、要綱も全部確認して見直しをしてやり直すとかということも、必要になってくるというふうに思っているのですが、これはだから市側も教育長のほうも、ちょっと両方ともここはどういうお考えをされているのか、準備はきちんと進んでいるのかということを確認させていただきたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 給水機の分かりやすさというのは非常に大事なことだなというふうに思っております。一々マップを持っては歩けませんし、確認をしながら給水機を探すというのも、これは手間と言えば手間なので、より分かりやすくする。例えば、おっしゃったとおり、御提案があったとおり、図書館には必ずあるというような形ができるならば、そういうふうに検討していきたいと思いますが、ただ今回も、コミセンも設置する場所というのを非常に考慮いたしまして、これは工事が伴いますので、吉祥寺図書館にそういう場所があるかどうかというのは、ちょっと今後研究をしてみたいなと思っています。

あと大学生の声を聞くということに関しましては、これも大事なことかなというふうにも思います。ただ中高生と違って大学生は、全ての方が市民というわけではなくて、通われて、学校とひょっとすると電車の往復だけで、あまり市のことにに関して注目をされていない、関心を持ってもらっていない方もいるかもしれませんので、そこはよく取捨選択をさせていただき、こういう声を聞かせてくださいというものに対して応募していただいた方ですとか、そういった方の声は聞かせていただきたいなと。

これは私どもも5大学とお付き合いをさせていただいておりますので、その中で今度議論の一つに挙げてもいいかなというふうに思っています。そういう大学生の方と、何かディスカッションをする機会がつかれないだろうかと。そのことによって、まちづくりをはじめとした様々な施策に結びつけられたら、これはやはり中高生が見る目と大学生が見る目と、また違って来るかなとも思っておりますので、そこは今後ちょっと検討していきたいなというふうに思っています。

3番目の防災気象情報。今回初めて変わりました、私も他のアプリというのでしょうか、その辺の情報を朝からずっと眺めておりましたが、雨に関してはずっと注意報でした、武蔵野市は。川というか、氾濫の警報が出たのですが、神田川と出ておりますけれども、御案内のとおり、井の頭公園が神田川の

不確定原稿

源流ですから、武蔵野市は、あそこが入っているからか出てしまったというか。しかしあそこが大雨で氾濫して非常に危険な状況になるというのは、あまり考えづらいところがあるので、警報は出たけれども、例えば高齢者をはじめとした避難みたいなのが出ているのです。

そこに関しては、今回に関してはあまり考えなくてもよかったかなというふうには思っているのですが、しかしこういう指標が一応ありますので、それについては市民の方と我々が共通認識を持っていないと、これは避難をしてくださいと言ってもなかなか応じてくれないこともありますので、その共通理解を得ることから、やはりこういったものを始めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

先ほどDBSに関しましてもお答えをさせていただきましたが、市が所管している様々な施設等に関しましては、これも今年の12月から正式採用ということでございますので、今から準備をしてしっかりと対応できるようにしていきたいと、このように思っています。

○教育長（吉原 健君） 日本版DBS、こども性暴力防止法が12月から施行されるということです。学校は当然のことながら子どもの教育活動の場であり、またそこに様々な方が支援や協力に、今入っていただいているところです。そうした方々について、なかなか難しいのは、その業務の実態に応じて、あるいは子どもとの関わりによって、どう判断するかということが非常に難しい場面だと思いますけど、いわゆる法の中では、支配性、継続性、閉鎖性というような3要件もうたわれていますし、それをまたどうやって、いわゆるその犯罪事実確認の対象とするかについても、これはすごく重要な問題だというふうに思っています。

これについては当然のことながら、教育委員会が間にしっかり入って、そういう学校を支援して下さる方々に関して、その対象となり得るかどうかも含め、今後チェックして、正しく運用していく体制を、これからつくっていく必要があるというふうに思っていますので。ただ教育委員会だけではなくて、市長部局とも連携して、今後の運用体制をしっかり考えて、考慮してまいりたいというふうに思っております。

○7 番（本多夏帆君） ありがとうございます。日本版DBSは次の議員に引き継ぎます。

大学生との議論のところは、その意味では武蔵野市はチャンスだと思っています、私は。若い世代が定住して、武蔵野市でずっといたいなというふうに思ってもらえるような。そういった意味では、やはり関わりを持っていくということは非常に重要だと思っていますので、そういう意味でチャンスと捉えていただけたらうれしいなというふうに思っているのでもお願いいたします。

では、前半の大きな1番のほうに行きたいと思います。今回は引っ越しをようやく終わって、少し落ち着いたタイミングで取り上げさせていただいて、学校を引っ越ししたりとか建て替えをしたりとかということが、どれだけ大変かということを、記録にきちんと残しておかないといけないなという思いから、様々な課題について取り上げさせていただいたという経緯があります。

皆さんも尽力していただいていることは分かっているのですが、やはりここ数年、この引っ越しに向けてやってきた中でも、どんどん御担当の方も異動になってしまいますし、そういった意味では、引き継がれているようで引き継がれていないところもやはりあったりとか、現場のほうでも校長先生が替わったりとか、副校長先生が替わったりとかということもあると、またどんどん情報が変わっていった

不確定原稿

しまうというところもあるので、本当にこの学校の建て替え、移転、仮設校舎なりというところは、非常に難しいなというふうに思っているところです。

今年まだ運動会がどうなるかとか、そういったところも決まっていないというふうに聞いているので、これから子どもたちにとって、そこがマイナスにならないように、教育長も今言ってくださっていましたけど、なるべくそのことがいいほうの機会になるようにということで、私たちも協力していきたいなと思っているので、ここは一つ一つの課題についてちょっと工夫を凝らしていただきたいなと思っています。

その点についてやはり市長のほうというか、市長部局のほうからも、新しい機会を創出するという意味においては、今までの教育のところの分野だけではなくて、市の持っているリソースをいっぱい使っていて、だからこの3年間は、仮設だけどちょっといいことができるよみたいな、少し特別な期間なのだよということが、プラスに働くようにぜひ工夫をしていただきたいので、そこは協力をお願いしたいなというところです。

ちょっと細かいところを先に行くと、仮設校舎の設備における課題の②のイのスクールバスの暑さ対策のところ、いろいろ工夫はしていただいているということだったのですが、やはり本当にピークタイムでとか、この日はすごくこの時間帯に子どもが集中して乗ることになってしまったりとか、いろいろなケースがやはりあるというふうに思っています。お天気にももちろん左右されるというところで、これから本当に相当暑いでしょうと。

五小のほうのスクールバスのバス停は、関東バスさんの敷地を使わせてもらっているということで、写真を見せていただいたのですが、割と日陰が少しできるように、屋根はないのだけれども、ちょっと日陰ができるような感じもありますということで、逆に冬がすごく寒いですというふうに伺ったのです。

井之頭のほうは逆に何にもないので、もう本当に日光を直接がつんと浴びるような感じになるのかなと思っていて、何らかできることはないのだろうかというふうにやはり思います。お子さんによっては、例えば日傘を持つとかそういうことも、もしかしたら高学年のお子さんなんかはできるかもしれませんが、やはり帽子だったり、その辺どこまで何ができるのか。

屋根がないならないなりにどうするかとか、もし警備員の方とか添乗員の方とかがいるのであれば、そこだけちょっと簡易的な何かパラソル的なものを置いたりとかというのも、そのときだけですけれども、ちょっとした工夫で、ちょっとしんどそうなお子さんはそこに、陰になるようなところをつくるといいですか、常時あるような屋根ではなくてもいいので、何らか工夫していただきたいなというところなのですけれども、こちらは今後考えていただけるかどうかというところを聞きたいと思います。

それから、先日のその台風のときの判断基準というところで、今、これからまた検討していきたいということだったので、ぜひそれはお願いをしたいと思います。やはりもう今働く人が、保護者のことはそうなのですけれども、どちらかというと現場で先生方もお子さんがいらっしやったりとか、自分の預け先を考えなければいけない。学童のスタッフの方々も、前日夕方ぐらいから連絡がどんどんこっちに、保護者のほうに来始めて、それで朝もし休校になったら、もうその8時とかそういう時間から預かりますという連絡が来るわけです。

不確定原稿

とんでもないことだなと思って、逆にそれはすごいことをやっていたいているような状況なのだなということを、こちらも認識しました。ほかの自治体では、休校になったら学童も休校、休みですという形で、開かないという自治体もあるそうで、武蔵野市はそれをあえて開きますと、しかも朝からやりますと言っているぐらいなものなので、とんでもないことだなと。

今回は、うちの子どもたちは、私は仕事だったので、一旦学校に行ったのですけれども、行ってみて、蓋を開けてみたら、半分ぐらいお休みしていたということで、逆にもうそういう時代なのかなということころもちょっと受け止めたところもあって、親御さんたちが在宅の環境が整っていたりとか、お子さん一人でも大丈夫だったり、いろいろなケースがあると思いますけれども、だったらオンライン授業ができる体制を整えておけばいいのかなとか、足立区さんのことなんかは今回すごく注目を集めたので、これでどういうやり方をされているのかということは、多分これからどんどん情報が出てくるのではないかなと思っていますけれども、朝7時まで待って、何もなかったらそれでよかったというのも分からないのですが、何らかそういう工夫をして、やはり玉突きでどんどんいろいろな方々にすごく迷惑がかかっていくという構造は、ちょっとそろそろやめていかないといけないのではないかなと思っていますので、ここは改めて、見解をもう一度伺っておきたいと思います。

○教育長（吉原 健君） まず、スクールバスの子どもの待ち時間、暑い中で待つことで、当然その子どもたちの健康、体調について、できるだけ考えていかないとということは認識しています。先ほど御答弁申し上げたのは、バスの運転間隔を極力短くするとか、次のバスが来るまでの時間を短縮するところまでは、現在対応を取っておるのですが、もっとほかに、議員がおっしゃったような日陰をつくるような対応ができないかどうか、ちょっと検討してみたいというふうに思います。子どもの健康を守るという観点に立って、ほかにもっと工夫できることがないかどうかは、内部で検討してみたいと思います。

それから台風の際の臨時休業等の判断や対応についても、今回ある意味ちょっと課題として受け止めておりますし、ほかの自治体が前日に判断を決めたことにも、やはりそれなりの背景があると思いますので、ちょっとそこに関しても、教育委員会だけではなくて、関係課、担当課と協議しながら、また校長会等も話し合いを持ちながら、どういう対応がいいのかということについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○7 番（本多夏帆君） ありがとうございます。ぜひ自転車の件を含めて、ちょっと本当に毎日のように。今日もまた来ていました、自転車が使えないようにならないのですかと。もう本当にすごい、さまざま問い合わせの数。自転車のことと暑さ対策が一番多いので、何とかしていただきたいなというふうに思っているのですをお願いします。

最後です。一番最初の整備計画の進め方についてということで、今回も大きな議論がずっと続いているというふうに思っています。前回同じ質問をしたときに、やはりちょっとかみ合っていなかったかなというふうに思っていたのは、これまでこういう議論がありましたよねという振り返りについてやっていただきたいということで、審議会のほうには展開していただいたということでありがとうございます。

不確定原稿

前回も少し再質問とかでさせていただいたと思っているのですが、議論の条件のところ、どこまで私たちは遡れるのだろうかということ。ここまでは決めましたよねということが、第一期もそうだし、もっと前のそういう小中一貫の話だったり、前のときの境北小とかの、今回も話がありましたけど、そういう学校の統廃合の部分だったりとかということが、私たちは一体どこまで遡って議論してよくて、裾野を広げて、風呂敷を広げて話をしていいかというところは、やはりまだ曖昧なのではないかなと。

ここまでは決めましたよねというところはどこにもないのではないかなと。議論しましょうよということが、第六期長期計画と調整計画のあのあたりのところで議論されて、議論しましょうねまでは決めたけど、そこまでののではないかなというふうに思っているのですけれども、そこは教育長としてはいかがお考えでしょうか。

○教育長（吉原 健君） どこまで遡ってその議論をするかというあたりが非常に難しい問題であるとは認識しております。例えば小中一貫の議論にしましても、過去において、現実武蔵野において、小中一貫、あるいは義務教育学校についての論議が行われたということも把握しておりますし、それをまた審議会の中で説明申し上げたということも認識しております。

ただ難しいのは、あくまでその審議会の中での議論が今進行中ということで、その前提となる諮問理由の中でも、その過去の経緯まで含めてということは、なかなか審議委員の方たちにも伝え切れていない部分はあるので、あくまで諮問理由に沿った形で今御議論いただいているということは、教育委員会としては思っておりますので、今後審議会としての議論がさらに深まっていく中で、やがてそれが答申として出された後、教育委員会や、今度は市長部局とどういうふうに議論を進めていくかに関しては、しっかりとあらかじめ考えてまいりたいとは思っております。

以上です。

○7 番（本多夏帆君） 今回の議論の進め方についても、ぜひ常時振り返りをしながら進んでいただきたい。よろしくお願いします。

○議 長（木崎 剛君） 次に、日本版DBSへの対応と武蔵野市独自の子ども保護対策等について、25番川名ゆうじ議員。

（25番 川名ゆうじ君 登壇）（拍手）

○25番（川名ゆうじ君） それでは本日の一般質問は、日本版DBSへの対応と武蔵野市独自の子ども保護対策等について、仙川の将来と河川維持水の確保について、この2つのテーマで質問いたします。

今、本多議員より、前振りの質問、ありがとうございました。概要がよく分かり、結局細かいことは何だか分からなかったかと、正直な感想を思いました。実はこの細かいことがよく分からないというのが、この日本版DBSの最大の課題だと思っています。これは行政側も我々議会もそうですけれども、子どもに関わる全ての人たちが対象になっていて、自分たちが本当に対象になるのかどうなのか、犯罪歴が調べられるのかどうかというのは、かなりこれは深刻な問題となっていますので、その点についてこれから質問させていただきたいと思います。

まず、日本版DBSへの対応と武蔵野市独自の子ども保護対策について。

不確定原稿

本年12月から、いわゆる日本版ＤＢＳである、こども性暴力防止法が施行されます。子どもを性暴力から守ることは極めて重要であり、本制度の趣旨は理解をいたします。

しかし、一方でこの制度は万能ではありません。例えば日本版ＤＢＳは過去の性犯罪歴を確認する制度であり、示談による不起訴案件や立件されなかった事案は把握することができません。また、過去に犯罪歴のない者による初犯の性加害を防ぐこともできません。子どもへの性暴力を防ぐためには、前歴確認だけではなく、被害が起こりにくい環境づくりや相談しやすい体制整備など、総合的な取組が必要です。

さらに制度導入に伴い、保育士や学童支援員などの人材不足の深刻化、地域ボランティア活動への影響、個人情報保護などが懸念されています。武蔵野市は学校支援ボランティア、読み聞かせ活動、見守り活動、あそべえ、地域クラブ活動など、市民参加による教育、子育て支援が活発な自治体であり、制度の影響は小さくないと考えます。

令和6年第2回定例会で日本版ＤＢＳについて一般質問したところ、当時の教育委員会職務代理者は、「今後の動向を注視して対応してまいります」と答弁し、小美濃市長は、「ＤＢＳ法に関しましては、まだ未確定の部分が多いですけれども、情報共有について進めていきたいというふうに思っております」と答弁がありました。このときはまだ対応が進んで、動き出していないと受け取っていましたが、今年12月から施行されることもあり、現状について以下を質問いたします。

1の1、市は日本版ＤＢＳの制度的な限界についてどのように認識しているのでしょうか。令和6年からこれまでどのような対応を進めてきたのかとともに、現状認識を伺います。

市立学校、保育園、学童クラブ、あそべえ、児童館、部活動地域移行事業などにおいて、職員、委託事業者、アルバイト、ボランティア等の対象範囲をどのように想定しているのかを伺います。

1の3、保育士、学童支援員、児童館職員、部活動指導者などの人材不足が続く中で、制度の導入が採用や人材確保に与える影響をどのように考えているのでしょうか。また、関係団体や受託事業者への影響調査を行う考えがあるのかを伺います。

学校支援ボランティアや青少協など、地域活動団体などでは、性犯罪歴という極めてセンシティブな個人情報を取り扱う可能性があります。市はどのような管理体制を想定しているのでしょうか。また、小規模団体やボランティア組織において情報漏えいが発生するリスクを、どのように認識しているのかを伺います。

日本版ＤＢＳは過去の犯罪歴を確認する制度であり、初犯による性加害や不適切な行為を防ぐことには限界があります。市として、子どもと大人が密室で1対1にならない環境づくり、SNSやメッセージアプリによる私的連絡のルール化、職員、指導員、ボランティアへの定期的な研修、子どもが相談しやすい体制の整備、第三者による相談窓口の設置や周知など、今以上に予防的対策を拡充すべきと考えますが、これは市長、そして教育長に伺いたいと思います。

大きなテーマの2番目、仙川の将来と河川維持水の確保について。

環境省は、生物多様性が豊かな場所を維持していくことに加え、生物多様性が損失している場所において生物多様性の回復や創出を図るネイチャーポジティブの実現を掲げる、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を、自然共生サイトに認定する仕組みを、令和5年度から始めました。

不確定原稿

令和7年3月18日、独立行政法人都市再生機構が管理するサンヴァリエ桜堤の団地内緑地施設約2.95ヘクタールが、環境省の自然共生サイトの認定を受けました。この認定は、仙川周辺の水辺環境や樹林地、生物多様性の保全が評価されたものであり、全国的にも珍しい、集合住宅内の自然共生サイトとして、注目をされています。

かつて仙川は、コンクリートの三面張りで、水が流れない川でした。ちょうどこれが市の資料にありましたので、転載させていただいております。武蔵野市は仙川リメイクを進め、水辺環境の再生に取り組み、今日ではメダカやトンボなど多様な生物が生息する環境が形成され、市民に親しまれる貴重な環境資産となっています。

私はこの自然環境サイトの認定を大変喜ばしく思う一方で、その基盤となっている仙川の将来に強い危機感を持っています。市がまとめた仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）の評価と今後の方向性では、仙川の最大の課題として、不足する河川維持水が挙げられています。現状でもこの写真にあるように、水がないところ、あるいは水深が四、五センチ程度の日が多くなり、水生生物にとって十分な環境とは言えないところがあります。下流には水が全くないところもあります。

また、未整備区間については、十分な河川維持水が保持されるまで整備を休止すると整理をされています。そのため進捗率は29.7%で止まったままとなっています。さらに同報告書では、仙川へ河川維持水を供給している境浄水場のろ過システム改修によっては、導水量が大幅に減少する可能性があるとの指摘をしています。

現在、東京都は境浄水場を高度浄水処理施設へ更新する事業を進めています。この施設更新によって、現在仙川へ供給されている維持水がどのような扱いになるのか、十分に明らかにはなっていません。自然共生サイトとして高く評価された環境を守るためには、水辺を支える河川維持水を確実に確保することが必要です。自然共生サイトへ認定されたのに水がなくなったでは、笑い話にもなりません。そのため、以下を質問いたします。

1 番目、市は自然共生サイトの認定についてどのように評価をしているかを伺います。

2 番目、仙川の現状について、河川維持水が十分確保されている状況であると認識されているのかを伺います。

3 番目、市が策定した評価報告書では、不足する河川維持水を最大の課題としていますが、現在もその認識には変わりはないのでしょうか。

続きまして、境浄水場が緩速ろ過方式から高度浄水処理施設へ更新されることで、現在と同等以上の河川維持水が仙川へ供給される保証があるのでしょうか。都からどのような説明を受けているのかを伺います。

仙川の生態系や自然共生サイトとしての価値を維持するためには、少なくとも現在以上の水量を確保する必要があると考えますが、市の見解を伺います。

施設更新により河川維持水が減少した場合、市はどのようなリスク評価を行い、対応策を検討しているのかを伺います。

市は東京都水道局に対して、境浄水場の施設更新後も現在と同等以上の河川維持水を確保するように要請すべきと考えますが、御見解を伺います。

不確定原稿

8 番目、仙川リメイクの評価と今後の方向性についての報告書では、未整備区間の整備が進まない最大の理由も河川維持水の不足であるとしています。限られた河川維持水を有効活用するためには、老朽化した施設への対応や水を維持できる構造へ改修するなどの検討が必要とも書かれています。水確保と同時に現状の河川の保守、改善も必要となります。市はどのような対応を行っているのか、対応が進んでいないとすれば、どのような課題があるのかを伺います。

自然共生サイトとして認定された環境を将来世代へ引き継ぐためにも、市には、東京都任せではなく、主体的な立場で東京都水道局と協議を行い、境浄水場から供給される河川維持水の維持、さらには増量に向けて強く働きかけることが必要と考え、今回の質問と提案とさせていただきました。

以上で壇上での質問を終わります。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議 長（木崎 剛君） 暫時休憩をいたします。

○午後 3 時 0 8 分 休 憩

○午後 3 時 3 0 分 再 開

○議 長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、あらかじめ会議時間を延長しておきます。

○市 長（小美濃安弘君） 川名ゆうじ議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな 1 点目、日本版 D B S についての御質問であります。

1 の 1、子どもの性暴力防止法の制度的な限界の認識についてであります。法律では、行政が監督する学校や認可保育所などは取組が義務とされておりますが、認可外保育所や学習塾などは任意であるなど、対象が限定的となっております。また、性犯罪歴の確認においては、その対象が不同意わいせつ罪などの刑法犯や条例違反事案に限定されるため、不起訴や行政処分など、法的に立件されなかった事案や、行政指導レベルの問題は対象外であることも懸念される点であることは認識をしております。あわせて、性犯罪歴の確認においては、個人の職業選択の自由やプライバシー権の侵害につながることはないよう、その対象とする職員等への説明や、業務上得た情報の守秘義務には十分に配慮する必要があると考えております。

これまでの対応と現状認識とのことですが、法律の施行に当たり、国から各施設等における準備事務等について段階的に示されている状況となっており、市としても法律及びガイドラインに基づく準備に取り組むとともに、公立、民間を問わず、必要な情報提供等を行ってまいりました。課題もございますが、教育、保育などの子どもに接する場での性暴力防止に有効な制度ですので、法令に沿って適切に対応していく必要があると認識をしております。

続きまして、1 の 2 です。こども性暴力防止法に基づき性犯罪歴の確認を要する職員等の対象範囲についてお答えいたします。職員等の対象範囲を判断するに当たっては、こども性暴力防止法に定める学校、保育園、児童館等のように、取組が義務とされる施設または法律に基づく認定を受ける施設等で従事する者であることが前提となります。その上で、国が定めるガイドラインによれば、対象範囲の取扱いについては、教諭や保育士等のように職種全体が対象になると定められているものと、事務職員や調理員等のように職種の一部が対象になると定められているものがあります。市では、職種の一部が対象

不確定原稿

と定められているものについて、個別に判断する必要があります。学校、保育園等の施設ごと、実施する事業ごとに、その職種における実務がどのように、どれくらいの期間子どもと関わる業務等であるかを見て、個別具体的に判断することを考えております。対象施設等で従事する者の雇用形態や、雇用関係にはない委託事業者やボランティアであるかどうかによって一律に判断することはできないと考えております。

続きまして、3点目です。こども性暴力防止法の施行が採用や人材確保に与える影響と、関係団体等への影響調査についてお答えいたします。市としては、法律を遵守する立場から、その趣旨にのっとりた上で、採用時等における必要な手続は適切に行ってまいります。その上で、法施行後に考えられる影響といたしましては、性犯罪歴を確認する際に、本人が戸籍情報を提出する必要があるなど、これまでなかった手続を強いることで、その負担増によって応募者が減少する可能性が考えられます。また、現時点においては、関係団体等への調査を行うことは予定しておりませんが、制度運用に当たっての情報交換を適宜行う中で、各団体等における課題についても把握に努めてまいります。

次に、4点目です。地域活動団体の取扱いについての御質問です。基本的には、これらはこども性暴力防止法の義務対象ではないと考えておりますが、活動内容によっては認定を受けられる対象となる可能性もあることから、子どもの性暴力被害が生まれにくい体制となるよう、情報の取扱いも含め、法の趣旨を踏まえた周知について市としても努めてまいります。

次に、5点目です。市としての予防的対策を拡充することについてですが、法律上必要とされる対策のうち、初犯防止対策として日頃から講ずべき措置、いわゆる予防的対策が示されております。御指摘いただいた、子どもと大人が密室で1対1にならない環境づくり等、職員等への定期研修については法律施行日までに行うこととされており、それぞれの施設等において、国のガイドラインに基づく対応を行ってまいります。子どもが相談しやすい相談体制の整備や、第三者による相談窓口の設置や周知については、児童等が相談しやすい環境づくりと、保護者も相談先が分かる仕組みが必要と考えます。その点、国が参考例としている保護者向け周知文書には相談先を記載することが示されておりますので、市においては、事業等の所管部署や、子どもの権利擁護センターまもルームなど、多様なチャネルを用意し、子どもや保護者等が信頼できる相手に安心してSOSを出せるようにしてまいります。

続きまして、大きな2点目の1点目、自然共生サイトの認定に対する評価に対する御質問です。

UR都市機構によりますと、認定されたポイントとして、雨水を活用するビオトープ池を中心とした水辺空間の整備や、生物の生息・生育の場として良好な環境であることが評価されたと捉えているところであります。市では、団地内を含む桜一の橋から千歳橋までの仙川の区間を自然生態系復活ゾーンに位置づけ、団地の建て替え事業に合わせて、河川と団地の境界にフェンスなどを設けない連続する空間として団地内の仙川を整備したことにより、仙川との一体的な緑地空間となっております。動植物の生態系を守り、仙川の良好な水辺環境を維持する上で、官民の取組によって生物多様性の保全が図られている区域として自然共生サイトの認定を受けたことは、市の目指す方向性と一致するものと評価しております。

次、2点目です。仙川の河川維持水の確保の状況に対する認識についての御質問です。令和2年に仙川水辺環境整備基本計画、仙川リメイクの評価と今後の方向性について行政報告させていただきました。

不確定原稿

とおり、生態系を維持し、良好な水辺環境を維持していくためには、少なくとも現在の水量以上の河川維持水が必要であると考えております。

次に3点目、河川維持水に対する課題の認識についてです。仙川全体に関わる課題としては、御指摘のように、河川維持水の減少であると認識しており、少なくとも現在の水量を確保していく必要があるとともに、水量を最大限に有効活用する整備などの検討が必要であると考えております。

4点目です。河川維持水の供給に関する東京都からの説明についての御質問です。東京都水道局とは継続して協議を行っており、現在の水量の確保をお願いしているところですが、緩速ろ過処理を継続する間は仙川への排水を継続していくとの説明を受けています。今後も引き続き東京都と協議を行ってまいります。

5点目です。現在の仙川の水量に関する市の見解についての御質問ですが、繰り返しになりますが、仙川の生態系を維持し、良好な水辺環境を維持していくためには、少なくとも現状以上の水量が必要であると考えております。

6点目です。河川維持水が減少した場合のリスク評価と対応策についての御質問です。リスク評価については、生態系、水質、親水性等の様々な側面から定量的なリスク評価を行うことは可能であると考えますが、令和2年に作成した仙川リメイクの評価と今後の方向性の中では、水量の減少により想定されるリスクに対し、整備手法や管理手法による対応の方向性の検討を行っております。

7点目です。東京都水道局へ河川維持水確保の要請についての御質問ですが、繰り返しになりますが、今後も引き続き現状の河川維持水が確保できるように、東京都水道局へ要望し、協議を行ってまいります。同時に、河川管理者である東京都建設局に対しても、野川・仙川改修促進期成同盟を通じ、仙川の清流復活事業として、潤いのある水辺空間の創出や、多様な生物が休息する水と緑に親しめる川の実現について、引き続き要望を行ってまいります。

次に、8点目です。現状の河川の保守・改善に関する市の対応状況と課題についての御質問です。仙川リメイクの評価と今後の方向性の中では、整備済み区間において、河川維持水の減少に対応し、良好な水辺環境を維持するためには、流水部分の一部区間の水深を深くつくり直す、また、川底を不透水化するなどの再整備を行うとともに、選択的に在来種などの植物を残す、また、川底の土砂の清掃の際には生き物に配慮するなどの維持管理が必要であるとしております。再整備には多額の費用も想定されることから、これまでは東京都との協議を優先して行ってきましたが、引き続き協議も行いながら、今後改定予定の公園・緑地リニューアル計画の中で位置づけた上で検討を行っていきたいと考えております。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） 私からは、大きな1点目の4、学校支援ボランティアの個人情報の取扱いについてのお尋ねにお答えいたします。

学校においては、読み聞かせボランティアなど、学校の依頼等により活動する学校支援ボランティアについては、その業務の子どもとの関わりの実態に応じて、支配性、継続性、そして閉鎖性の3要件を満たす場合については犯罪事実確認の対象かどうかの判断がされるものと認識しております。なお、犯罪事実確認の対象となる場合に、その個人情報については学校が取り扱うこととなり、校長を責任者とする管理体制の下、法や国のガイドラインに基づき適切な管理が徹底されるよう、教育委員会としても

不確定原稿

研修等を通じて今後、指導助言を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○25番（川名ゆうじ君） 御答弁ありがとうございます。日本版DBSについては、国の基準も——最近ちょこっと出てきたのかな——出てきていて、どうしていくのかというのは、かなり市としても対応は大変なのだろうなということは容易に想像がつかます。大きくくりで言うと、正規に雇用されている職員ではなくても、ボランティアも対象になりますと、先ほど教育長から3要件というのがありましたけれども、要は個別に対応するのか、支配性があるのか等の条件があって、それによって、正規の職員あるいはボランティアとは関係なくて、そういう条件にかかる人に対しては、きちんとこの犯罪歴を調べなさいというのが法の趣旨だと思っています。そう考えると、一体どこまでが対象になっていくのかというのを明確にした上で、先ほどもプールの支援員の方もありましたけど、そういう方々も当然対象になってくると。そうした場合に対象になるということをお知らせしなくてはならないと同時に、今働いている人も、これ、犯罪歴を調べなくてはならないわけです。そのことについてきちんと周知がこれから行われていくのかというか、行わなくてはならないと思っていますけども、そういう認識でいいのか確認をさせていただきたいと思います。

これは、この3要件で随分変わっていて、学校に来て、ボランティアで1日だけ限定でお話ししてくれる人は対象ではないけども、毎月来てくれる人は対象になるとか、かなり職種によって随分違うのです。学校に来てくれる嘱託医の先生も、条件によっては対象になったり、あるいはならなかったりと、要件を見ていくとかなり難しいところもあります。この辺少し整理をした上で市としても対応していくべきだと思っているのと、これは市民にも周知をしなくてはならないかなと思っています。壇上で質問をちょっと忘れてしまって申し訳なかったのですが、要は、こういうことが起きるということは市民にもきちんと周知をしていくこと、あるいは関係団体にも知らせていかなくてはならないと思っています。例えば、青少協に今、我々も参加していますが、ジャンボリーがあります。ここに来てくれる方々も当然対象になってきます。その方々、私も含めてなのですが、どう周知をしていって、どうやってその犯罪歴を調べていくかというのが今後必要になってきます。そこに対する方針ですとか周知方法も明らかにしていかなないとまずいのではないのでしょうか。

もう1点は、犯罪歴がある人がいると知った場合に、例えば市民団体が、うちで働いている人が犯罪歴ありますよと知ってしまった場合、その人にとってかなりプレッシャーだし、持っている人がそこで居場所がなくなってしまうかもしれない。そこをどうやって取り扱っていくかというのが課題になっていくかと思うのですが、そういう点も含めて方向性について伺いたいと思います。

もう一つは、先ほど壇上で言いましたが、初犯の人は分からない、要は犯罪歴を持っている人は対象にできるのですが、初犯の人ですとか示談が成立している人は分からないという非常に大きな問題があります。となると、犯罪歴の有無ではなくて、子どもと1対1にならないような場所をなるべくつくらないようにしていくという市の考え方も必要かなと思っています。先ほど3要件がありましたけれども、そういうことをさらに進めていくということが、これは市側も教育委員会側も進めていくべきかと思いますが、この点について、まず御見解を伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） それでは、市民理解を得ていくことについて私から御答弁させていただ

不確定原稿

き、他のことにつきましては担当部長より御答弁させていただきます。

各施設、各事業の重要な担い手である地域の方にも、法の趣旨に基づく対応に御理解をいただく必要があると考えています。これまで御協力をいただいている地域の方々の参加を阻害することがないような丁寧な説明を行い、地域と密に連携を図りながら事業等を実施してまいりたいと思っております。また、学校や保育園等の法律で義務として取り組む必要がある施設だけではなく、学習塾やベビーシッターといった義務対象事業者以外が任意で取得できる認定対象事業者としての認証制度も併せて周知することで、保護者が子どもに関する施設、サービスを選択する際の事業者選びの一助としていただけることの広報も検討してまいりたいと思っております。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（齋藤尚志君） まず、これから働かれる方、働いている方に対してどう周知するかということですが、当然ながら、このDBSで犯罪歴を確認する場合に個人情報を出していただかなければいけないということがありますので、それは事前に周知する必要はあろうかなというふうに思っております。あと、対象の整理でございますけれども、これはなかなか実際頭が痛いところでございまして、例えば保育園だとしても、どこまでの方を対象にしていくのかというところに関しては、当然ながら直接的にお子さんと接する方については対象になりますけれども、例えば調理員さんがどこまで子どもと接するのかというところで、対象となるかどうかというところは実は微妙なラインがございます。ですからその部分に関しましては、実際の業務状況を見ながら、場合によっては、ある人は対象になるけれども、ある人は対象にならないということも考え得るかなと思っております。ただ、今も議員がおっしゃいましたとおり、このガイドライン等が最近伝わったところがありますので、では実際の運用に当たってどうしていくかという部分はまだ整理が必要かなというふうに考えております。

あともう1点、特に市民団体との関わりということでお話をさせていただきますと、特に青少年事業等に関する市民団体に関して考えますと、義務として取らなければいけないのではなくて、認定を取ることができる対象かなというふうに考えております。仮にそれを取ることになった場合に関しましては、例えば、いわゆる通常の地域団体で考えますと、恒常的な事務機能を持っているかだとか、きちんとした組織形態になっているかどうかで、認定を取るに当たっても、かなりハードルが高い。業務もかなり煩雑になりますし、議員が御心配されているように、個人情報の取扱いに関してもかなりリスクがあるものかなというふうに思っています。

ですから、現状において、地域団体に関しては認定を取るところは少ないのかなというふうには思っておりますが、こういう法律が実際にできて、子どもを性暴力から守らなければいけないという趣旨の中では、どういう対応はしてはいけないのかだとか、今例示でありました1対1にならないだとか、あとは相談窓口がどこにあるのかだとかという、認定は取らないけれども、子どもを守るために必要な取組、あとは望ましくない子どもに対しての接し方だとかというところを徹底する中で、子どもが性暴力にさらされないような形にするということが、まず市として一義的に行うべきことかなというふうに考えております。

○教育長（吉原 健君） 学校の立場で申し上げますと、まず、この法律の趣旨であったり、法律について学校や保護者の理解をどう得ていくかということが非常に大事だと思います。そうした意味では、

不確定原稿

この法律についての周知、それから学校や保護者に対しての周知、理解、啓発を図っていくことが今後の大事な課題だというふうに思っております。

それからもう一つは、学校の中でこうした性被害、性暴力が起きないために、議員がおっしゃったように、やはり環境をつくっていく。学校の中でこうした被害が起きにくい、開かれた環境というのですか、それをつくっていくことがすごく大事だと思っております、現在においても学校の中で、服務防止研修ということで、例えば子どもを指導するときに1対1にならないよう、必ず複数で子どもを指導したり子どもの話を聞くといった指導を徹底していますし、あと、何かあったときに子どもが自分の声を訴える場、それをきちんと子どもたちにも周知するといった形で、今もこうした被害が起きないための予防的な環境をつくるということを学校は重視してやっておりますので、そうしたことも含めて、この法律に向き合ってまいりたいと思います。

以上です。

〇25番（川名ゆうじ君） 分かりました。対応としてはよく御存じなのかなと思っていますけども、要は、これは市としてやっていかないとけないという認識でよろしいのかどうか。犯罪歴がない方にも同じような体制——体制というのかな——をつくっていかないと起きる可能性が出てきてしまうと考えると、法律ではなくて、市としてそういう環境をつくっていくという認識でよろしいのかどうかを確認させていただきたいと思います。

あと、職種がかなり細くなっているのですが、それについても12月施行までに整理をされていくという認識でよろしいのでしょうか。対象職種を見ていくと、スクールソーシャルワーカーも入っているのです。考えてみたら、1対1で相談するとこの条件の中に入ってしまったて、それができないということになってくる。それもどうかとは思いますが、確かに可能性としては否定できないとなると、その対策もつくらなくてはいけない。今、部長のほうからありました学校調理員も、複数で対応している調理員はいいのだけど、1対1の可能性のある調理員は対象となるのですよね。学校の守衛さん——守衛さんというか、警備の方も場合によっては対象になる。ずっと見ていくと、結構どれも対象になったりならなかったりと、かなり複雑で、これ、12月までにできるというのが非常に疑問なのです。これは別に市が悪いわけではないのですが、法律が決まった後に、この詳細が出てくるのが遅過ぎたということもあるのですが、これも含めて12月までに対応されるという認識でよろしいのかどうか。

もう一つは、さっき個別に言いましたが、ジャンボリーなんかは、我々指導員として子どもと1対1になる可能性があったりするのです。あそこのバンガローの中で1人で、何かぐずってしまった子どもが1人いて、我々が残って対応しなくてはいけない。だけど、これは今回の3要件に入ってくるのです。そうすると、我々も当然犯罪歴を調べなくてはならないだろうし、新任の人たちにどうやってこれを説明していくかというのはかなり難しいですし、やらなくてはならないのだけど、伝え方によっては、俺を犯罪者扱いするのかという話になってしまう。これはかなり微妙なところがあるのですが、この辺も含めて対応していくのかについて確認をさせていただきたいと思います。

もう1点は、浄水場の件。やはり水が必要ですから、これは市としても今以上にやっていくという認識だったと思います。その点についてはぜひとも行っていただきたいのですが、境浄水場は今、高度処理施設に変えていきますよね。変えていくと、完成するとなると、今の緩ろ式の広大な面積の半分がな

不確定原稿

くなってしまう。そうすると、今の方式の浄水ができるかどうかというのは、私は微妙だと思っているのです。広大な面積が必要ですから、そうすると急速ろ過方式に変わってしまうのではないかと。そうなってくると、では本当に洗砂水が来るのかどうか分からない。あとは感染症対策として、クリプトスポリジウムというのか、難しいのが、今の浄水場からこういう病原体が入って感染症が広がることによって、対応策が今求められていると。これを使うことも当然今後は考えられます。これを使うと、その処理水は再利用してはいけないということが今、指導されているのです。そうすると洗砂水も使えなくなってくる。となると、あそこの水がなくなってしまう。武蔵野市の浄水場からも多少もらっていますが、そうするとかなり深刻な状況になってきてしまう。と考えると、まずは東京都と必ず水をもらうということをどこかで話し合ってもらおうということと、今、公園のリメイクの中でお話がありましたけれども、せっかく流れた水がやはり途中で浸透してしまっ、下流に流れていないです。工事費がとてにかかることはよく分かっているのですが、全部をやれとは思いませんけれども、この水がなくなっていくような環境づくりもこれから進めていくという認識でいいのかどうか、ここを確認させてください。

○市 長（小美濃安弘君） 日本版DBSにつきましては担当部長で、河川維持水につきましても基本的には担当部長からお答えさせますが、本当にそこところは私どもも心配しているところでありまして、今後の協議かなというふうにも思っておりますが、担当部長からお願いします。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（齋藤尚志君） 議員がおっしゃったとおり、まずはこのDBSの取組に関しましては、少なくとも事業主体としての市という位置づけがございますので、市として取り組んでいくということでございます。また、例えば民間の保育園等もございますので、そういう意味では市からも情報発信をし、市全体で適切な子どもの接し方をしていくということが大事なかなというふうに思っております。

そして、その次の質問として、対象をどう明確化していくかという部分につきましては、施行を目指して明確化していきますということがお答えではあるのですが、議員がおっしゃったように、なかなか難しい問題もあるというところがございます。必ずこの部分はやらなければいけないというところをやりながら、あとは現場の状況を見ながら、その部分は対象を整理していく、継続的に見直ししながら、より適正な在り方をしていく必要があるかなというふうに思っております。

また、ジャンボリー等の地域活動、地域の皆様が参加して実施する事業に関して、この法律、認定ありますので、義務ではないというふうに考えてはおりますが、それをいきなりしゃくし定規に当てるのが皆様の御理解がいただけるかという、なかなか正直難しいところもあろうかなと思っております。まずは子どもを守るためにできることをやっていくという意味合いでは、子どもと2人きりにならないようにするにはどうしたらいいかとか、何かあったときにどういうふうに対応するのかという部分を積み重ねながら、まずは実態として子どもを守るというところを進めながら、あとは法律で認定が取れるのであれば、そちらのほうを研究していくというのも一つありかなというふうに思っております。なかなか正直、難しいところが多々あろうかなと思っております。

○環境部長（関口道美君） 川名議員のおっしゃったとおり、仙川については、やはり水の確保が必要だと私どもも思っております。継続して東京都の水道局とは協議をさせていただいておりまして、なかなか細かいところがまだ詰まっていないという状況ではありますけれども、ぜひとも水のほうは頂きた

不確定原稿

いということは要望しているところでございます。

また、仙川の、今、水のあるところの改修についてですけども、確かに費用がかかるということもありますので、水道局との調整を重視してきたところですけども、この仙川リメイクの評価と今後の方向性についての中でもかなり細かく対応策は検討しておりますので、その検討策も一つ踏まえながら、今後またどうということが一番適切なのかということについて考えながら改修してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○25番（川名ゆうじ君） ありがとうございます。日本版DBSについては課題があると私も思っていますけども、12月に法律ができてしまうので、それまでには一定の方向性なり形を取らなくてはならないと思います。細部は大変だと思いますけど、そういう理解でいいのか、最後、確認させていただきたいと思います。

仙川のほうは、あそこは一級河川ですよ。とすると、市だけでやるというわけにはいなくて、国なり東京都と連携しなくてはならないんですけど、その辺は大丈夫なのですかというのか、やらなくてはならないと思っていますが、その辺も調整していくのかということをお願いしたいと思います。市だけでやるということもお金もかかるし、そこはいろいろなお金も必要でしょうし、許認可も必要かなと思っています。そういうことはどうなのかということをお願いしたいと思います。

○環境部長（関口道美君） 議員おっしゃるとおり、整備するには、一級河川ですので、認可は東京都のほうが行っておりますけども、東京都の河川とも協議をしていかなければいけませんので、市単独ではできないと思っておりますので、東京都と協議、調整しながら対応のほうを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（齋藤尚志君） 議員おっしゃるとおり、こども性暴力防止法の施行に合わせて対象のほうを明確化していくというところを進めたいというふうに考えております。

○議 長（木崎 剛君） 次に、体感治安・医療再生・都市再生・先端デジタル技術社会等における武蔵野市の骨太の政策と戦略について、4番深田貴美子議員。

（4 番 深田貴美子君 登壇）（拍手）

○4 番（深田貴美子君） 4番深田貴美子でございます。大きく4点の質問をさせていただきます。1つ目、火災事故後の民泊事業についてです。

5月18日午後1時頃、吉祥寺南町1丁目弁天通りの住宅宿泊事業法に基づいて登録しているであろう民泊施設3棟のうち2棟が全焼しました。道路づけが狭く、鉄道沿線であり、消火活動も難儀を極めたと聞きます。近隣住民は、日頃の不安が的中し、事故原因の究明と説明並びに今後の安全対策と、民泊事業そのものへの疑問の声も上がっている状況であります。武蔵野市旅館業者等の責務等に関する条例制定は評価するものの、民泊新法である住宅宿泊事業法制定の平成30年、2018年6月15日以降の経過を確認し、今後の対策を強く求めます。

不確定原稿

1 つ目、所管は東京都産業労働局観光部振興課住宅宿泊事業担当ではありますが、消防庁の現場検証と原因究明を待っている状況で、立入検査、管理指導にはまだ至っていないと聞き及んでいます。事業者は施設内に消火器、警報器を設置していれば法令遵守となり、事業者の責任は問われないと聞きます。火災事故、近隣の方々の御不安はもとより、市内民泊施設周辺の方々も心配の声を聞いています。今後、本市としてどのように安全対策を講じていくのか、御所見を伺います。

2 つ目、現状、公式に説明がなされない状況の中で、火災被害を免れた 1 棟においては営業を再開しているようであります。新規予約を停止はし、23 区内の別の施設に誘導していると、既約の顧客のキャンセルが困難と、企業努力はされていると聞いています。当該施設はアパート丸ごと民泊施設ですが、登録は 1 室ごとに民泊登録をされており、制度上は問題なく運用可能です。住宅宿泊事業法を根拠とする民泊が実施されてから、本市においては、日頃の点検確認、運営状況について、どのように確認、注視してきたのか、説明を求めます。

3 つ目、民泊条例制定権を持つ自治体や、権限移譲されている自治体では、学校周辺での民泊開設禁止や休日のみの運用など、上乗せ条例が可能であります。しかしながら多摩エリアでは、独自に保健所を持つ八王子市、町田市以外は規制ができない状況にあります。武蔵野市内は野放し状況にあり、憂慮しているとの市民意見が寄せられています。市民が脅威と感じている以上、安全対策は必要です。今後の具体的な安全対策について検討しているのか、検討の内実の説明を求めます。

大きな 2 点目、吉祥寺地域医療再生についてです。

5 月 21 日付建通新聞電子版にては、東京巨樹の会が武蔵野市に東京吉祥寺南病院を新築、27 年 4 月着工と題して、解体はナカノフドー建設、設計は三菱地所設計、急性期 60 床、回復期 240 床の合計 300 床規模を目標と報道されました。また、5 月 29 日付日刊建設工業新聞にも同様の記事が掲載されています。

1 つ目、令和 8 年 4 月 30 日付健康福祉部健康課吉祥寺地域医療調整担当課長名で、「令和 8 年度病床配分の取扱いについて」と題し、令和 8 年度の病床配分は休止すると、東京都の通知を知らされています。報道によりますと、当該医療法人は 300 病床を目標とすると報道されているわけで、令和 9 年 4 月工事着工までに東京都との協議が、これ、整うのでしょうか。具体的な会議の工程スケジュールについて説明を求めます。

病床の見直しは 6 年に 1 回見直しをされ、今年は 3 年目の中間まとめと入っております東京都保健医療計画を根拠とするもので、東京都保健医療計画は、国が進める第 8 次医療計画や、医師の働き方改革、また、令和 10 年までに策定予定の地域医療構想とも連動すると聞いております。病床配分の見直しは立っているのでしょうか、段取りと工程、調整の説明を求めます。

こちらに今データをお示ししているのは、政府統計の総合窓口 e - S t a t 病院報告で、二次医療圏のものでございます。東京都は 4 月 16 日付で、令和 6 年医療施設（動態）調査・病院報告結果報告書において、病院数、病床数の減少に加えまして、外来患者数の減少が顕著であること、病床利用率の低迷が明らかとなったと報告をしています。北多摩南部医療圏の医療の適正化と持続可能性について、本市の具体的な分析と所見を伺います。

今こちらにお示ししているのは、東京都の外来患者数の減少でございます。かつては 14 万人、現在は 12 万人、こちらに減少している。そしてこちらが病床利用率で、療養病床のほうも、ピークは 92%、現

不確定原稿

在87%、一般病床につきましても、ピークは76.5%、現在は70.3%という、こういう状況となっております。このデータを踏まえまして、御所見を伺いたいと思います。

大きな3つ目、武蔵野公会堂改修工事入札中止の今後についてでございます。

17年間の建物の延命のために血税35億円を投入することは、およそ市民理解を得られませんか、3月開催の令和8年度予算特別委員会にて私は強く申し上げ、我が会派と無所属議員の3名は、この一般会計予算に反対をしたところでございます。武蔵野公会堂改修事業を含む令和8年度武蔵野市一般会計予算は賛成多数で議決された後、一月もたたぬ4月24日に改修工事入札中止の連絡を議会は受けました。結果は、私としては了とするものであります。しかしながら、5月13日開催の総務委員会においても説明責任を果たせる内容ではなかったことから、以下お尋ねするところであります。

1つ目、令和8年3月11日付国土交通省より公共建築工事標準単価積算基準に照らして、武蔵野公会堂改修工事は結局幾らと見積り、中止の判断に至ったのか説明を求めます。

2つ目、現在休館中の掲示と、トラロープならぬチェーンで封鎖している状況であります、今後の運用について何を基準に判断するのかの説明を求めます。

3つ目、現在、きちば未来会議を開催しているわけですが、武蔵野公会堂改修工事中止によりまして、議論の前提が大きく変化したとお見受けできます。次回以降の運営進行について見直しが必要ではないのでしょうか、御所見を求めます。

4つ目、吉祥寺駅北口コピスの事業と連動するのではないかと考えております。吉祥寺駅周辺の再開発については、建物の再生のみに執着することなく、都市機能の更新と、あるべき吉祥寺の展望と構想について、財政援助出資団体の指導監督の責務を負う首長として、このコピスについては一体どうなっているのかの説明を求めます。

4つ目です。一般廃棄物処理基本計画から武蔵野スマートシティ計画へです。

平成29年度、2017年度に新武蔵野クリーンセンターは、要求水準書や運営業務委託契約書等に基づきまして、DBO方式で20年間の民間施設運営委託事業として稼働しました。早くも10年を迎えます。委託事業も折り返しとなることから、以下について課題認識と解決手法、今後の展望について御所見を伺います。

1つ目、令和5年3月策定の武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度～令和14年度）、こちらは人口が約15万4,000人を超える前提で策定をされています。令和8年2月に報告されました武蔵野市の将来人口推計によれば、現在の14万8,000人をピークに人口減少が進み、14万人を割り込む見込みであります。本市はエネルギー供給システム事業にも着手をしていることから、データの更新の必要性があるのではないかと思います。御所見を伺います。

2つ目、DBO方式でありますので、荏原環境プラント、日建設計、公益社団法人全国都市清掃会議による運営モニタリング、また、荏原環境プラント、武蔵野市による合同会議が開催をされています。令和7年度新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する運営業務委託に係る運営モニタリング実施結果について、こちらによりますと、令和7年度の日本銀行調査統計局企業物価指数の変化率がプラス5.39%となり、令和8年度の施設運営費（固定費・変動費単価）は見直しを行うものとする必要があります。詳細な説明を求めます。

不確定原稿

3つ目です。一般廃棄物処理に関わる経費と、市民に分かりやすい説明、周知が必須であると思われます。平成19年6月、環境省は、一般廃棄物処理事業の3R化を進めるために、一般廃棄物会計基準導入により、一般廃棄物処理事業のコスト分析・評価を推奨しています。焼却ごみ量の削減と事業効率化による温室効果ガスの排出抑制と環境負担軽減は、住民並びに市内事業者の理解と協力なしにはなし得ません。今後の多摩地域のごみの実態を総合的に把握するためにも、一般廃棄物会計基準導入による資産・負債のストック状況の把握とコスト分析に着手するべきだと考えますが、御所見を伺います。

4つ目です。新武蔵野クリーンセンターは、CEMS、地域エネルギーマネジメントを導入し、焼却炉運転データ、隣接公共施設、市役所、体育館、コミュニティセンターへのエネルギー需要量基礎データを蓄積し、ごみ発電の余剰電力は自己託送により市内の小・中学校18校に送り、近年では市内2か所の浄水場にも託送を実現し、電力の地産地消に取り組んでいるところであります。大変よく頑張ってくれていると思っています。今年度は自営線による第四中学校へのマイクログリッド導入、地域の脱炭素化と地域の防災性向上に資する事業と高く評価をしています。

環境省は、2024年に「地域の再エネを活用した地産地消の自営線マイクログリッドのはじめかたガイド」を公表しまして、2026年2月に第2回目の改訂公表をしています。今後、公道を使つての二次救急医療機関の陽和会様、老健であるハウスグリーンパーク様、酸素吸入などの生命に関わる重度肢体不自由の方々のためのわくらす様への災害時の電力供給の検討や、現在、横浜市が共創フロントとして実証実験中であります子どもが携帯する見守りタグ、これを通じて保護者がスマホで子どもの位置情報を確認することができる、このスマート防犯灯の整備、こちらはLEDはもとより、防犯カメラもセットです。そして、こうしたIoTを活用したスマート防犯灯の整備など、市民の命と安全を守るために活用することについて検討するべきではないかと思います。御所見を伺います。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○市 長（小美濃安弘君） 深田貴美子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の1点目、市内民泊施設について、今後本市としてどのように安全対策を講じていくのかということでございます。

御案内のとおり、本市における住宅宿泊事業法に基づく民泊事業については、届出や指導監督等の所管は東京都産業労働局観光部振興課となります。東京都とは適宜情報共有を行うとともに、市の要望事項などをお伝えしているところです。市民の方から民泊に関しての情報提供があった場合には、迅速に都と情報を共有するとともに、必要に応じて事業者への指導監督を求めることにより、安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。

2点目です。住宅宿泊事業法を根拠とする民泊が実施されてから、本市においての日頃の点検確認、運営状況について、どのように現認、注視してきたのかという御質問です。東京都産業労働局観光部振興課との情報共有を図ることにより状況を把握するとともに、市民からの問合せにより課題の把握を行うなどしております。なお、令和7年9月には東京都の住宅宿泊担当に、現在の本市における住宅宿泊事業法に基づく民泊の営業実績や調査の有無、苦情等の受付状況などを伝えております。また、今回の民泊施設の火災の発生に当たり、発生翌日に東京都の担当部署に連絡し、状況確認や今後の対応の有無

不確定原稿

について情報共有するなど、現状を確認しております。今後も適宜迅速に情報共有を図っていくとともに、本市の要望を伝えてまいります。

次に、3点目です。今後の具体の安全対策の検討についての御質問です。今後も市民の方から民泊に関しての情報提供があった場合などの際は、迅速に東京都と情報共有を図っていくとともに、規制の強化や指導監督の充実など、本市の要望を伝えてまいります。

次に、大きな2点目です。病床配分に関する東京都との協議についての御質問です。これまでも担当者間では適宜連絡調整、情報共有を行っており、今後も引き続き行っていくものと認識しております。また、毎年行われている都知事と市区町村長の意見交換においても、武蔵野市の実情を踏まえた病床配分への配慮について都知事に直接求めていますので、今年度も引き続き求めていきたいと考えております。

次に、病床配分の見通しについての御質問です。今年度は、国のガイドラインに基づき、東京都において新たな地域医療構想の策定が進められることになります。その策定においては、人口や病床利用率を踏まえた必要病床数が算定される予定のため、その結果を踏まえて病床配分を行うかどうか判断されるものと認識をしております。

次に、3点目です。北多摩南部保健医療圏の医療の適正化と持続可能性に関する御質問です。御指摘のとおり、東京都の病床利用率は増加傾向にあるものの、コロナ禍前までの水準まで戻っていない状況であり、それは北多摩南部医療圏においても同じ状況であると認識しております。一方で、東京都保健医療局医療政策部による令和6年度病床機能報告結果では、北多摩南部保健医療圏における高度急性期や急性期、回復期の病床利用率が増加傾向にあり、特に回復期の病床利用率は、コロナ禍以降最高の利用率となっております。また、東京都保健医療計画上の既存病床数の状況については、令和8年4月1日現在で北多摩南部保健医療圏の既存病床数は6,654床となっており、昨年4月1日現在の病床数から206床減少しております。病院経営の厳しい状況も含め、病床減少の理由は様々あるものと認識しておりますが、今後は、吉祥寺南病院と同様、施設の老朽化への対応も課題になってくるものと認識しております。このような背景から、本市において新たに東京吉祥寺南病院が開設されることで、北多摩南部保健医療圏における医療の適正化と持続可能性がさらに高まるものと認識をしております。

次に、大きな3点目です。その1点目、武蔵野公会堂の工事費の積算及び中止の判断に至った理由等についての御質問です。工事費の見積りについては、国土交通省公示の公共建築工事標準単価積算基準及び東京都財務局の基準単価に加え、建設物価等の物価資料並びにメーカー見積書を基礎として、改修工事費を約32億円と積算しております。また、中止判断の理由といたしましては、第1に、本施設の目標耐用年数が80年であり、改修後の利用期間が17年に限定されること。第2に、石油由来建築資材の供給不足と納期遅延による資材価格の高騰や工期延伸が想定され、市の負担増加が避けられないこと。第3に、これらの経費増加が35億円を超えることが想定される中、市民理解を得ることが困難であることから、改修工事の入札を中止し、今後、施設の在り方について検討を進めることといたしました。

2点目です。武蔵野公会堂改修等工事の入札中止の今後についての御質問です。今後の対応につきましては、施設の機能の在り方や、最適な整備手法、財政負担の妥当性など、あらゆる可能性を鋭意検討してまいります。方向性につきましては市議会の皆様とも十分に議論させていただきたいと考えており、

不確定原稿

市民の皆様にも丁寧に御説明をし、最善の方針決定を目指してまいります。

3点目、きちば未来会議についての御質問です。これまで市は、武蔵野公会堂の取扱いがパークエリアの将来像検討の制約とならないことを前提として、改修工事の計画を進めてきたところであります。その意味で、今回の改修工事の入札の中止は、これまでと同様に、公会堂の将来の在り方も含めて、多様な可能性を制約するものではなく、現時点では、きちば未来会議における市民対話の進め方を見直すまでではないと考えております。

4点目です。武蔵野公会堂改修工事入札中止が、吉祥寺駅北口コピスの事業と連動するのではないかという御質問です。現在、F&Fビルについては、武蔵野市開発公社が区分所有者の一人として、更新可能な計画が立てられるかどうか検討を行っているところでございます。そのため、現時点では、連動するかどうかを含め、未定でございます。なお、吉祥寺のまちづくりという視点においては、F&Fビルはセントラルエリアの中心にあり、建て替える場合には、にぎわいの維持・創出という観点でも重要な役割を担う施設と捉えております。市としてもこれまでと同様に、武蔵野市開発公社と連携し、必要な関与を行ってまいります。

次に、大きな4点目の1点目です。令和5年3月策定の武蔵野市一般廃棄物処理基本計画のデータの更新の必要性についての御質問です。計画策定時以降、当初の想定と変わってきている部分はあると認識しております。その件につきましては、廃棄物に関する市民会議の委員長と協議した際、現在の計画について直ちに更新する必要はない旨の御意見をいただいておりますが、引き続き、市民会議の場で御意見をいただきながら、更新の必要性について検討してまいります。

2点目です。クリーンセンターの令和8年度施設運営費見直しについての御質問です。施設運営費の見直しは、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する運営業務委託契約書第74条に基づき、毎年10月に、日本銀行調査統計局企業物価指数——これは12か月の平均値——の変化率が、前回の見直しからプラス・マイナス3%を超えた場合に見直しを行っております。令和8年度は、前回見直しを行った令和6年度より企業物価指数が5.39%上昇したため、施設運営費の見直しを行いました。変更後の令和8年度の施設運営費額は約7億2,700万円、増加額は約3,700万円となります。なお、クリーンセンターをDBO方式として以降の契約の変遷及び支払い実績については、令和8年度予算特別委員会資料にて詳細を提示したところでございます。

次に3点目、一般廃棄物処理にかかる費用と市民への分かりやすい説明、周知のための一般廃棄物会計基準導入についての御質問です。一般廃棄物会計基準を導入している自治体は全国でも約3%と、非常に少ないと認識しております。市といたしましても平成19年度以降継続して検討しておりますが、比較対象とする他自治体のデータが少な過ぎるため、コストの分析・評価ツールとしては有効な手段とならないとして見送った経緯がございます。現計画においても導入する自治体がいまだに少ないため、本市も導入に至っておりませんが、国の補助金の交付に際して、令和3年度より一般廃棄物会計基準の導入が要件化されたことから、導入自治体の動向などを注視してまいります。

4点目です。災害時におけるクリーンセンターのごみ発電電力の民間施設等への供給についての御質問です。クリーンセンターについては、平成30年から3か年を地産地消プロジェクト、令和3年度以降はさらなる効率的エネルギー利用を推進するため、電力の地消率の向上を進めてまいりました。令和8

不確定原稿

年度からは水道部浄水場への自己託送を開始するとともに、第四中学校への自営線を常用化することで、地消率は約90%まで上昇いたします。災害時における医療福祉施設等の電力確保の重要性は認識しているところではございますが、今後も電力需要の増加が見込まれる中、現時点では、クリーンセンターによるごみ発電電力を、これ以上他の施設で展開していくことは難しい状況となっております。

以上でございます。

○4 番（深田貴美子君） それでは、民泊からお尋ねします。本市は74件の登録があります。情報共有は東京都としているけれども権限はない、これは間違いなかったですね、御答弁から。千代田区は45、目黒区28、練馬区109、杉並区438、世田谷区539、都内23区はこういった状況です。そういった中で、ぜひ民泊シールがきちんと添付されているかどうか、鍵の受渡し状況はどうなっているか、キーマックスがぶら下がりまくっているという状況を私は確認しています。すなわち、貸している人がそこにいないということです。それから、ごみ出しの状況、運営事業者の情報程度、こういったことは武蔵野市内でも、武蔵野市御担当でも確認できることだと思います。これぐらいの自らのチェックなどはすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、多摩26市です。三鷹市32、立川13、府中は53、西東京は21、調布は39、本市、武蔵野市が74であるということは、極めて多い状況となっている。そして、この数年も、平成30年から見ても大変な増加傾向なのです。これ、100を超えとなかなか厄介ですよ。ですので、多摩はこういった状況で、なかなか声を上げて賛同していただける首長さんがいないかもしれませんが、23区では世田谷区と杉並区以外の21の首長有志が、民泊事業者の国内在住限定や更新制の許可制導入など、事業の適正化を自民党さんに要望したという報道がありました。これ、多摩26市でも行動するべきではないですか。御所見をお伺いします。

それから、医療のほうです。確かに基準病床数は7,512床に対して、今御答弁がありましたように、既存の病床数は6,654床となっていますから、その差額分はひょっとしたら増床させてもらえるかもしれないという希望を持っていらっしゃるかとは思いますが、しかしながら、今、武蔵野市がやはりきちんと独自で研究しておくべきことがあるのではないですか。というのは、北多摩南部医療圏は47の病院があります。そして一般診療所は870から880あるわけですが、もちろん今おっしゃったように、新しい病院が皆さんの命を救いますと言い切るのは、これは聞こえがいいです。でも一方で、むしろ今までお世話になっている近隣自治体の医療機関の経営状況とか、または都市計画による用途地域の状況などをきちんと把握されて、その言葉をおっしゃっておられるのでしょうか。すなわち、病院経営が大変厳しい中で、今、武蔵野市民の命も助けていただいている状況があるわけです。その適正化と持続可能性というのは、そういうデータをきちんと武蔵野市がまず把握した上でおっしゃることではないかと私は思うのです。この辺りのことは研究をされているのかどうか、ぜひお聞かせください。

というのは、国も東京都も増床については、これは非常に慎重に検討しているはずであります。病院経営困難の時代に、これまた共倒れになるというリスクも想定していると聞いています。こうしたことから、武蔵野市が今やるべきことは、まずこうした近隣自治体、北多摩南部医療圏の病院の状況、これを把握することではないかと思うのですが、いかがでしょうか。それから、北多摩南部医療圏の今後の展望については、東京都病院協会様も二次救急医療圏の廃止とか見直しとかいう指摘をされています。

不確定原稿

これについてはどのように展望されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、4つ目のクリーンセンターの件なのですが、こちらはまずもって、ごみの処理経費、年間27億円です。これに対して施設の運営費が7億円、そして売電収益は2億円、費用対効果B/Cは2026年から0.9になるのです。よくやってくれています。2036年には何と1.24に及ぶ勢いでもあります。つまり、事業の正当性が立証されている大切な年度に今年は差しかかろうとしているわけです。これについて、やはり一般廃棄物の会計基準、これは今御答弁ありましたけれども、よその自治体が行っていないからこそ、リーディングシティである武蔵野が行うのです。これは一般会計のそれこそ——この話はまた別にしましょう。とにかくリーディングシティとして、武蔵野市が誇るべきこのクリーンセンターの事業を行っているわけですから、この一般会計の基準については、ぜひ導入の検討を今年度から力を入れてやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それに伴って、武蔵野市一般廃棄物の処理基本計画令和5年から14年、こちらの19ページには、課題検討組織の設置とあるのです。これに書かれているのです、19ページに。それは適宜設置しますと書かれているのです。まさにこのB/Cが1に差しかかろうとする本年度、来年度予算に向けて、ぜひこの課題検討組織の設置の中で、こうした一般廃棄物会計基準についても検討をし、高度な有識者を招いて会議体を中間の取りまとめの節目に設置されることをお勧めしたいと思います。今後の運営とエネルギー供給システムの利活用の御指導をいただくには一番よいタイミングかと思います。いかがですか。

○市長（小美濃安弘君） 病院については私から御答弁し、他の民泊等につきましては担当部長からお答えをいたします。

病院も、今までも武蔵野市医師会、日赤病院等と協議を進めながら現在に至っております。なので、もちろん日赤病院も武蔵野市医師会も、当然、北多摩南部医療圏の状況を把握しながら協議を進めているわけございまして、医師会、そして日赤病院ともに、吉祥寺地域に二次救急病院、災害時医療病院が必要であるという、こういうことを、御意見をいただいておりますので、市として一定程度の把握はしている。ただ、病床数については様々まだ意見が言われているところであり、また、この病床数を最終的に決定するのは東京都でありますので、そこについては今後も引き続き、先ほど申し上げましたとおり、小池知事にも直接、私、お話をさせていただいているところでございますので、引き続き協議を続けてまいりたいということでございます。

○防災安全部長（横山 充君） 民泊の件で2点御質問いただきました。まず、民泊の状況について把握、チェックすべきではないかの御質問でございます。こちらについては、議員御案内のとおり、指導監督の権限が東京都というところになります。ですので、例えば我々がいろいろ把握してチェックしたとしても、その後どうするのだという話がある、そういった課題があるというのが一つと、あと人員の問題があるかなと思っています。ただやはり、まちの状況、民泊の状況もそうですし、ほかの状況も把握するということは大事ですので、引き続き東京都と連携して情報共有を図って、そういった状況等を把握していきたいと思っています。

2点目です。住宅宿泊事業法に関して、23区のうちの21の区長が自民党に要望を出したという件です。これについては、住宅宿泊事業法について、もっとより規制したほうがいいのではないかと、改正したほうがいいのではないかとということで要望したという内容でございます。本市としてというところで

不確定原稿

ございます。こちら市長会に要望をという話でしたが、まだ庁内でそういったことが必要なのかどうか議論しておりませんので、そういった必要性について議論をしっかりと、必要性があると判断すれば、そういった形で市長会への要望等をしてまいりたいと思っています。あわせて、引き続き東京都所管課のほうへいろいろ状況を伝えたりとか要望を伝えていきたいと、そのように思っておるところでございます。

○環境部長（関口道美君） 深田議員から御質問いただいております。まず、一般会計の廃棄物の会計基準の導入についてでございます。先ほど市長からも答弁いたしましたとおり、これは国の補助金の要件化されておりますので、ここは注視をしていきたいというふうには思っております。また、実際には資産と負債の一覧表の作成ですとか原価の計算書など、様々ちょっと今まだやっていない対応業務なんかも出てきますので、その辺のボリューム感ですとか対応の状況なんかも少し総合的に見ながら、どういうことができるのかということは検討してまいりたいと思っております。

それに加えて、そういう基準を導入するには新たな会議体をとという御提案でございます。新たな会議体というのも一つ案ではあるのですが、今、廃棄物に關します市民会議というものがございまして、そこで様々ごみのことについては、市民会議で提案、御意見なんかもいただいておりますので、また、新たにメンバーも随時年度によって替わってまいりますので、様々専門的な意見もそこで聞きながら、どういうことができるのかというのは検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○４ 番（深田貴美子君） 環境部様のほうからまた再質問させていただきます。平成23年、2011年の東日本大震災の教訓を経て、平成27年、2017年にクリーンセンターを発電拠点とさせていただきました。平成30年、2018年第1回定例会にて、ソサエティ5.0、最新テクノロジーの活用により、医療から産業まで幅広い分野で私たちの生活をアップデートして、内閣府が提唱するウェルビーイング、心身の健康と幸福、こうした未来社会へと一般質問させていただきました。そのときにはスマートシティの推進担当を設置いただいたのです。その後、その課長、御理解いただけない首長さんがおられたものですから、スマートシティの推進担当が廃止されているわけであります。

私が申し上げているのは、これだけ全国に類のない優れた事業を展開しておきながら、きちんと使われていない。また今後、展望として、私が申し上げたような武蔵野市でのスマートシティを実現できる可能性があるにもかかわらず、そこに有識者の御助言をいただけていないという状況が非常に残念なのです。ごみの処理をしているだけではないのです。そこから発電をして、命を守ることができる、これがこのクリーンセンターのまさに大きな意味が、意義があるわけです。大義があるわけであります。そうしますと、今回、事務事業の見直しと新たな行政評価にたどり着きました。これは大変な慶賀であります。その先は、今後、各課重ね合わせての連携、さらには公民連携による民間技術の導入などを活用して、市民生活の安全と利便性の向上、つまり共創、共に創る、こうした武蔵野を目指していく必要があると思います。

夜間電力の活用が課題と聞きました。そうしたら防犯灯に活用すればいいではないですか。そういう発想が必要だということを期待しているわけであります。横浜市はLED化のみならず、防犯カメラと見守りセンサーを備えた防犯灯の整備の実証実験を実施しています。こうしたIoT機器を活用して、

不確定原稿

子どものみならず、はいかいする認知症高齢者の安全を確保できる、こうしたソサエティ5.0に向けて市政課題を横串する担当というのは今後どなたになるのですか。これは人事の権限がある方にお伺いしたいと思います。

さらに、先ほどの医療の件なのですけれども、私がお伺いしたいのは、武蔵野市としての構えを聞いているのです。決めるのは東京都かもしれません。でもその前提として、北多摩南部医療圏の47の病院様の経営状況、また、今何にお困りになっていらっしゃるのかということをきちんと理解しないと、これは連携というのはなかなか難しくなりますよ、気持ちの上で。武蔵野市のことなので余計なことだということを発言された方がいたというふうに聞いております。どれだけ武蔵野市民がお世話になっていることでしょうか、こうしたことを考えましたら、やはり近隣への配慮ということもしっかりと市内の中で情報を共有しておくこと、これが礼儀ではないかということをお伺いしているのではありませんか。

それと、この間の5月の病院建設の説明会では、交通動線とか廃棄物の置場など、周辺住民の皆様から生活環境に全く配慮がなかったという御意見をいただいています。これについては、市はあらかじめ指導するということはなかったのでしょうか。これは改善されるのでしょうか。ちょっと御所見をお伺いしたいと思います。

民泊につきましては、情報共有をしているのはもう十分分かるのです。要は、権限がないから規制ができないわけです。この74件の民泊のうち、結構多くが吉祥寺東町です。そして、学校の周辺なのです。これを私は心配しているのではありませんか。だとしたならば、まず民泊の運営状況の実態をしっかりと御担当が把握しておくことが、お仕事を増やして恐縮だけれども、必要ではないかということです。その上で、事業者の適格性は東京都が判断するものでありますが、今回火災を出すなんということは、これ、とてもあり得ないことではないですか。それこそ近隣の住民の皆様への命と財産を毀損しかねない状況が発生したということをもっと重く受け止めなければいけません。業務停止命令など、もしくは事業者が武蔵野市に説明に来させるぐらいの気概がなくて、どうやって市民の命と財産を守るのですか。これは東京都です、これは国です、そういう御答弁をよく聞くのですけれども、暮らしているのは武蔵野市民です。命を守るということは、こうしたきめ細やかなデータをきちんと積み上げて調査をしておくこと、この心構えが必要ではないかというふうに申し上げています。

それから、先ほど東京都病院協会様の二次救急医療圏の廃止というのは、これは今後、武蔵野市にとっては非常に大きな保健所行政に影響してくる話なのです。だから私、そこをどのように所見を持っていられるのかということをお尋ねしました。保健所設置は地域保健法に定められていますが、歴史をひもとくと、人口10万人に1か所、これが二次医療圏に1か所に変更されてから、852か所から469か所に激減しているわけでありまして。保健所業務は、感染症とか精神保健福祉とか食品衛生、そして各種許認可や相談対応、これがメインの仕事です。一方で、武蔵野健康づくり事業団の運営の保健センターは、感染症対策のために今回増築棟があり、母子保健並びに各種相談窓口の充実に加えて、MRIとCTを医療機器も整備されて、武蔵野赤十字病院の協力も得て、健康づくり事業団附属診療所まで持っているわけです。このたびは児童相談所の機能も本市に開設されるわけでありまして。

コロナ禍においては、保健所がないことが深刻な事態を招いて、地域連携課を何と保健所の中に設置もし、こうした経緯もあり、あのコロナ禍のときに保健所がないということで、どれだけ歯ぎしりをし

不確定原稿

たことかということをお願いしたいと思っています。外国人の流入とともに発生するであろう深刻な感染症の対策、これも23区、特別区並みに構えをつくるべきであると思っています。こうしたことを市内できちんと共有した上で、吉祥寺の医療再生については、先ほど申したように二次救急医療圏の廃止や見直しという指摘もあるわけですので、保健所行政の根拠、これも将来的には見直される可能性が当然あるかと思っています。

要は、武蔵野市の今の民泊状況はエアポケット状態になっているということです。まち並みや都市の機能は23区並みのみだけれど権限を持っていない、こうした状況が発生しているということになると思います。東京都所管ではございますが、今後こうした保健医療の見直しの制度の先を見て、せめて権限移譲を求めてみるということも必要ではないですか。これは首長でないと判断できません。本当に14万8,000の市民の命を守るということは、お金を配ったり物を配ったりするだけではなくて、制度のエアポケットをしっかりと埋める、東京都に理解してもらい、権限移譲をしてもらい、こうしたことをしない限りは、このまま放置される一方であります。民泊をやめる、こういう判断もできなくはないと思います。それができないのであるならば、何らかの権限を移譲してもらわなければ、今後、管理も注意も警告もできない状況にあるという武蔵野市民の状況、これを東京都の仕事ですからと言い放ってしまっただけではいけません。決して、やっていないとは言っていない。御担当はそれぞれ頑張っているのは分かっています。ですけれども、いま一つ、もう一歩、皆さんの力を寄せていただくには、こうした配慮が必要ではないですかという提案、お考えを伺いたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 民泊に関しましては東京都の権限だと、保健所の権限だということを先ほど来から御答弁させていただいております。事業にはそれぞれ所管があり、やはり権限がそこに存在している。市でしかできないことももちろんあるし、東京都しかできないこともあるし、国でしかできないこともある、そういったことをやはりお互い連携しながら、市民の安全を守っていかなくてはならないと思っております。今回は火災でございましたので、火災に関しては、これは武蔵野市にも権限がございますので、東京消防庁と連携しながら、検査というのですか——を充実するとか、そういったことはできるのではないのかなというふうに思っております。

また、病院については、確かに今現在、他自治体の病院にもお世話になっている、これは南病院がなくなったからであります。やはり今までの医療体制が崩れてしまった、今までは東部地区に南病院があり、中部地区に陽和会病院があり、西部地区に日赤病院があり——日赤は三次救急もやっておりますが——二次救急はそこで賄われていたわけです。それを周りのクリニックがしっかりと支えている。今、一番困っているのは休日診療です。休日診療は陽和会病院さんに本当に集中しておりますので、大変な負担をかけております。こういったことを考えても、やはり東部地区に休日診療ができる、二次救急ができる、災害時医療ができる病院が必要だと。これはやはり、周りの病院にお世話になっていることとはまた違うフェーズの話だと思っておりますので、それは当然、周りの病院も経営的に大変なところはあろうかと思いますが、だからといって、では南病院は要らないのかと、そういう議論にはならないわけです。しかも、今、救急で5分が命を争うと言われております。周りの病院が救急を扱っていただいておりますが、より近いところの病院に搬入されることで命が助かるということもこれはあるわけありますので、やはりそういったことを考えますと、私は武蔵野市長でありますので、武蔵野の市民を守る

不確定原稿

ためには、東部地区に二次救急医療病院、災害時医療病院、そして休日診療が担える病院、これが必要であると、このように考えているところであります。

他の質問に関しましては、部長より答弁いたします。

○環境部長（関口道美君） 深田議員のほうから再質問いただいております。まず最初に、先ほど私、市民会議の会期のほうですけども、今10期の市民会議がありまして、新たな会議体としては7月からスタートいたしますので、そういう会議体を使って様々ごみの問題について意見をいただきたいというふうに思っております。

先ほど重層的に考える部署というふうな御指摘、御提案もいただいております。夜間電力の活用のほうにもちょっとつながる話ではありますが、基本的にはごみ処理施設ですので、燃やしたごみの中の出た発電の量をどこに分けていくかというところの細かい現場を知っている人間がそこを、夜間はどのようなふうにしようかということを考える必要もあるかと思っています。今回、夜間電力が必要なところは、安定的に使っているのは浄水場ではないかというところで、そこをクリアして地消率を上げたというようなこともやっておりますので、事情が分かっているのは環境部でやっておりますので、新たな部署というよりは、環境部の中でコミュニケーションを取って対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「スマートシティ推進担当がなくなった」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） ほかに御答弁ありますか。大丈夫ですか。

○環境部長（関口道美君） 失礼しました。スマートシティ担当の、かつては担当部署がございましたけども、その担当になっていた業務は今、環境部の中で分けてやっておりますので、そこを連携しながら引き続き対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木崎 剛君） 次に、更年期障害に関する理解促進等について、15番蔵野恵美子議員。

（15番 蔵野恵美子君 登壇）（拍手）

○15番（蔵野恵美子君） 立憲民主ネットの蔵野恵美子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問は大きく3点です。1項目めは、更年期障害に関する理解促進について、2項目めは、ケアマネジャーのシャドーワーク軽減と利用者の適切な医療受診を支える院内介助への支援について、3項目めは、防犯カメラの展望についてでございます。

大きく1項目めとしまして、更年期障害に関する理解促進について伺います。

厚生労働省が2022年6月に発表した意識調査によれば、女性は50代の38.3%、40代の28.3%が、男性は50代の14.3%、40代の8.2%が更年期症状を自覚しています。しかし、そのうち約7割は医療機関を受診せず、更年期症状は誰もが経験し、いつかは終わるものとして我慢し、体調不良を押し通して働く傾向があるとの結果になっています。一方、2021年にNHKと専門機関が行ったアンケート調査から、更年期障害が原因で離職した人は、働く40代から50代の男女で、女性が約9%の46万人、男性が約7%の11万人、合計約57万人と推計されています。また、退職にまで至らなくても、昇進の辞退、非正規雇用への転換、業務量の縮小、降格などを経験する更年期ロスに直面する人が多く存在します。経済産業

不確定原稿

省などの2024年発表の最新の試算により、この問題が個人だけでなく、社会全体に巨額の損失を与えていることが可視化されました。女性の更年期障害による年間経済損失約1.9兆円、男性の更年期障害による損失約1.2兆円、合計年間損失額約3.1兆円との試算となっています。

2025年11月6日の参議院代表質問では、立憲民主党の塩村あやか参議院議員から、女性の健康課題への対応に関する質問を受けた高市早苗首相は、私自身も更年期のときに大変しんどい思いをした。社会の理解は不十分でございましたと述べ、急にホットフラッシュで汗が出ても、マスコミにそれをたたかれて写真を撮られて、割とひどい言葉で書かれたこともあると、自身の壮絶な更年期の経験を答弁原稿なしで率直に語ったことで、大きな注目を集めました。一方で、勉強を重ねるうちに、多くの男性国会議員も理解を示してくださり、政策として構築され、2024年に女性の健康総合センターが設置されたことも述べており、こうした成果を全国に広げるため、センターを司令塔として、診療拠点の整備や研究、情報発信などを進めたいと、今後取り組む課題にも触れています。

2025年6月に閣議決定した重要方針、経済財政運営と改革の基本方針2025、骨太の方針には、初めて男性の更年期障害への対応推進が明記されています。以上のように、国では更年期障害への対応が進みつつありますが、身近な自治体における対応は一部の自治体で進みつつあるものの、全体的には遅れているように感じます。そこで、本市の対応について、以下伺います。

1、更年期症状・障害に関する問題を本市としてどのように認識しているのでしょうか。また、本市においても官民を問わず、更年期障害に苦しむ人たちは一定数いると考えますが、実態を把握しているか伺います。

次に、市民・企業に向けた周知啓発の強化について伺います。

2、厚労省の調査では、不調を感じても更年期だと気づかない場合が少なくないと言われており、セルフチェックができる質問票を市ホームページに掲載するとともに、質問票を配布して、早期相談、受診につながるような働きかけが必要と考えます。例えば、女性の更年期障害の状況を示す一つの指標としてSMIスコア、男性に対してはAMSスコアというものがあり、ある程度の方向性が見極めができると言われています。こうした指標をホームページ、チラシ、SNS等で発信することにより、普及啓発をお願いしたいと考えますが、見解を伺います。

3、一方で、厚労省の調査では、自覚があるのに相談していない、医療機関を受診していないという方が、40代、50代で女性7割、男性8割に上ることが分かりました。本市では保健センターに健康相談窓口がありますが、知らない方も多く、更年期障害についての相談ができるとの認識は薄いように思います。また、更年期障害は治療で症状を和らげることが可能であり、低下したホルモンを補う治療、根本治療と、個々の症状を和らげる治療、対症療法を組み合わせで行い、多くは保険適用で治療を受けられることを知っていただくことや、そのようなアドバイスを気軽に受けられる環境も必要であると考えます。相談窓口や対応可能な市内医療機関の紹介等に関しても、ホームページ、チラシ、SNS等での発信をお願いしたいと思いますが、見解を伺います。

4、更年期障害による離職を防止するという観点から、市内企業への周知等、何らかの働きかけや連携が必要であると考えますが、企業に向けての対応について見解を伺います。

次に、市職員への周知啓発と更年期休暇について伺います。

不確定原稿

⑤鳥取県庁では2023年10月から、男女を問わず、更年期障害と見られる症状で業務が困難な職員に対し、年間5日までの有給の特別休暇を取得できるようにしました。また、埼玉県庁では病気休暇制度があり、連続給90日まで有給で休むことができます。連続7日以下の取得の場合は、原則診断書が不要であり、更年期障害で休暇を取得することもできます。以上の取組のように、まずは自治体が率先してモデルケースとなるべきと考えますが、市職員を対象とした更年期障害に関する実態調査、アンケートの実施や、管理職への研修の実施状況について伺います。

⑥本市では、現在、更年期障害で休暇を取る場合、こういった制度を使って休暇を取得しているのか。有給の更年期休暇（特別休暇）を新設することへの見解を伺います。

最後に、男性の更年期障害、LOH症候群への支援について伺います。

⑦男性の更年期障害は病態が複雑で、未解明の病とも言え、まだ医療界でも研究段階にあり、患者自身が病気と気づかなかつたり、体調の異変に気づいても受診科が分からない、また相談先が不明だったり周囲の理解が得られにくいなどのことから、症状を悪化させてしまうことがあると言われています。重度の症状に至ると、精神的不調から自己否定、無気力感に襲われるなどに及び、適切な医療を受けられないと取り返しのつかないことになる危険があります。そのような悲劇を生まないためにも、早期の支援体制の確立が必要であると考えます。まずは男性にも更年期障害があることを周知していくことが重要であり、ホームページや公式SNS、市内企業との連携により、男性の更年期障害への一層の理解促進が必要です。また、さきにも紹介した男性の更年期症状の状況を示す一つの指標であるAMSスコアなどを市のホームページや市報特集等に掲載し、相談や受診に結びつけるなど、多方面からの取組について見解を伺います。

大きく2項目めとしまして、ケアマネジャーのシャドーワーク軽減と利用者の適切な医療受診を支える院内介助への支援について伺います。2026年3月の一般質問では、主に専門性を要しない介護保険サービス以外の家事支援におけるケアマネジャーのシャドーワーク軽減に向けて、ボランティア団体やシルバー人材センター等との連携について質問をしました。その後、令和7年度武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会ケアマネジャーシャドーワーク検討チームによる、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査の結果についての資料を関係者より頂き、ヘルパーやケアマネジャーなどの有資格者等による専門性が必要な介護保険のシャドーワークがあること、その中でも院内介助における責任、時間の拘束等の負担が大きく、支援を求める回答が多いことを伺いました。そこで今回は、シャドーワークの中で専門性を要し、負担が大きいと言われる院内介助について質問したいと思います。

利用者の通院時の院内介助や診察中の対応は、身体介助や医療者との情報共有など、一定の専門性を要する支援であり、家族もしくは有資格者が担うことが望ましいと考えられています。しかし、院内介助は介護保険制度において、原則として給付対象外となっており、結果的にシャドーワークにつながっている実態があります。認知症や身体状況の低下により、1人では受診が難しい独居高齢者や、家族や就労などの様々な事情により対応する方がいない、民間の自費サービスは高額のため利用者が依頼を拒む、これらの結果としてケアマネジャーが対応せざるを得ない状況となっているのです。

通院介助は介護保険内の業務ですが、院内介助は保険外のため、往復の通院介助のみを担当するケースもあるそうです。しかし、その場合、民間サービスによる院内介助を利用する、もしくは利用

不確定原稿

せず利用者1人で診察を受ける、どちらのケースであっても、診察の待ち時間から終了までの2時間ほどを病院外で時間を潰さなければならない事例もあるとのことです。以上のように、介護保険の制度の隙間に落ちる支援である院内介助の多くは、ケアマネジャーのシャドーワークによって支えられてきた側面が大きく、こうした部分への独自支援を先行して行っている自治体も出ています。そこで、以下伺います。

1、上記のように、専門性が必要であり、民間やボランティア団体への依頼が難しく、結局ケアマネジャーのシャドーワークとなっている院内介助の実態について、市の認識を伺います。

2、文京区や目黒区のように、院内介助等の自費サービスに対し、一部費用を助成する仕組みを導入することで、家族負担やシャドーワーク抑制につなげている事例が見受けられます。武蔵野市においても、1人で受診が困難な高齢者を対象とした院内介助費用への市独自の助成事業を早急に創設することが必要と考えますが、見解を伺います。

3、まずは武蔵野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画にシャドーワーク軽減対策について掲載をいただきたいと思います。特に院内介助については専門性を要し、時間拘束が長く、利用者本人の適切な受診につながる大変重要な部分であり、市の独自助成事業について明記をいただきたいと思います。見解を伺います。

大きく3項目めとしまして、防犯カメラの展望について伺います。

10年前の2016年9月の一般質問において、市内防犯カメラの設置管理状況と展望等について一般質問を行いました。その際、2015年度における市内設置台数は合計274台、民間、商店会による設置195台、町会による設置後5台、市の設置74台と伺っています。令和8年度武蔵野市生活安全計画では、2026年3月9日現在、商店会や町会、市による防犯カメラの設置状況は合計415台、商店会288台、町会9台、市118台との記載があり、10年間で約140台増設されていることになります。

台数の増設だけでなく、昨今の全国的に発生している強盗事件を受け、10年前とは防犯カメラへの認識が変化しているとの印象を受けています。10年前の一般質問議事録を読み返してみると、1、市が単独で設置する方針は現状ないようだが、危険が懸念される箇所には市が主体的に防犯カメラの設置をするべきではないか。2、カメラの設置主体や設置場所、目的によって、安全対策課、道路課、緑のまち推進課、教育支援課など対応窓口が分かれており、市民からの情報が届きにくい縦割りの弊害について指摘をしていました。市単独の設置については検討しますとの答弁でありながら、市民からの設置依頼の箇所に関してもなかなか進まずにありました。しかし、ついに2025年夏、吉祥寺の杜宮本小路公園に市が管理する防犯カメラの設置がなされた際には、市の設置方針の大きな転換を肌で感じた瞬間でありました。昨年度、今年度と設置台数が増えておりますが、設置方針についてと今後の展望について伺いたいと思います。

1、2016年9月の一般質問において、合計274台の防犯カメラを3駅圏別に集計した内訳について質問しています。答弁では、吉祥寺地区で209台、76%、中央地区では40台、15%、境地区では25台、9%と伺っています。同様に、2026年3月9日現在の合計台数415台を3駅圏別に集計した内訳について伺います。

2、住まいの防犯対策補助事業が始まってから今日までの防犯カメラの取付けまたは交換の申請許可

不確定原稿

件数について伺います。

3、本市の防犯カメラ設置基準や管理等についての在り方はどこに記載されているか伺います。

4、本年5月19日に開催された武蔵野市生活安全対策推進協議会において、防犯カメラを主題とされた背景について伺います。また、協議会でいただいた御意見について、どのような認識がなされているか伺います。

5、令和8年度武蔵野市生活安全計画では、令和8年度も東京都の補助金を活用し、防犯カメラの設置を進めていきますとの記載がありますが、設置主体、設置場所等、現状の見通しを伺います。

6、今後の中期的な設置計画について伺います。また、本市における防犯カメラの設置の望ましい在り方、設置台数、設置基準、公と民間の設置、連携等について、どのように考えているのでしょうか。参考になるモデルなどがあれば伺います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（木崎 剛君） 暫時休憩をいたします。

○午後 5時09分 休 憩

○午後 5時30分 再 開

○議長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（小美濃安弘君） 蔵野恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の1点目、更年期症状・障害への認識や実態の把握についての御質問です。更年期症状、更年期障害の症状により仕事や日常生活へ影響を及ぼす可能性があり、お示しいただいた統計データからも、単なる個人の問題ではなく、社会全体の生産性低下や経済損失につながる重要な課題であると認識をしております。詳細な実態は把握をしておりますが、医師や保健師などによる健康相談や、保健師などによる健康なんでも相談の中で更年期障害に関する相談を受けることがあり、指導助言をするとともに、必要に応じて医療機関の受診を勧めているところであります。

2点目です。更年期症状の状況を示す指標の周知啓発に関する御質問です。過去には男女平等推進センターが発行しているまなこで、男性の更年期障害をテーマに、日常生活でのセルフケア方法やAMSスコア等を詳しく紹介したことがあります。また、健康課が行っている健康講座では、女性の健康づくり週間に合わせ、女性の更年期も含めた女性の健康をテーマに、来年3月に講座を実施する予定であります。この健康講座の機会も活用して、SMIスコアなどの指標も周知啓発してまいりたいと考えております。

次に3点目、相談窓口等の周知に関する御質問です。議員御指摘のとおり、相談先や医療機関の受診先を知っていただくことは重要であると考えますので、医師会等との連携の下、ホームページやSNS等を活用した情報発信の手法について検討してまいりたいと考えております。

4点目です。市内企業への働きかけや連携に関する御質問です。来年3月の女性の健康週間に合わせて行う健康講座では、市が昨年協定を締結した大塚製薬株式会社と連携する予定です。女性の健康をテーマにした健康講座や、企業と連携した講座の実施は初めての試みのため、これを機会に市内企業への働きかけや連携について研究してまいりたいと考えております。

不確定原稿

次に5点目、市職員へのアンケート調査や研修の実施についての御質問です。研修につきましては、管理職に限定せず、全職員対象の男女平等推進研修として、令和6年度に男女の更年期、笑顔で働くための心と体のケア講座をテーマとし、男女の更年期に焦点を当て、正しい知識の習得と理解の促進を図りました。令和8年度は、女性の健康をテーマに職員向けの講演会の開催を予定しております。現在準備中ですが、女性特有の症状や疾患等について、どのような不安や相談希望があるのか把握するためにアンケートを取る予定です。また、今年度は女性職員を対象とした内容で実施しますが、今後は管理職や男性職員向けの実施についても検討いたします。

6点目、休暇制度についての御質問です。現状では、年次有給休暇のほか、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間において病気休暇を取得することとなっております。有給でのいわゆる更年期休暇の新設につきましては今後研究してまいります。

7点目です。男性の更年期障害の周知に関する御質問です。御指摘のとおり、男性にも更年期障害があり、その確認方法や予防法、治療法などがあることを知っていただくことは重要であると認識しております。効果的な周知方法を研究しながら、市としても情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の1点目、ケアマネジャーの院内介助の実態についてであります。昨年度に実施したケアマネジャーアンケート調査において、送迎、付添い、介助を伴う通院支援に関する質問を行っており、52.7%のケアマネジャーが、自身あるいは他の介護支援専門員が対応したと回答しております。

2点目です。院内介助に対する市独自の助成事業と、3点目のシャドールワークの軽減対策と市独自助成事業の計画への記載については関連しているため、まとめてお答えをいたします。

本年度、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向けた専門部会を開催しており、その中で、院内介助を含め、ケアマネジャーのシャドールワークへの対応について検討することを予定しております。議員の御指摘のとおり、院内の介助は基本的には医療機関のスタッフにより対応すべきものとされているため、介護保険の訪問介護の対象外となっております。また、訪問介護において、各介護保険事業所とも新たな人材の確保が難しくなっているという課題もあります。そうした状況等も踏まえながら、市としてどのような対応が可能か、また有効かについて専門部会で議論をし、計画に必要な記載を行った上で有効な支援を進めていきたいと考えております。

次に、大きな3点目です。防犯カメラについての御質問です。

1点目、2026年3月9日現在の3駅圏別の街頭防犯カメラの内訳についての御質問です。市全体で415台設置されており、吉祥寺地域が268台で約65%、中央地域が89台で約21%、武蔵境地域が58台で約14%となっております。

次に2点目、住まいの防犯対策補助事業についての御質問ですが、令和7年6月から令和8年5月までの補助事業実施期間内の補助決定件数は2,443件でした。そのうち防犯カメラの申請世帯数は938件であり、決定件数と同数となっております。

次に、3点目です。本市の防犯カメラの設置基準や管理等の在り方についての御質問です。市設置の街頭防犯カメラについては、武蔵野市街頭防犯カメラ設置基準に基づき設置をしております。市設置の街頭防犯カメラの管理運用については、市民活動推進課が所管する武蔵野市防犯カメラの管理及び運用に関する規則及び教育企画課が所管する武蔵野市教育委員会防犯カメラの管理及び運用に関する規則に

不確定原稿

に基づき、それぞれの所管部署において要綱や規程を定め、管理運用を行っております。

4 点目です。生活安全対策推進協議会において防犯カメラを主題とした背景、協議会での意見についての認識の質問です。市が設置する街頭防犯カメラ設置については、第六期長期計画・調整計画でその方針について記載されたことから、令和 6 年度から、警察と協議を重ねながら、設置台数や設置場所について検討してまいりました。令和 7 年度に設置した街頭防犯カメラについて、協議会委員の皆様から御意見をいただき、最終検討したことから、今年度も御意見を伺うために議題といたしました。

協議会においては、街頭防犯カメラの設置について、委員の方々におおむね御賛同いただいたと認識しております。今年度の設置する場所の検討に活用させていただき、今後の適切な活用、管理運用に努めてまいります。

5 点目です。令和 8 年度における街頭防犯カメラの設置主体、設置場所等についての御質問です。設置主体は武蔵野市であり、今年度 25 台の設置を計画しております。設置場所については現在検討中ですが、道路の交差点や繁華街の設置を検討しております。

次に、6 点目です。中期的な設置計画等、今後の防犯カメラ設置の展望についての御質問です。第六期長期計画・調整計画で、防犯活動を行う商店会等の地域団体に対する街頭防犯カメラの設置や管理の支援を継続するとともに、公園などの公共空間への防犯カメラの設置について検討を行い、犯罪の未然防止等の取組を進めるとしております。本計画に基づき、令和 7 年度、武蔵野警察署と連携し、犯罪に利用されるおそれのある場所や危険と思われる交差点や、三駅ロータリー、公園などに 40 台の防犯カメラを設置いたしました。令和 8 年度も 25 台の防犯カメラを設置する予定です。令和 9 年度以降の防犯カメラの設置については現在未定ではありますが、現在運用している防犯カメラの状況や課題を把握した上で、設置の是非等について検討してまいります。

なお、従来、共助による取組を促すため、商店会、町会など地域団体に対する補助事業の実施や、昨年度から自助の取組を促すため住まいの防犯対策補助事業を実施するなどしており、自助、共助、公助のそれぞれの取組が安全・安心なまちづくりへ重要であると考えております。参考になる他自治体のモデル等についても情報収集を行い、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○ 15 番（蔵野恵美子君） それでは、後ろから再質問させていただきます。

防犯カメラについてでございますけれども、市内 3 駅圏での設置割合を伺いました。10 年前の割合は吉祥寺がもう断トツ 76% で、中央地区が 15% で、境地区が 9% でしたから、随分、西のほうというか、中央地区とか境地域にも増えてきているなというふうには見受けられます。でもやはり吉祥寺地域が断トツで多いなというところは変わらないのですけれども、やはり繁華街で犯罪とか、そういうことが多い、件数が多いということでは分かるのですが、ただ昨今起こっている強盗事件、これはこれまでだと地方の住宅地が多かったのです。最近是小金井市でも起こって、だんだん都心に近づいて——都心というか都内に近づいているなというふうに思っています。この犯罪というのは、繁華街ではなくて、やはり住宅街が狙われているわけです。そういうことを考えると、今年度の設置計画も繁華街と交差点にというふうにおっしゃっていましたが、これは住宅地のほうもある程度やはり考えたほうがいいのではないかなと思っています。そこら辺の見解を伺いたいのです。先日の武蔵野市生活安全対策推

不確定原稿

進協議会でも、桜堤地域の方が出ていて、その方の御意見では、やはりこっちの地域は設置が少ないので、もうちょっと設置してほしいというような御意見が出ていましたので、こういった、本市でいうと西側です——のほうの、特に住宅地の設置についての御見解を伺いたいと思います。

それと、中期的な展望に関しては、今は台数を増やしている段階であると思います。先ほどおっしゃったように、公助、共助、自助、そういった取組を本当にきちんとされていて、防犯カメラの個人宅の助成なんかも、ほかの自治体、やっているところも少しあるのですが、調べてみると割と先駆けてやっていますし、助成金額もほかの自治体と比べて多いほうで、力を入れてやっているということは評価していますけれども、これが、今増やしている段階だからいいけど、一体どこまで増やすのかなという、そういうちょっと中期的なビジョンを聞きたかったのです。

増やそうと思えば幾らでも増やせるわけです。世田谷区なんかではもう自動販売機に設置したりしていたりとか、いろいろやっているのです。いろいろなタイプの防犯カメラも出てきているのだけど、最終的にどの程度が適切だと思うのかというところを研究していただきたいなと思っています。武蔵野市というのはコンパクトなまちなので、設置箇所の把握もしやすいですし、その理想の姿というのもイメージ、想定しやすいのではないかなというふうにも思います。例えば海外の事例だとか、市民の安全と、理想のまちの在り方の高いところでの最適解というのでしょうか、そういったものも今から研究しながら台数を増やしていくというような取組をしていただきたいと思いますけれども、そこら辺は専門家の方の意見だとか警察の方の意見だとか、そういった有識者の意見を取り入れながら、そういった部分も一方で考えながら台数を増やしていただきたいと思いますというふうに思っていますけれども、見解を伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） おっしゃるとおり、市が全部至るところにつけるとというのは、これはなかなか不可能なことだと思っています。今回も——今回もというより、昨年度からの事業も、警察と協議をさせていただいて、こういったところは犯罪がかつて起こったところであり、また起こりやすいところであるというところをピックアップしていただいて、まずは昨年度40台、今年度25台設置を今年度はする、今年度はこれから設置をする予定になっています。確かに住宅に関しては、近隣市でもトクリュウではないと言われる強盗事件が起きたと。強盗というか犯罪が起きたということでございますので、それを受けて実は住まいの防犯対策事業をやったのです。なので、住宅街に関しましてはそちらの補助金を使っていただきまして、ぜひ自助の観点で防犯カメラもしくはカメラつきインターホン、こういったものを備えていただければなというふうに思っています。

今後ですが、実際に今年度つけ終わると、市で新たにつけた防犯カメラが65台になりますので、これでいいのかというのを1回、やはり総括をしなければいけないと思っています。その点におきましてはまた警察とも協議をして、もう少しこういうところにも設置したほうがいいのではなかろうかということになれば、また設置については検討していきたいなというふうに思っております。常にやはり警察との協議が第一義的に大事になってくるのではないかなと思っておりますので、また必要に応じて議会のほうにも御相談させていただければと、このように思っております。

○15番（蔵野恵美子君） 分かりました。今はとにかく増やしていくという段階なので、なかなか中期的な、先の理想像というのがちょっと見えにくい部分もあるのかなと思いますけれども、そういつ

不確定原稿

たまちづくりという観点からも研究も一方でしながら、ただ、個人宅への助成です。今はこちらでやはり住宅街は対応するというようなお考えということですから、この事業は今後も継続していただきたいのと、ぜひそういった防犯対策で、この事業の周知というのも徹底していただきたいと思います。境地域のほう、桜堤のほうの方とかにも、そういった部分の御理解もいただきながら、こういった助成があるよということで御理解をいただきながら、市の防犯カメラの設置のほうは御理解をいただいてほしいなと思います。意見としておきます。

それと院内介助でございますけれども、これ、答弁だと、医療スタッフさんをお願いしているという、お願いするものだというような、医療機関のスタッフさんをお願いするということなのですが、現場の方のお話を聞くと、医療スタッフの方はそうそうやったださらないという話ですし、結局ケアマネさんがついて、お医者さんの診療の内容をまず理解、本人が理解できるかどうかです。それを帰ってから実践できるか。処方箋の薬の飲み方も、自分で理解して、自分でそのまま帰宅してできるかというのが問題なので、医療スタッフさんに現場についてもらったとしても、それを家に帰って実践できる、するためには、本人がそれを理解できる方ならいいのだけでも、なかなか認知症の方とか軽度の方とかいろいろいらっちゃって、やはりケアマネさんがそれを聞いて、それを日常に実践しているということなのです。なのでここは、何といいましょうか、本当に私はこの介護保険制度の溝というか、溝の部分だと思っていて、やはりこういうところは、もちろん国に何とかしてくれと声を上げていただきたいですけれども、国が動くまでには時間かかる。でも現場は待たなしの状態ですから、そういったところをやはり自治体がフォローしないとならないと思っていますので、その辺について再度御見解をいただきたいと思います。

今、この人手不足が本当に深刻で、もうどの分野でもそうなのですが、特にケアマネジャーさんをはじめエッセンシャルワーカーさんへの人への投資というのが、もう今ここで、その仕組みとかを整えないと、ある日突然、武蔵野の福祉がぱたっと途絶えてしまうときが来てしまうのではないかと私は非常に心配しています。今、建設費とかが上がって、なかなかそっちが進まないけれども、やはり人への投資は今すべきときだと私は思います。各分野、ケアマネさんだけではなくですけど、そういうエッセンシャルワーカーの方とかへの待遇等も含めたことをやはり考えないと、ほかの自治体で様々、そういった目黒区だとか文京区でこの院内介助も助成金を出していますし、そっちのほうにやはり流れてしまいます。そっちできちんと考えてくれているなら、そっちで働こうとスタッフさんも思っています。ですからそういったことも含めて、もう大幅に私は、その分野、エッセンシャルワーカーさんへの助成を見直すべき時期だと思っていますけれども、市長に見解を伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） この点につきましては、担当部長よりお答えいたします。

○健康福祉部長（毛利悦子君） まず医療スタッフがというところでございますが、これは先ほどの答弁では、いわゆる介護保険の対象外になる理由として、本来、医療機関の中では医療スタッフが対応するというので、ケアマネの業務からはこれが外れている。ケアマネとかヘルパー業務から院内介助が外れているということの御説明でございますので、市として医療スタッフがやるべきであるということの御説明ではないというふうに御理解いただければと思います。

その上で、やはり院内介助を現在ケアマネがやっているという現状がございますので、そこに関して、

不確定原稿

2つ目の御質問ともかぶるのですが、ケアマネの事業者連絡会からは、ケアマネの負担による成り手不足であったり離職であったり、そういうことにつながらないかということですか、また、利用者側からしたら、この人はやってくれるけど、この人はやってくれないみたいな公平感につながるのではないということも問題意識として今回のアンケートが行われたというふうに思っております。アンケート結果も踏まえて、現在、市のほうに要望をいただいて、意見書をいただいております。その中では、院内介助に関する市独自の助成事業の創設ですとか、また、既存の社会資源、ケアマネではなくて、介護保険事業者以外で実施ができる社会資源の再整備と使いやすさの向上みたいなことも要望としていただいておりますので、今後こちらについては計画策定の中で報告をいただいて、その中で具体的に何ができるかというのを検討しまして計画のほうにも盛り込んでいく予定でございます。

○15番（蔵野恵美子君） 計画のほうに盛り込んでくださるということで、期待しております。前回の一般質問では、専門性を要しない家事援助について質問をして、ケアマネさんのシャドワーク軽減で、そういったNPOさんとかボランティア団体との協働ということで提案させていただきましたけれども、今回また全く何か違うものなのですね。こういった様々な課題がやはりケアマネさんのほうのシャドワークにはあるのだという実態を私も勉強させていただきました。私も母の院内介助、同行していましたけど、やはり本人1人では無理ですし、帰ってからのケアだとか薬のことだとか、家族がいればいいけど、いない方はどうするのだろうと本当に思います。そこら辺の支援というのは、ケアマネさんをお願いしているのであれば、それなりのやはり待遇等の検討をしていただきたいと思います。要望にします。

それと、更年期障害についてです。全体的に前向きな答弁をいただいたと思っていますし、今までもこういった講座とか勉強会等のようなことも実施されて、職員の方に対してもされていたということは分かりました。ただ、これ、何といいましょうか、ふだんのそういったルーティンで取り入れるというよりも、強化月間というか、やはり何か強化的なものをつくっていただきたいと思います。やはりこれも今、更年期障害による離職は結構重大だと思っているのです。その対象者、更年期障害の年齢の方というのは、やはり社会経験を重ねて重要な仕事を担っている年代であるということもありますし、私自身もその年代ですけれども、特にちょうど今、団塊ジュニア世代、人口の多い世代が更年期障害の世代に当てはまっている。これがやはりある程度、周囲の理解だとかがないと、離職率も本当に上がってしまって、人手不足なのに、またそこに拍車がかかるという、実は大変重要な問題をはらんでいることだと思いますので、一つ何かそういった周知啓発も含めた、この更年期障害という文言を入れた、何かタイトルのある企画をしていただきたいと思います。そういった喫緊の課題であるということに対する御認識を、いま一度伺いたいと思うのです。

これが1点と、さらに、これは学校教育への導入というのも実はちょっと必要だと思っているのです。というのは、現在、晩婚化とか晩産化で、更年期障害と育児と介護の同時進行のダブルケア、重なる状態が増えています。これも極めて深刻な社会課題と言われていまして、これまでは子育てが一段落してから親の介護が始まるというのが一般的でしたけれども、現在は、子どもがまだ手のかかる時期もしくは思春期に親の介護が始まって、さらには親の更年期障害という、この3つの負荷が同時に押し寄せるというケースが増えていて、これによって家庭崩壊だとか離婚だとか、子どもが鬱状態になるというよ

不確定原稿

うなことが社会問題として言われています。そういったことから、地域や企業だけではなくて、これは家族の理解も必要だなというふうに思うのです。

そう考えると、子ども自身、年齢にもよりますけれども、ある程度、中学生とかになった子どもが、親のこういった更年期障害というのがあるのだということをやはり理解してあげること、家族の理解という点では、やはりこれは学校教育のどこかの時点でこういった教育も必要なのではないかというふうに思うのですけれども、その点について見解を伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） ちょっと学校教育について私が答弁をしていいのかわかりませんが、ただ、今のお話は、更年期症状・障害というのを大きな意味での、大きくくりでの障害ということで考えるならば、これは全ての障害でも言えることだと思うのですが、やはり地域の理解とか家族の理解とか、例えば昔よく言われた、発達障害のお子さんが、保護者の理解がなくて、何でこんなことができないのだということをしかることによって、その子の障害がどんどん重くなってしまうというような、そういう事例が過去も随分見られたと思います。今回の更年期につきましても同じような、同類に扱っていいかどうかは別として、しかし理解の不足がそういうことを生んでいるとするならば、それはやはり家族の理解、地域の理解、こういったものを高めていくというのが、これはとても重要なことではないかと思っております。そのために、学校現場であるとか職場であるとか、また市役所が広報で何ができるのかというのは今後研究していきたいなと思っておりますし、今回質問をいただきまして、私も随分勉強させていただきました。そうなのかと思うことが随分ありましたので、今後また少し知識も深めながら、いかにして地域の中で、また武蔵野市全体の中で、この更年期症状・障害というものを認識してもらうのか、知識として認識してもらうのか、また、その認識した後はどうやってみんなでそれを支えていくのかということ、様々な媒体を使って宣伝をしていければというふうに思っています。

○15番（蔵野恵美子君） そうですね、ぜひそういった多方面からのアタックというのはやはり必要だと思っていますので、お願いしたいと思います。でも、やはり更年期障害は見えにくいのです。分かっているのだけど、何かちょっと、大丈夫ではないとか、見えにくいし、そんな緊急性を要さないというか、そんなふうに思うのだけでも、そういうものこそ私は具体的に表出させる取組というのが必要だと思っています。お願いしたいと思います。

○議 長（木崎 剛君） 次に、自然減を抑える子育て・高齢者への支援等について、10番浜田けい子議員。

（10番 浜田けい子君 登壇）（拍手）

○10番（浜田けい子君） 10番、市議会公明党、浜田けい子でございます。通告に従いまして、大きく2点質問いたします。

大きな項目1点目、自然減を抑える子育て・高齢者への支援について。

近年、少子高齢化の影響で自然減が拡大しています。自然減とは、死亡者数が出生者数を上回っている状態、報道では、2025年、人口の自然減はおよそ90万人で、19年連続、また、日本人の出生数はおおよそ67万人で、前年からおおよそ1万5,000人減少し、10年連続で過去最少ということでした。本市は若年層や単身世帯の転入で人口微増と見えていますが、少子化による自然減は進んでいきます。自然減を抑

不確定原稿

えるためには、従来の子育て支援ではまだ足りないということで、子どもを産み育てやすい環境づくりと、そして高齢者の健康寿命の延伸のために、本市の独自の支援について以下伺います。

（１）自然減が今後の行政運営に与える影響をどのように分析しているのか伺います。

（２）低出生体重児とその家族への支援について。令和６年１２月第４回定例会では、今後も低出生体重児やその家族に寄り添った丁寧な支援を行ってまいりますとの答弁がありました。生まれたときの体重が２,５００グラム未満の赤ちゃんを低出生体重児、さらに、１,０００グラム未満の赤ちゃんを超低出生体重児とされ、新生児集中治療室ＮＩＣＵ——以降、ＮＩＣＵと言いますが——そこに入院をし、特別な治療やケアを必要とする場合があります、発育、発達にも注意が必要です。さらには、低出生体重児のお子様を出産されたお母さんたちは、３時間置きの母乳搾乳を勧められます。しかし、搾乳器や取った母乳の保管のための冷凍母乳パックは、生まれた全ての赤ちゃんが使うわけではないので、購入価格はおむつより高く、月１万円を超えるということです。それでも必ず必要なものであり、赤ちゃんの状態によって、数か月間使用が続くことがあります。低出生体重児の家庭は外出しづらい、同じ月齢の子と発達差があるなどの理由で、孤立しやすい状況があります。本市においても出生数の減少が続く一方で、低出生体重児で生まれる子どもは約９から１０％高い割合で推移をしています。低出生体重児はＮＩＣＵ退院後も、医療的ケア、発達フォロー、家族の心理的負担など、長期にわたる支援も必要です。そこで、子どもを産み育てやすい環境づくりの一つである、低出生体重児とその家族への今後の支援について伺います。

①前回、本市における２,５００グラム未満の出生数を確認したところ、毎年約１００人の赤ちゃんが低出生体重児で生まれています。令和６年、令和７年の現状と課題を伺います。

②低出生体重児の家庭では、搾乳器や母乳パックなど、医療費以外の負担が大きいことが全国の当事者調査でも明らかになっています。鹿児島県日置市は、全国初の低出生体重児の家族を支援する取組として、搾乳器や母乳パックの購入費用を助成する低出生体重児等支援事業を導入しました。体重２,５００グラム未満で生まれ、入院が必要となった赤ちゃんとその家族を対象に、搾乳器や母乳パックの購入費用の半額、上限２万円を助成しています。本市としても、低出生体重児とその家族を支える仕組みを強化する必要があると考えます。日置市の先進事例を参考に、本市としても購入費用などの助成をする検討はされないのか、見解を伺います。

③未熟児養育医療給付事業は、医療費を公費で負担する重要な制度ですが、搾乳器、母乳パック、母乳搬送の交通費、保冷用品など、家族が直面する実質的な負担は対象外です。特に武蔵野市はＮＩＣＵが市外にもあるため、医療費以外の負担も大きく、制度の空白が生じています。この空白を埋めるために、搾乳器、母乳パック助成や母乳搬送支援など、市独自の支援が必要だと考えます。見解を伺います。

④本市の発達フォローアップ体制の現状と課題を伺います。また、フォローアップ外来受診への助成制度の検討状況を伺います。

⑤低出生体重児向けの小集団教室、オンライン相談、子育て支援拠点での専門相談日の設置について、本市の現状と今後の方向性を伺います。

⑥東京都は、ドナーミルクを使用できる環境を整えるため、令和７年度からドナーミルク利用支援事業を開始し、ＮＩＣＵを持つ医療機関での利用を補助しています。ドナーミルクとは、健康で母乳がよ

不確定原稿

く出るお母さんから寄付をされた母乳のことです。提供される母乳は、感染症検査や細菌検査、低温殺菌など、厳しい基準を満たしたもののだけが使用されます。特に出生体重1,500グラム未満で生まれた赤ちゃんは腸の機能が未熟で、人工乳よりも母乳のほうが病気のリスクを下げられることが知られています。そのため、自分のお母さんの母乳で育てられるようになるまでのつなぎとして活用されています。また、お母さんが体調不良で搾乳が難しいときや、薬の影響で一時的に母乳があげられない場合にも利用されます。母乳バンク、ドナーミルクの提供やドナー登録の現状と、ドナーミルク利用家庭への本市独自の支援について見解を伺います。

⑦市民に向けて、ドナーミルクの利用促進、周知はどのようにされているのか伺います。

⑧当事者支援のために、親の交流の場をつくれないうか、見解を伺います。

(3) 健康寿命の延伸のために、高齢者肺炎球菌結合型ワクチン独自助成の創設について。

高齢者において肺炎は、がんや心疾患と並び、主要な死亡原因の一つであり、その多くを肺炎球菌感染症が占め、死因の第5位です。基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため、肺炎の予防対策の重要性は年々高まっています。国は、これまで高齢者の肺炎予防対策として、肺炎球菌ワクチンの定期接種制度を進めてきましたが、令和6年度からは定期接種の対象が満65歳の者に限定をされました。これにより、従来の経過措置年齢であった70歳、75歳などの対象者が制度から外れることとなり、その結果、高齢者の多くが公費負担なしで、約1万2,000円から1万5,000円と、高額的全額自己負担となります。肺炎の罹患や重症化のリスクが高い高齢者の接種機会の減少や接種率の低下が懸念され、健康格差も拡大をします。さらに、令和8年4月からは、定期接種に使用できるワクチンが20価肺炎球菌結合型ワクチン、PCV20という、免疫応答の質や持続性の面で従来のワクチンよりも優れていると、国としても高い予防効果と費用対効果を評価し、変更されました。以上の制度変更を踏まえ、自治体独自助成の必要性があると考えます。本市として高齢者の肺炎予防をどのように進めていくのか確認するとともに、健康寿命を延ばすため、さらなる予防対策について伺います。

①令和6年度に定期接種の対象が満65歳に変更された後の本市における令和6年度、令和7年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の接種率と、制度変更前の接種率を伺います。また、比較してどのような傾向が見られるのか伺います。

②肺炎による死亡者のうち、65歳以上、特に70歳以上が占める割合について、本市の認識を伺います。

③現行の制度の下では、65歳時に接種機会を逃した方や——私も逃しました——過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種し、効果低下が懸念される方など、定期接種制度だけでは十分にカバーされない高齢者層が生じていると考えます。肺炎による重症化、死亡リスクが年齢とともに高まっている実態を踏まえ、こうした制度のはざまにある高齢者への対応の必要性について見解を伺います。

④高齢者の健康維持、重症化予防、医療費抑制の観点から、満66歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌結合ワクチン、PCV20の助成事業を実施してはどうかと考えます。特に、65歳で定期接種の機会を逃した方、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種し、効果の低下が懸念される方も対象とすることで、より実効性の高い肺炎予防対策になると考えますが、見解を伺います。

大きな項目2点目、身近な市民相談より、自転車新ルールに伴う市民生活への影響と市の対応について。

不確定原稿

本市は、誰もが安全・快適に自転車と共存した暮らしを楽しめるまちを基本理念とし、自転車安全利用促進施策をより推進する必要があるとして、自転車等総合計画を3月に策定しています。立派な表紙で作っていただいているのですが、これです。そして4月から、16歳以上が自転車で信号無視などの交通違反をした場合に反則金を科す青切符制度が開始されました。背景には、国内の交通事故は全体で減少が続ける中、自転車が絡む事故は年間7万件前後と横ばいで推移し、全体に占める割合は増加傾向で、特に自転車が歩行者にぶつかる事故が増えています。昨年は3,269件で、過去20年で最多となり、10年前と比べると3割増えているとのことです。本市においても、交通事故発生件数に対する自転車関与事故件数の割合である自転車関与率は60%以上となっており、全国や東京都全体と比較しても極めて高い水準で推移しているということです。新制度が4月に始まってから2か月が経過しました。新ルールは国の制度とはいえ、実際に道路を利用するのは市民であり、市としての周知啓発、そして警察との連携が不可欠です。

今回、自動車が自転車の右側を通過する際、双方に新たな義務も課されます。自動車と自転車に十分な間隔がないとき、自動車は安全な速度で進行し、自転車はできる限り道路左端に寄る必要があり、いずれも違反は青切符の対象、警察庁は、自動車を取る間隔を少なくとも1メートル程度、それを確保できないときの速度を時速20から30キロ程度との目安を示しました。

施行初日から見られた深刻な問題として、市民の方から御意見がありました。道路が狭いので、自転車が白線内を走れず、歩道に逃げるケースが多発、また、自転車の速度が極端に遅い場合、車列が伸びて交通渋滞が発生していると、本市計画の理念とは裏腹に、現場では安全性と交通の円滑性の両方が損なわれているとのことです。そのような中で、公明党の司隆史参議院議員が3月、4月の国会質問で、自転車の幼児用座席に同乗できる子どものルールを緩和するべきと問題提起をし、実情を踏まえたルール見直しの検討が進められると示されました。安全を大前提に、現場の実情に応じた見直しや対応が大切だと考え、市の対応について以下伺います。

①市民からは、どこまでが違反なのか分かりにくい。歩道と車道の使い分けが難しい、狭い道路で車道を走るのは危険という声が多く寄せられています。市民の不安や混乱が生じている現状をどのように把握し、対応しているのか伺います。また、特に高齢者、子育て世帯、外国人住民など、交通ルールの理解に差が出やすい層へどのように対応しているのか伺います。

②新ルールは国の制度とはいえ、実際に道路を利用するのは市民であり、市としての周知が不可欠です。広報紙、ホームページ、SNSなどの情報だけでは届きにくい、高齢者、外国人への直接的な周知も必要だと考えます。現状、市としてどのような周知啓発を行っているのか伺います。

③市民からは、知らないうちに違反になってしまうのではという声も耳にします。市の広報、学校教育、地域団体との連携や取組、特に外国人住民向けの多言語対応はどうなっているのか伺います。

④ルールでは車道走行の原則が改めて強調されていますが、市内には、車道走行が危険な狭あい道路や、歩道と車道の区別が曖昧な場所、路面標示が薄くなっている等、市として自転車走行環境の現状をどう評価し、自転車レーン整備や危険箇所の優先改善をどう進めるのか伺います。

⑤警察の取締り強化により、違反行為の抑止は期待できますが、市民からは、罰則よりも、まずルールを知りたいという声もあります。特に通学路や駅周辺など、事故リスクの高い場所での重点的な啓発

不確定原稿

活動の検討や、警察と連携した取組の考えはあるか伺います。

⑥聞き取り困難症の方は、ノイズキャンセリングのイヤホンを装着することにより、安全性を保つことができます。音楽を聴くためのイヤホンとは性能が全く違うのにもかかわらず、見た目は同じなので、当事者から、警察の取締りを受けるのではないかと不安の声が上がっていると伺いました。警察や地域の理解が必要なことから、周囲への周知の方法や、何か対策が必要だと考えます。本市としての認識、警察との連携状況、周知啓発の考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 浜田けい子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の1点目、人口の自然減が今後の行政運営に与える影響をどのように分析しているかという御質問です。本市の人口動態においては、自然増減より社会増減による影響が大きいため、自然減がそのまま人口減少に直結しているという状況ではありません。一方、国全体では、人口の自然減による人口減少は深刻な状況であり、長期的には本市においても影響があるものと認識しております。人口の自然減による影響は、税収減少や労働力不足を招き、行政サービスの維持に大きな影響を与えるものと考えます。また、本市においては、自然減による年少人口の減少により、保育園や学校の施設整備等に影響があるものと考えます。これらを踏まえて、市といたしましても、出産、育児を望む市民の皆様が安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めてまいります。加えて、若年世代の確保や高齢者の社会参加の機会を充実させ、地域社会を支える担い手を確保し、持続可能な武蔵野市の構築が必要であると認識しているところでございます。

次に、2点目の1点目です。低出生体重児の現状と課題に関する御質問です。2,500グラム未満の出生数は、令和6年度は91人、令和7年度は69人でした。低出生体重児はNICU等への入院や、退院後の発達フォローが必要となる場合があり、保護者も育児や将来への不安を抱きやすい状況がございます。また、医療機関が市外となるケースも多く、通院や面会に伴う負担が生じることも課題と認識しております。

次に、2点目と3点目は、搾乳器や母乳パットの助成に関する内容ですので、まとめて御答弁をいたします。日置市の例を御紹介いただきました。本市としても、国の制度である未熟児養育医療給付事業のほか、独自の支援を実施しております。ゆりかごむさしの面接でお渡ししている子ども子育て応援券1万円分は対象を絞らず配付するものですが、搾乳器や母乳パットを含む育児用品の購入に充当可能と考えております。また、子育て世代外出支援事業、ムーベビ事業を開始するなど、経済的な負担軽減に関する取組を実施しております。負担軽減に関して、他自治体の取組や、国、東京都の動向を注視しながら、市民ニーズの把握なども総合的に勘案して今後も研究してまいります。

次に、（2）の4番目、発達フォローアップ体制に関する御質問です。乳幼児健康診査に加え、必要に応じて乳幼児発達相談、乳幼児発達健康診査、幼児健診フォロークラス等の母子保健事業や、保健師等による相談支援等を通じて発達状況を確認しております。また、必要に応じて、児童発達支援センター等へつなげております。フォローアップ外来は、乳幼児医療費助成制度によって医療費は無償となっていますが、交通費等は自己負担となります。先ほど御案内の子育て世代外出支援事業、ムーベビ事業による支援が始まっているところであります。

不確定原稿

次に5点目、専門相談日等の設置についてであります。低出生体重児に特化した小集団教室ではございませんが、市では乳幼児健診後のフォロークラスや、親支援グループミーティング事業を小集団で実施し、必要に応じて心理相談員、保健師等による相談事業を行っております。当事者のニーズ等を踏まえながら、効果的な支援について研究してまいります。

次に、6点目です。母乳バンク、ドナーミルクの提供や、ドナー登録の現状及びドナーミルク利用家庭への独自の支援についての御質問です。ドナーミルクの提供やドナー登録は医療機関が実施するものと認識しております。市独自の支援制度はございませんが、都の事業の活用状況等を注視してまいります。

次に、7点目です。市民向けのドナーミルクの利用促進、周知に関する御質問です。ドナーミルクの利用については、市として、NICUを有する医療機関において、医師等から対象となる家族へ説明が行われます。今後も都や医療機関と連携しながら、必要な情報提供に努めてまいります。

次に8点目、当事者支援のための交流の場を設けることについてであります。低出生体重児の保護者は育児や発達に対する不安を抱えやすく、同じ経験を持つ保護者同士の交流が心理的支援につながるものと認識しております。低出生体重児の保護者に特化した事業は実施しておりませんが、都が発行するのびのび——これはNICU入院支援手帳——を活用し、低出生体重児やその家族に寄り添った、丁寧な支援を行ってまいります。

次に、大きな(3)の1点目、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の接種率に関する御質問です。

対象者に対し、65歳の誕生日を迎える月の月末に予診票を発送して、個別に勧奨しております。対象年齢である間は年度をまたいでも接種は可能であるため、予診票の発送年度と接種日が属する年度が異なる場合もありますが、目安として、当該年度の予診票の発送数に対する接種者の割合についてお答えいたします。令和6年度は26.1%、令和7年度は集計中でございます。制度変更前については、令和2年度は25%、令和3年度は36.4%、令和4年度は21.5%、令和5年度は22.6%となっております。令和3年度の接種割合が高いのは、都の補助の拡大により自己負担が軽減された初年度のためと分析しています。それ以外の年は20%台が続いており、おおむね横ばい傾向になっております。

続きまして2点目、肺炎により死亡される方の年齢に関する御質問です。厚生労働省の統計によりますと、65歳以上の高齢者の方々は肺炎で死亡される割合が高まる傾向にあると認識しています。免疫力の低下や基礎疾患の有無により重症化しやすいことが背景にあると考えています。

次に、定期接種対象外の高齢者への対応に対する御質問です。定期接種の対象年齢時に接種されなかった方や、過去にワクチン接種されたものの免疫低下が懸念される方もいらっしゃるかと認識しております。そうした方々が免疫を獲得するためのワクチン接種は有効と考えています。

4点目です。独自の予防接種に関する助成実施に関する御質問です。ワクチン接種による肺炎予防の効果は認識しておりますが、接種日当日に65歳の方と、60歳から64歳で心臓等に重い障害のある方以外については任意接種の扱いとなり、医師と相談の上、予防接種の効果や副反応等を理解した上で、御自身で判断して接種していただくものと認識しております。任意接種の一部助成につきましては、現時点では検討していませんが、今後も国の動向や他の自治体の動向を注視してまいります。

次に、大きな2点目です。自転車のルールに関する御質問です。①番から③番、自転車の交通ルール

不確定原稿

の改正に伴う市民への影響と市の把握、対応、周知啓発、外国人住民等への対応に関する御質問です。これは関連いたしておりますので一括してお答えいたします。

自転車に関する交通ルールにつきましては、令和6年11月に、ながら運転や酒気帯び運転の罰則が強化され、令和8年4月には、いわゆる青切符による反則金制度が導入されました。市民の皆様から様々な声が寄せられることは承知しており、武蔵野警察署と連携し、何が違反となるのかを分かりやすくお伝えするよう努めております。特に高齢者や子育て世代、外国人住民など、ルールの理解に差が生じやすい方々に対しましては、世代や対象に応じた講習会の実施など、きめ細やかな働きかけが重要であると認識しております。なお、一般講習会では、聴覚障害のある方にも御参加いただけるよう、手話通訳者を介した講習会を実施しております。

周知啓発につきましては、4月1日号の市報1面での集英社「怪しいおまわりさん」とのタイアップ企画や、コラムを用いた市長からの呼びかけをはじめ、季刊むさしの、市ホームページ、各種SNSにより積極的な広報を行っております。また加えて、駅前の大型ビジョンやFM-むさしのでの放映、街頭啓発、駐輪場でのポスター掲示、ゆりかごむさしのフェスティバル、桜まつりや地域のイベントでの啓発など、複数の手段を組み合わせで行っております。今後は自転車安全利用講習会など、直接お伝えする機会を一層重視してまいります。また、小学校での自転車安全教室や、中学校でのスタントマンによる事故再現型のスケアードストレート方式の講習など、学校教育とも連携して取り組んでおります。外国人住民の方への多言語による対応は現状限られておりますので、やさしい日本語の活用や関係団体との連携を含め、誰もが正しくルールを理解できるよう、周知の充実に努めてまいります。

4点目です。自転車の走行環境の現状評価と、自転車レーンの整備や危険箇所の優先的な改善の進め方に関する御質問です。市では、武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画に基づき、車道通行を基本とした自転車走行空間の整備を進めております。一方で、市内の道路は幅員が狭く、自転車専用レーンの設置が物理的に困難な箇所が多いことや、路面標示の薄れといった課題があることは認識しております。こうした道路では、車道混在型の自転車ナビマーク等により、車道での通行位置を明示し、武蔵野警察署と連携しながら整備を進めてまいりました。今後も計画に位置づけた路線の整備を着実に進めるとともに、事故の状況や道路の特性を踏まえ、危険性の高い箇所から優先的に、路面標示の補修も含めて改善を図ってまいります。

5点目です。通学路や駅周辺など、事故リスクの高い場所での重点的な啓発と、警察と連携した取組についての御質問です。ルールの定着には、罰則による抑止だけでなく、市民お一人お一人に正しいルールを知っていただくための啓発が重要であると認識しております。市では自転車安全利用講習会をはじめ、武蔵野警察署と連携した取組を継続して進めております。特に駅周辺では、三駅周辺で実施する自転車マナーアップ街頭キャンペーンや、5月、10月のマナーアップ月間における啓発を行い、通学路を含む地域では、市内全小学校での交通安全教室や、中学校でのスケアードストレート方式の講習を武蔵野警察署と連携して実施しております。今後も事故リスクの高い場所を重点に、警察や関係団体と連携した啓発を一層強化してまいります。

次に、聞き取り困難症の方がノイズキャンセリングイヤホンを装着して自転車を運転される場合の市の認識、警察との連携、周知啓発に関する御質問です。自転車運転時のイヤホン等につきましては、そ

不確定原稿

の装着自体を一律に禁止するものではなく、東京都道路交通規則により、安全な運転に必要な交通に関する音や声が聞こえないような状態で運転することが禁止されていると認識しております。聞き取り困難症の方が周囲の交通の音を聞き取るためにノイズキャンセリング機能を活用されている事情があることは市としても受け止めるべき大切な視点であるため、市報等においても、周りの音が聞こえない状態でのイヤホンなどの着用という表記を行っております。個別の取締りにつきましては警察の判断によるものであるため、市といたしましては、武蔵野警察署と連携し、こうした当事者の方の事情や不安について情報を共有するとともに、見た目が同じであることによる誤解から不安が生じることのないよう、正しい理解が広がる周知の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○10番（浜田けい子君） 御答弁ありがとうございました。それでは、後ろのほうから再質問をさせていただきます。

まず、自転車新ルールについてです。最初に、交通ルールの理解に差が出やすい層ということで、答弁の中でも、子育て世代、高齢者の方、また外国人の方ということで答弁をいただきました。ルールでは車道走行の原則が改めて強調されているわけですが、やはり私のところにも子育て世代のお母さんが、子どもを乗せて狭い車道での走行が不安だと、具体的な相談が複数寄せられました。あとは、例えば一時停止無視は青切符の対象になるのだと知らなかったという方もいらっしゃいました。私も車を運転するので、一時停止という部分では分かるのですが、分からない方もいると。ただ今後、知らなかったでは済まない時代になっているので、しっかりとやはりその辺も、ルールの周知という部分は大事ではないかなというふうに思っています。

この総合計画、もう本当に丁寧に作成をしていますが、先ほどから安全利用講習会のことも答弁の中で数か所ありましたけれども、この講習会のことを知らないという、この計画にもありましたけれども、知らない、知っているけれども利用していない方が3分の2以上いらっしゃる。でもこの52ページに、先ほども答弁にありましたが、その人に合った、ライフステージに応じた講習会の拡充をしていくというふうにも書かれているのですが、理想というか、十分分かるのですが、子育て世代に長時間での講習会だとか、本当に無理があるのではないかなというふうに思っています。短く具体的に直接届く周知が必要ではないかという部分で、もう一度、見解を伺いたいと思っています。

4番目の道路環境の整備、インフラについてですが、これも計画で、生活道路の整備について、幅員や防護柵の状況を踏まえ検討が進んでいないと、はっきり明記をされて評価をしておりますが、先ほどもありましたが、危険箇所についてしっかり周知もしてやっていくということでしたけど、市として、その危険箇所のリストをしっかり作成して、優先整備を明確化していくべきではないかなというふうに思っていますが、その点についていかがでしょうか。

6点目の聞き取り困難症の方についてですが、しっかり御答弁いただきましたけれども、一昨日、ヘルプマークのことで他の委員が質問されていましたが、外見から分かりにくい困難者理解促進についてということで、当事者の方にはヘルプマークの強化、活用強化をしっかり呼びかける、そのヘルプマークをつけた方に対して市民がどう行動するかしっかり周知をしていくことが大事ではないかというふうに一昨日の答弁でも言われていましたので、ヘルプマークの活用強化の呼びかけと、周囲

不確定原稿

がどう行動するかという周知について、その点を伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） これは武蔵野市の特徴でもあるのですが、交通事故のうち6割が自転車を紹介する事故なのです——6割以上です。6割以上なので、本当に青切符だけなら、罰則、反則金で済む話ですが、つい先日も市長車で乗っておりましたら、もう本当に大回りで、一時停止を無視して大回りで道に出てくる車に本当にぶつかりそうな感じがございました。反則金だけでなく、命を落とす、こういう危険な運転に関しましては、やはりしっかりとルールを守っていただきたいなというふうに思っております。

個々の質問に関しましては、担当部長よりお答えいたします。

○都市整備部長（高橋弘樹君） 3点御質問いただいたと認識しております。改めて、本年4月から交通ルールの罰則化ということで、本市においては自転車の使用が非常に多いということで、市民に関する影響というものが大きいのだなというのを改めて認識しているところでございます。周知啓発につきましては、様々市長のほうから答弁申し上げましたが、あらゆる媒体とか様々な年代に合わせて考えられる周知啓発というものを積み重ねてきたと思ってございます。ただし、今回質問いただいていますように、子育て世代の方ですとか、あと高齢者、外国人の方への直接的な周知、そういったところというのはなかなか関連団体等も、今後そういったところに周知も含めて拡大はしていきたいと思ってございますが、まだ足りない部分もあると思ってございますので、その辺の視点というのも新たに入れて、今後、啓発活動に取り組んでいきたいと思ってございます。

2点目の自転車走行空間のお話でございます。議員からもありましたけれども、なかなか、歩車道分離しているようなところについては一定整備のほうはもう進んでいるというところで、今できていないところというのは確かに幅員が狭いようなところで、どういったところの対応をしていかなくてはいけないのかというところが市のほうでも課題とされているところでございます。優先順位というお話がございましたが、走行環境づくり推進計画に位置づけた路線というのを基本としつつ、事故の発生状況ですとか交通量、あと道路の幅員の特性を踏まえて優先順位というのを定めて整備、改善に努めてまいりたいと思ってございます。また、市民の皆様からお寄せいただく危険箇所の御意見というのも、市のほうにも入っていますし、警察のほうにも当然入っていますので、その辺については連携させてやっていけたらなと思ってございます。

最後、3点目でございます。ノイズキャンセリングイヤホンのお話の中で、ヘルプマークのお話もございました。こちらについても、まさに今回の件の市のほうの認識としても新たな視点で、こういったところの視点も大事にしないといけないというのを改めて認識しているところでございます。そういった市に寄せられている意見も含めて、交通管理者の警察ともよくそういった現場の声というのを意見交換させていただきながら、取締りに御不安があるというお声ですので、そういったところも連携して、市民の方の不安払拭に努めてまいりたいと思ってございます。

○10番（浜田けい子君） ありがとうございます。前向きな答弁だったと認識しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。取締りは本当に警察の仕事で、しっかり連携をいただいているということで、十分分かりました。本当に市民の方が安全に自転車を利用できる環境と周知体制を整えるのは、やはり行政の責任だというふうに思っています。他自治体では、市独自の何かキャラクターをつく

不確定原稿

って、キャラクターチラシとか作成をして周知啓発に力を入れているというような、そういう例もありましたので、しっかり本市のこの計画の理念と計画が損なわれないように努力していただきたいと思っておりますので、これは要望です。よろしくお願いします。

次に、高齢者の肺炎球菌結合型ワクチン独自助成について伺いたいと思います。特に肺炎は高齢者の生活の質を大きく損なう疾患でもあり、予防接種は健康寿命の延伸のため、また、地域包括ケアの観点からも重要な施策だというふうに考えております。1番、2番と状況を伺いましたのであれなのですが、その状況、実態を踏まえた上で、独自助成という部分、66歳以上の方の独自助成ということで、高齢者の肺炎の予防、寝たきり・要介護の防止はもちろんなのですが、医療費の削減という部分でどうかということ伺いたいと思うのですが、高齢であるほど肺炎後の不良のケースが多くて、平均入院日数が18日、治療費は約95万円にも上るといふ、そういう資料も示されています。後期高齢者医療費にも影響します。一方、ワクチン助成は数千円で済むのです。今65歳の方は、市は5,000円で助成をしておりますが、費用対効果が極めて高い施策なので、市独自助成を行った場合の医療費の削減効果に期待ができると思います。

その認識をどうされているのかというふうに1点伺いたいのと、2点目には、新型コロナウイルス感染症の流行時、また、過去の災害時の教訓を踏まえたときに、平時からやはり肺炎球菌感染症を予防しておくということは、感染症流行時や災害時における医療提供体制の逼迫や、いわゆる医療崩壊を防ぐ観点からも極めて重要だということです。東日本大震災のときに、日本赤十字社が70歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの接種を支援いたしました。これは単なる健康施策にとどまらず、防災・減災対策そのものであるというふうに考えます。見解を伺いたいと思います。2点伺います。

○市 長（小美濃安弘君） では、担当部長からお答えいたします。

○保健医療担当部長（田中博徳君） 予防接種を打つことによる医療費の削減効果のほうからでございますけれども、確かに可能性とすると、ワクチンを打たれたことによって肺炎にかかる率とかも下がりますので、削減される可能性はあるのではないかと考えています。一方、こちらの肺炎球菌のワクチンなのですが、平成26年度から定期接種となっているところなのですが、そのときから、最初65歳の方に加えて、5歳刻みの方で定期接種ということで対象としていまして、それを10年間行っていますので、それらの方は2回接種する可能性があったものというふうに認識をしています。また、平成6年度につきましては、東京都のほうでまた独自の補助を行ったということもございまして、こちらについても接種する機会があったのかなというふうに思っているところでございます。

あと2点目の災害時の件なのですが、こちらにつきましても、やはり災害時、なかなか医療体制も十分なものが得られなくなりますし、また、皆さんが集まったりとか環境も変わるということで、御高齢の方は特に体調を崩すリスクがあるかと思ひまして、こちらにつきましても健康を保つことには有用ではないかというふうに認識はしているところでございます。

ただ一方、実際こちらにつきましても、市独自で補助していくかということ、また考え方が少し整理するところがあるのかなと思ひまして、予防接種、定期接種にするかどうかということにつきましても、国のほうで様々な費用対効果ですとか安全性とかワクチンの有効性、こちらを検討した上で示しているものかと思ひます。また、現時点ですけど、国のほうも、先ほどの20億ですか、こちらの

不確定原稿

ワクチン接種についても検討の対象になっているということもお聞きしているところでございます。今まで市のほうで助成の対象としたものとしますと、やはり国とか都とかからの補助金があるもの、また集団の感染予防につながるものということで、今まで任意接種につきましては補助をしてくれていますので、こちらにつきましても、市長のほうからも答弁させていただきましたが、国の動向とかを見ながら研究をしていくものというふうに認識をしているところでございます。

○10番（浜田けい子君） ありがとうございます。御答弁いただきました。要するに、国の動向、都の動向をしっかりと見て研究するという御答弁だったと思うのですが、効果が分かるというふうに御答弁いただきましたので、やはりしっかりと市として独自に判断するというのを念頭に入れていただいて、独自助成をするかどうかということを、意思があるのかどうかというのを明確にさせていただきたい。研究をしていくということが明確になるのかなというふうに期待をいたしますが、その点、もう一度伺いたいと思っております。

20価という部分で、今年4月から新しく接種できるということで、今まで23価を接種していた方にも今回どうなのかという部分で伺いましたけれども、定期接種制度の対象者のみにとどまるということではなくて、先ほど壇上で言いましたけれども、制度のはざまにいる66歳、今までは5歳刻みでという部分でありましたけれど、今は65歳のみということなので、私もその外れた1人なのであれなのですが、5歳刻みのときに、70歳ぐらいでいいのかなというふうに思ったのです。そういう方はたくさんいらっしゃると思いますので、対象者のみ、65歳だけにとどまらず、その制度のはざまにいる高齢者をどう守るか、どういうふうにやっていくのかというのはやはり自治体の責任でもあるというふうに思っておりますので、その点でもう一度、費用対効果は極めて高いという部分で認識をしていただいていると思いますので、もう一度その点について伺いたいと思います。

○保健医療担当部長（田中博徳君） 先ほどお答えした中で平成6年というふうに私、お答えしてしまったようですが、令和6年度でございます。そちら訂正をさせていただきます。

あと、先ほどの研究していくのかということでございますけれども、こちらにつきましては、本当に実際ワクチンを打つということは、我々も定期接種のときには、ワクチンを打つことの有効性、また、こちらリスクも当然御検討いただいた上でなのですが、進めていくというようなところでございますので、こちらにつきましては国の動向に、本当に研究——研究というか注視をさせていただきまして、こちらにつきまして定期接種なり、また国、都の補助が出るようなことになりましたら、速やかに対応していきたいというふうに思っているところでございます。

またもう1点、65歳の方のみかということなのですが、現状の制度としますと65歳の方のみが対象となっておりますので、繰り返しの御答弁になってしまうのですが、補助の、定期接種の対象となっている65歳の方に必要な定期接種等を受けていただくように、引き続き周知等を進めていくということしていきたいというふうに思っているところでございます。

○10番（浜田けい子君） ありがとうございます。費用対効果が極めて高いという部分と、やはり高齢者の寿命の延伸という部分で、今後、未来への投資という部分でしっかり研究をしていただきたいと思います。最後に、期間限定でもいいと思います。年齢や、その対象を限定した形でも構わないので、しっかり前向きな検討を進めていただけたら、可能なところから実施していただけたらなという

不確定原稿

ふうに思っておりますので、強く要望させていただきたいと思います。

次に、低出生体重児とその家族の支援について伺いたいと思います。壇上でも御紹介させていただきました、日置市での経済的支援という部分で紹介させていただきました。これは経済的支援だけでなく、自治体が、また社会があなたを支えているという心理的な支えにもなる施策だというふうに言われています。答弁にもありましたけれども、武蔵野市は未熟児養育医療給付事業とか、あと令和8年度から新規事業でも始めました子育て世代のムーベビ事業という部分では大変評価をしておりますが、消耗品や備品などへの助成はありません。産後ケアや助産師訪問、重要な支援では十分理解をしておりますが、既存制度では対応できない部分というのがやはりあるのです。その既存制度では対応できない新たなニーズがあるという認識はしっかりされているのか、その認識に対してどうなのかという部分を1点伺いたいと思います。

2点目には、これもまた財政面です。だから財政面を考えても、搾乳器、母乳パットの助成というのは1家庭当たりで数万円で実施可能だというふうに思っております。健康保険が適用される医療費や薬代は無償化の対象なのですけれども、病室の差額ベッド、おむつ代、ミルク代はやはり実費、長期間の入院となると負担もやはり大きくなります。しっかり武蔵野市のこどもまんなか社会施策に対して、効果的な支援ではないかというふうに考えていますので、この支援の創設、制度の創設についてぜひ考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市 長（小美濃安弘君） このムーベビ事業は、前から御答弁をさせていただいておりますけれども、本当に私個人的に、自分の家族が、低出生体重児ではなかったのですが、しかし近い体重で生まれてきてしまったので、そうすると頻繁に病院に行くのです。実際にその病院に行くと、結構いるのです。それは大きな病院でしたから武蔵野市民だけではないと思いますけれども、ああ、こんなにいるのだというのがまず第一、私が自覚をした。それならば、こういったお子さんを持つ御家族の方は相当苦勞されているだろうというのが一番最初の私のこのムーベビに結びつける発想だったわけでありまして、まずは移動支援をしっかりとしようと。また、そのときにも議論していただいたのですが、子ども子育て応援券があるではないかという御意見があったのですが、しかしそれだけではないのだと、やはり移動支援のために、移動支援に特化したサービスが必要なのだということでムーベビ事業につなげていきましたので、まずは新規事業をやりますので、今後またそういった必要が出てくれば、またしっかり検討していきたいと思いますが、一遍に全部やるというわけにもなかなかいきませんので、財源的にもいきませんので、まずはこのムーベビ事業、そして東京都も支援をしておりますし、子ども子育て応援券もございますので、まずは様々なものを駆使していただいた推移を見させていただければなというふうに思っています。

○10番（浜田けい子君） ありがとうございます。様々支援をしていただいているというのは十分理解をしております。ですが、さらにという部分で、この低出生体重児には支援が必要だと思って今回質疑をさせていただいています。一遍にはいかないという部分は理解をしますので、今後しっかり検討していただきたいと思います。

最後に、ドナーミルクの件です。これも答弁が、東京都を注視、東京都のドナーミルク利用支援事業をということで紹介しましたので、しっかり東京都の注視をしていくという部分で答弁いただきました。

不確定原稿

けれども、まだやはり皆さん、周知という部分では進んでいないのかなというふうに思います。課題があるというふうに答弁を聞いていて思いました。

このドナーミルクも、壇上で紹介しましたがけれども、しっかり赤ちゃんの命を守るというために、必要とする赤ちゃんに安心して届く体制をしっかりと構築していくということが大事ではないかというふうに思っております。母乳を提供するドナーと支援する医療機関の拡充のために東京都が補助を出していると、医療機関もやはりまだ現場では少ないというふうに伺っていますけれども、東京都の補助でも、実際には問診、採血、説明だの手間が多くて、1件3,000円と少ないのだと。市内の医療機関が積極的にドナー登録を受け入れにくい、都の3,000円だけなので受け入れにくいと、そういう状況もあるというふうに伺っています。そのために武蔵野市が、その上乗せではないですけれども、3,000円から5,000円の上乗せ補助を出すと、市内の産科、助産院が登録しても赤字にならない、そういう環境になるというふうに伺いました。市内でドナー登録する施設を増やすということは、市民の赤ちゃんの命を守る基盤整備がしっかりできるのではないかと、そこにつながるのではないかとというふうに考えて市の見解を伺ったわけですが、答弁では子ども応援券だとか、子育て応援券だとか様々な支援があるというふうにも、何回も繰り返しますが、理解をしておりますが、もう一度、ドナーミルクについての見解を伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 担当部長よりお答えをいたします。

○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（齋藤尚志君） 市長も先ほどお話しされておりましたけれども、今回、議員には様々なニーズがあるということを御提案していただいたというふうに考えております。そういう意味では、議員からのお話もありましたが、医療機関や利用者のニーズ等を様々な聞きながら研究してまいりたいと思っております。

○10番（浜田けい子君） ありがとうございます。しっかり様々なニーズがあるということを理解していただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。赤ちゃんの体調に一喜一憂して、心身ともに余裕がない時期だからこそ、こうした経済的なサポートはもちろんなのですが、安心感につながるというふうに思っています。だから、これからの赤ちゃんのためにも、しっかり必要な、確実な支援を受けられるように、子どもを産み育てやすい環境づくりと切れ目のない支援体制の構築で、しっかり少しでも自然減を抑えることができるように積極的に取り組んでいただくことを強く要望して、終わります。

以上です。

○議 長（木崎 剛君） お諮りいたします。日程はなお残っておりますが、本日はこの程度をもって延会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

次の本会議は6月12日午前10時から開きます。なお、ただいま御着席の方々には改めて御通知をいたしませんので、さよう御了承願います。

本日はこれにて延会いたします。

○午後 6時55分 延 会